

令和7年度  
包括外部監査の結果報告書

群馬県包括外部監査人

正田 章倫

## 内容

I	包括外部監査の概要	1
1.	監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（テーマ）	1
3.	テーマを選定した理由及び監査の視点	1
4.	主な監査手続	2
5.	監査の実施期間	2
6.	包括外部監査人及び補助者	2
7.	利害関係	2
8.	その他	2
II	監査対象の概要	3
1.	水関連事業の範囲と本監査における位置付け	3
2.	県が作成している水道関連の事業計画等について	4
3.	各部局・事務所の組織及び事務の概要	7
4.	テーマの選定にあたり対象とした事業等について	10
III	監査結果及び意見	12
	監査結果及び意見の件数一覧	12
◆	対象とした水道事業に係る監査結果及び意見	13
◆	対象とした流域下水道事業に係る監査結果及び意見	47
◆	往査した水道事業及び工業用水道事業の監査結果及び意見	65
◆	往査した流域下水道事業の監査結果及び意見	89
IV	平成24年度包括外部監査結果のその後の状況について	114

## I 包括外部監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査である。

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### (1) 監査テーマ

水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について

#### (2) 監査対象

次の部局の所管する地方公営企業及び関係部署を対象とする。

健康福祉部	:	水道事業
県土整備部	:	流域下水道事業
企業局	:	工業用水道事業 水道用水供給事業

#### (3) 監査の対象期間

原則として、令和 6 年度（必要に応じて他の年度についても対象とする）。

### 3. テーマを選定した理由及び監査の視点

群馬県は、関東の北西部、東京から 100 km 圏内に位置し、東京への通勤も 1 時間と一般的な通勤圏内とされる時間内にある。南部に平坦地が広がり、北部や西部は山地が多くを占める内陸県である。県北部には、流域面積で日本一を誇る利根川の水源があり、国土交通省所管、県土整備部所管等併せて 40 を超える多くのダム施設を有し、東京をはじめとする関東地方の水瓶として貴重な水資源を供給している。

そのため、流域下水道の整備による流域河川の水質保全是、本県のみならず関係する他県の飲料水にも影響する重要な任務であるが、令和 6 年度末において市町村別の汚水処理人口普及率は、全国平均 93.7% に対して群馬県は 85.8% となっており、令和 5 年度末から 0.8 ポイント増加しているものの、全国順位 38 位にとどまっており、普及率の向上は継続的な課題となっている。

加えて、最近、近県において流域下水道の下水道管の破損に起因すると思われる陥没が起き、人命に影響を及ぼす事故が発生している。水道の整備が始まり、半世紀の年月が経過していることによる老朽化も原因の一つとしてあげられている中で、本県においても、長期的視野に立ち永続的に水質保全事業を実施するための事業のあり方について、負担の公平性の観点及び経済性・効率性・有効性の観点から包括外部監査のテーマとすることは意義のあることであると判断した。

工業用水道事業についても、地域開発のための基盤整備事業として、環境及び国土の保全を図る地盤沈下対策事業として重要な役割を果たしてきた。日本の地方企業はここ数年で大きく変革している中で、工業用水道の需要は変化してきており、今後の事業のあり方について再度長期的な視点に立ち有効性・効率性の観点での検討が必要であると考える。

#### 4. 主な監査手続

- (1) 関係所属からの概況聴取
- (2) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- (3) 現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

#### 5. 監査の実施期間

令和7年9月5日から令和8年3月25日まで

#### 6. 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人  
公認会計士 正田 章倫
- (2) 補助者  
公認会計士 宮一 行男  
公認会計士 田中（北原） 陽子  
公認会計士 塚原 督成  
公認会計士 立見 嘉章  
弁護士 村越 芳美

#### 7. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

#### 8. その他

- (1) この報告書は、法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。
- (2) 上記意見は、各所属に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。
- (4) 報告書文中の□で囲まれた中の記載は、当該指摘事項や意見等を要約して記載したものである。

## II 監査対象の概要

### 1. 水関連事業の範囲と本監査における位置付け

本監査は、県における上・下水道に関する事業のうち、健康福祉部が所管する水道行政（市町村水道を含む水道事業全体に係る制度運用、指導・助言、衛生確保に関する取組等）、企業局が所管する水道事業及び工業用水道事業、並びに県土整備部が所管する流域下水道事業を主な対象として実施したものである。これらの事業は、県民生活や産業活動を支える基幹インフラであるとともに、広域的な水源の保全や公共用水域の水質保全の観点からも重要な役割を担っている。

健康福祉部が所管する水道行政は、水道法等に基づき、水道の安全性及び信頼性の確保に向け、市町村等の水道事業者に対する指導・助言、関係制度の運用、衛生確保に関する取組等を担うものである。水道事業が住民生活に直結する基幹インフラであることを踏まえると、事業運営（供給・施設）に加え、制度運用や衛生確保等の行政的側面を含めた取組の実態を把握することは重要である。

水道事業（いわゆる県営水道）は、県央地域を中心とした市町村の上水道事業者に対し、利根川水系の表流水を水源とする浄水を卸供給する水道用水供給事業であり、地下水依存からの転換と地盤沈下対策を図る観点から整備・運営されてきた。一方、工業用水道事業は、工場等の事業所に対して、主として冷却水や洗浄水として利用される工業用水を供給することを目的とし、産業振興と地下水保全の両面から位置付けられている。

流域下水道事業は、市町村が整備する公共下水道等からの下水を受け入れ、幹線管渠や水質浄化センターにより広域的に処理・放流する事業であり、利根川等の公共用水域の水質保全と生活環境の改善に資するものである。県は、利根川上流流域下水道及び東毛流域下水道の施設整備・維持管理を通じ、複数市町村にまたがる汚濁負荷の効率的な削減を図っている。

なお、上記のうち、企業局及び県土整備部が実施する事業は、公営企業として公営企業会計（複式簿記・発生主義）により経理され、損益計算書及び貸借対照表等の決算書が作成されている（流域下水道事業については令和2年度から適用）。

このため、本監査では、予算・決算上の現金収支に加え、減価償却費や企業債等を含むコスト構造及び資産・負債の状況も踏まえ、経営の持続可能性の観点から検証を行うこととした。併せて、会計情報の活用状況（投資判断及び事業運営管理への反映）についても検証対象に含めた。

特に、① 将来の人口減少や需要縮小を踏まえた施設整備・更新投資の在り方、② 包括的民間委託等による民間活用の状況と契約内容、③ 財政状況とともに、人員不足を踏まえた職員体制や労務管理（業務量の配分や時間外勤務の状況など）、技術・ノウハウの継承といった観点から、関係する計画や予算、組織体制、個別事業の運営実態等を検証することとした。

## 2. 県が作成している水道関連の事業計画等について

県における水関連施策は、県政運営の最上位計画である「新・群馬県総合計画」を頂点として、その下に「群馬県水道ビジョン」や「群馬県流域下水道事業経営計画」等の分野別計画が位置付けられている。

「新・群馬県総合計画」は、県の20年後の目指す姿を描く「ビジョン」と、今後10年間に重点的に取り組む具体的政策を示す「基本計画」により構成され、令和3年度から令和12年度までを計画期間として施策の推進を図るものである。同計画においては、「水の安心・安全」に係る課題として、水質汚染、施設の老朽化、災害対応、職員の技術継承及び水需要の縮小等が挙げられ、これらに対応する施策の方向性が示されている。

### 《水関連施策に関する計画体系一覧》

新・群馬県総合計画（G VISION 2040）

→ 【水道・下水道分野の最上位計画】

群馬県水道ビジョン

群馬県汚水処理計画

→ 【個別の経営計画等】

群馬県流域下水道事業経営計画（流域下水道事業）

→ 【企業局の事業分野の最上位計画】

第2次群馬県企業局経営基本計画（水道事業）

第2次群馬県企業局経営基本計画（工業用水道事業）

本監査において特に関連が深い計画は、概ね次のとおりである。

### 【上下水道関連の主な計画と本監査との関係】

計画名	計画期間	主な対象・位置付け	本監査との関係
新・群馬県総合計画 (G VISION 2040)	令和3年度～ 令和12年度	県政運営の最上位方針 (20年後のビジョン+ 今後10年の基本計 画)。水の安心・安全等 を含む政策の方向性を示 す。	水関連施策全体の位置付け (上位方針)を確認する際 の参照基準
群馬県水道ビジョン	令和2年度～ 令和11年度	県内の水道用水供給事業 及び市町村水道等を対象 とした、水道分野全体の ビジョン・方向性を示す 計画	水道用水供給事業(県営水 道)の整備・更新や広域連 携の基本的な考え方を示す 上位計画として位置付けら れる。

第2次群馬県企業局経営基本計画	令和3年度～令和12年度	企業局全体の経営方針及び電気事業・工業用水道事業・水道事業等の事業別経営計画を定める。	水道事業及び工業用水道事業の需要見通し、投資方針、料金・財政運営等の基礎となる経営計画として位置付けられる。
群馬県汚水処理計画	令和5年度～令和14年度	県域全体の汚水処理（下水道・農集排・浄化槽等）の整備手法・整備区域等の基本方針を整理した計画	汚水処理の整備方針を確認する際の参照基準
群馬県流域下水道事業経営計画	令和3年度～令和12年度	利根川上流及び東毛流域下水道事業を対象とした経営計画であり、施設整備・更新、耐震化、料金・財政運営等の方針を示す。	流域下水道事業の中長期的な投資・経営の方向性を確認する際の基準となる。
その他の関連計画 （例：流域別下水道整備総合計画、ストックマネジメント計画等）	それぞれの計画期間による	個別施設・区域における整備、改築更新、点検・調査等を具体化する計画	個別の施設更新の優先順位付け、計画の実行性等を確認する際に参照する。

以上のとおり、本監査に関連する上下水道分野の主な計画は、県政運営の最上位方針である「新・群馬県総合計画」を前提として、水道分野では「群馬県水道ビジョン」、汚水処理分野では「群馬県汚水処理計画」がそれぞれ県域の方向性（ものさし）を示し、これらを踏まえて「群馬県企業局経営基本計画」や「群馬県流域下水道事業経営計画」において事業運営・投資の具体化が図られている。

各計画の概要は以下のとおりである。

#### （1）群馬県水道ビジョン

群馬県水道ビジョンは、水道の理想像を「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から整理し、人口減少や施設老朽化、職員数の減少等を踏まえた当面10年間の施策の方向性を示すものである。圏域別の給水量の推移・将来予測、水道施設の更新・耐震化、広域連携・統合の推進、料金と経営の健全性の確保等が主な内容とされており、県営水道事業を含む県内水道事業全体の「ものさし」として位置付けられている。

#### （2）第2次群馬県企業局経営基本計画

第2次群馬県企業局経営基本計画は、企業局全体の経営目標及び各事業の経営方針・投資計画等を取りまとめたものであり、第3章において水道事業（県営水道）及び工業用水道事業の事業別経営計画が示されている。水道事業では、県央地域に対す

る安全・安定的な水道用水の供給と、施設更新・耐震化、効率的な施設運用、健全な財政運営を柱とする経営方針が整理されている。工業用水道事業では、契約水量の減少等の経営環境の変化を踏まえ、施設の計画的更新や耐震化、料金・需要動向を見据えた収支見通し等が示されている。

### (3) 群馬県汚水処理計画

群馬県汚水処理計画は、県域の汚水処理について、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等を対象に、地域の実情に応じた効率的かつ適正な配置・整備（いわゆるベストミックス）を推進するため、当面 10 年間の整備方針・方向性を示すものである。計画期間は令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とされ、広域化・共同化の取組を織り込むとともに、汚水処理人口普及率を令和 14 年度末までに 92.0%へ向上させること、汚水処理施設の統廃合を令和 14 年度末までに 16 箇所を実施すること等の目標を掲げており、下水道・汚水処理の整備方針の「前提（県域のものさし）」として位置付けられている。

### (4) 群馬県流域下水道事業経営計画

群馬県流域下水道事業経営計画は、利根川上流流域下水道及び東毛流域下水道の施設整備・維持管理、耐震化、財政運営等に関する中長期的な方針を定めたものであり、「安定した下水道サービスの提供」「安心・安全なまちづくりの推進」「経営基盤の強化」の 3 つを基本方針としている。人口減少に伴う汚水量の減少や、既存施設の老朽化、包括的民間委託の継続・見直し等を踏まえた投資・更新需要の見通しが整理されている。

上記のうち、「第 2 次群馬県企業局経営基本計画」における「事業別経営計画（Ⅲ 水道事業）」においては、以下の 3 つの経営方針と取組方針が記載されている。

● 経営方針 1 安全で質の高い水道用水の供給
【取組 1】適切な浄水処理
【取組 2】水質管理体制の充実・強化
● 経営方針 2 強靱な水道の構築
【取組 1】計画的な修繕、更新・改良等
【取組 2】保守管理の徹底
【取組 3】危機管理体制の充実
【取組 4】DX を活用した保守管理の充実・強化
● 経営方針 3 収益力の向上と効率的な運営
【取組 1】広域連携に向けた取組として県央第二水道の施設利用率の向上
【取組 2】受水市町村との連携による効率的な給水計画
【取組 3】浄水発生土の農業や園芸への有効活用
【取組 4】水道発電における再生可能エネルギー電力の自家消費によるコスト削減等

「新・群馬県総合計画」や「群馬県水道ビジョン」の中では、企業局が水道事業者として果たす役割が具体的には示されておらず、上記の「第2次群馬県企業局経営基本計画」において示されている3つの経営方針及び各取組方針と、「新・群馬県総合計画」や「群馬県水道ビジョン」に定められている対応策等との関連性が必ずしも明確に整理されているとはいえないものの、「群馬県水道ビジョン」に掲げられている3つの基本方針である「安全」「強靱」「持続」は、これらの計画の全体にわたり共有されている基本的な理念として位置づけられているものであり、目指す方向性について一定の整合性は有していると考えられる。

また、「群馬県汚水処理計画」は、県内の汚水処理の基本的な方向性を示す分野別計画として、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の役割分担や整備の優先順位等を整理し、効率的かつ計画的な汚水処理の推進を図るものである。

流域下水道事業においては、上位計画及び分野別計画に示された考え方や方針を踏まえ、「群馬県流域下水道事業経営計画」を策定し、流域下水道として保有する水質浄化センター、幹線管渠等の施設について、維持管理及び更新投資の基本方針、財政見通し、経営目標等を定めている。なお、同経営計画は、上位計画及び分野別計画との整合性を確保しつつ、施策の連動及び進捗管理の一体性を担保する趣旨で取りまとめられている。

本監査では、これら計画に示された方針・目標と、実際の事業運営状況との整合性を確認することとした。

### 3. 各部局・事務所組織及び事務の概要

#### (1) 水道事業における組織と関連事業の所掌

県における水道行政は、健康福祉部食品・生活衛生課水道係が、水道事業の認可・指導監督及び水道水質指導を担うなど、制度面・水質面の統括機能を有している。こうした統括の下、県は将来にわたり安全・安心な水道を維持するため、人口減少等による経営環境の変化や施設老朽化、技術継承等の課題を踏まえ、県内水道が目指すべき方向性と実現方策を示す「群馬県水道ビジョン」を策定している。さらに、ビジョンが示す将来像を具体化する観点から、「群馬県水道広域化推進プラン」（以下「広域化推進プラン」という。）を通じて、圏域単位での施設の統廃合・役割分担等を含む広域連携の検討を進める枠組みを整理している。

一方、県内の水道関連事業の実施主体は、市町村水道事業者等のほか、地方公営企業として設置された企業局があり、同局が実施する水道事業（水道用水供給事業）及び工業用水道事業が監査対象となる。水道事業については主として県央第一水道事務所及び県央第二水道事務所が所掌し、工業用水道事業については渋川工業用水道事務所及び東毛工業用水道事務所が所掌している。

各事務所は、管理係・浄水係・建設係等の係を設置し、施設の運転・維持管理、水質管理、施設整備に関する調査・設計並びに工事の発注・監理等の業務を分担してい

る。また、本庁の水道課は、経営企画、財務及び料金制度の検討等を担い、各事務所と連携しながら中長期的な投資・経営計画を策定している。

具体的には、以下の組織階層となっている。

○健康福祉部 食品・生活衛生課

・水道係

○企業局 水道課

・水道係

県央第一水道事務所

県央第二水道事務所

水質管理センター（県央第二水道事務所内に所在）

・工業用水道係

渋川工業用水道事務所

東毛工業用水道事務所

(2) 流域下水道事業の組織と関連事業の所掌

流域下水道事業については、県土整備部の所管のもと、利根川上流流域下水道及び東毛流域下水道に関する計画立案、施設整備、維持管理等の事務が行われている。

具体的には、以下の組織階層となっている。

○県土整備部 下水環境課（県の下水道行政の統括課）

・流域経営係

・計画係

・流域整備係

・下水道総合事務所（流域下水道の建設・維持管理を統括する地域機関）

県央水質浄化センター

奥利根水質浄化センター

桐生水質浄化センター

西邑楽水質浄化センター

利根備前島水質浄化センター（県が施設の建設、太田市が維持管理）

平塚水質浄化センター（県が施設の建設、伊勢崎市が維持管理）

全体像としては、下水環境課が統括しつつ、地域機関として下水道総合事務所があり、こちらが流域下水道施設の建設も含めた実務を担うという組織階層になっている。

下水道総合事務所において、県央水質浄化センター等の各センターが、終末処理場として汚水の処理・放流や汚泥処理等を担っている。

また、一部の処理区（新田処理区及び佐波処理区）については、県が設置した施設を基に、太田市及び伊勢崎市が終末処理場の運転管理を行うなど、市町村との役割分担のもとで事業が実施されている。県は、施設整備・更新の計画策定や、流域下水道全体の経営管理、広域的な水質保全の観点からの調整を担っている。

【本監査に関連する主な部局・事務所の整理】

区分	部局・事務所名	主な所掌事務	本監査における役割
水道行政	食品・生活衛生課 ・水道係	水道事業の認可・指導監督及び水道水質指導	当係での水道事業での役割及び全体方針について説明を受け、監査を実施
水道事業・工業用水道事業	企業局水道課 ・水道係 ・工業用水道係	水道事業及び工業用水道事業の経営企画、料金制度、財政運営等	水道・工業用水に関する計画・予算・決算・料金等の全体方針について説明を受け監査を実施
水道事業	県央第一水道事務所	利根川表流水（群馬用水榛名幹線）を水源とし、前橋市、高崎市、吉岡町、榛東村への水道用水供給を実施	県営水道の中核施設として、施設整備・維持管理、需要・給水実績、料金収入等の状況を確認
水道事業	県央第二水道事務所	利根川表流水（群馬用水赤城幹線）を水源とし、前橋市、桐生市、伊勢崎市、渋川市、玉村町への水道用水供給を実施	事業統合の背景・影響、施設の老朽化状況、今後の運用方針等を確認
工業用水道事業	渋川工業用水道事務所	渋川地域を中心とした工業団地等に対し、工業用水を供給	契約水量・実使用水量、施設更新・料金水準等を確認
工業用水道事業	東毛工業用水道事務所	東毛地域の工業団地等に対し、工業用水を供給	契約水量・実使用水量、施設更新・料金水準等を確認
流域下水道事業	下水環境課流域経営係	流域下水道の維持管理及び流域下水道の予算、決算及び経理	維持管理・財務面の統括窓口としての全体方針について説明を受け、監査を実施
下水道事業	下水環境課計画係	汚水処理計画の策定、流域別下水道整備総合計画の策定及び公共下水道事業に関すること。	計画・市町村調整の所管窓口としての全体方針について説明を受け、監査を実施
流域下水道事業	下水環境課流域整備係	流域下水道の建設及び関連公共下水道との調整	整備・更新（建設）事業の所管窓口としての全体方針について説明を受け、監査を実施
流域下水道事業	下水道総合事務所	下水道事業管理計画、関係市町村の連絡調整、及び処理場の運転・維持管理、水質管理、施設の建設・維持管理（電気・機械/土木・建築）、契約等の調整	現場実施機関（運転・水質管理・工事・契約）の実施状況につき全体方針について説明を受け、監査を実施

流域下水道事業	各水質浄化センター	流域下水道の終末処理場として、汚水処理・汚泥処理等を実施	包括的民間委託を含む維持管理体制、処理能力・実処理水量、更新需要等を確認
---------	-----------	------------------------------	--------------------------------------

#### 4. テーマの選定に当たり対象とした事業等について

本監査では、前述のとおり、水道事業、工業用水道事業及び流域下水道事業を対象としているが、限られた監査資源の中で重点的に検証を行うべき事業・施設として、上記の3課6係（食品・生活衛生課1、企業局水道課2、下水環境課3）と企業局の4つの事務所（水道2、工業用水2）及び下水道総合事務所と6つの水質浄化センター等を往査対象として選定した。

選定に当たっては、事業規模（給水量・処理水量、料金収入等）、施設の老朽度や更新需要、包括的民間委託等の導入状況、今後の再編方針や広域連携の動向等を総合的に勘案するとともに、群馬県水道ビジョンや群馬県流域下水道事業経営計画において位置付けられている重点施策との関連を考慮した。

##### 【重点的に往査対象とした事業・施設】

事業区分	事務所・施設名	主な対象区域等	主な監査観点
水道事業	県央第一水道事務所	前橋市、高崎市、吉岡町、榛東村への水道用水供給	県営水道の中核施設としての役割、施設更新・耐震化、需要動向と投資・料金の関係等
水道事業	県央第二水道事務所	前橋市、桐生市、伊勢崎市、渋川市、玉村町への水道用水供給	事業統合の背景・影響、施設の老朽化状況、今後の運用方針等
水道・工業用水事業	水質管理センター	水道用水供給事業の水質検査業務	事業統合の背景・影響、施設の老朽化状況、今後の運用方針等
工業用水道事業	渋川工業用水道事務所	渋川地域を中心とした工業団地等への工業用水供給	契約水量と実使用水量の乖離、設備更新、料金水準と経営収支等
工業用水道事業	東毛工業用水道事務所	東毛地域の工業団地等への工業用水供給	需要動向と施設規模の適合性、設備更新の妥当性等
流域下水道事業	下水道総合事務所（県央水質浄化センター）	利根川上流流域下水道（県央処理区）の終末処理場	更新需要と投資計画、処理能力と実績、包括的民間委託の運用状況等
流域下水道事業	奥利根水質浄化センター	利根川上流流域下水道（奥利根処理区）の終末処理場	同上
流域下水道事業	桐生水質浄化センター	東毛流域下水道（桐生処理区）の終末処理場	同上
流域下水道事業	西邑楽水質浄化センター	東毛流域下水道（西邑楽処理区）の終末処理場	同上

流域下水道事業	利根備前島水質浄化センター	東毛流域下水道（新田処理区）の終末処理場	太田市が維持管理を実施。視察を中心に実施
流域下水道事業	平塚水質浄化センター	東毛流域下水道（佐波処理区）の終末処理場	伊勢崎市が維持管理を実施。視察を中心に実施

このほか、統計資料や決算書等により全体の状況を把握しつつ、往査先から得られた具体的な事例や数値を踏まえ、次章以降において投資、包括的民間委託及び経営の観点から監査結果及び監査意見を整理することとした。

### III 監査結果及び意見

#### 監査結果及び意見の件数一覧 水道事業及び工業用水道事業

事務所・担当課等	指摘事項	意見	計
健康福祉部 食品・生活衛生課	—	3	3
企業局 水道課	1	10	11
県央第一水道事務所	1	1	2
県央第二水道事務所 (水質管理センター含む)	—	—	—
渋川工業用水道事務所	1	5	6
東毛工業用水道事務所	—	3	3
【合計】	3	22	25

(注) 本表は、往査時に抽出した事項を便宜上、検出元の事業所ごとに集計している。対応部署は事項により異なり、企業局内の関係部署（本庁各課を含む。）において対応を要するものを含む。

#### 流域下水道事業

事務所・担当課等	指摘事項	意見	計
県土整備部 下水環境課 流域経営係	1	1	2
県土整備部 下水環境課 計画係	—	2	2
県土整備部 下水環境課 流域整備係	—	—	—
下水道総合事務所	1	8	9
水質浄化センター（6箇所合算）※	—	1	1
【合計】	2	12	14

※ 水質浄化センターは、6箇所（県央・奥利根・桐生・西邑楽・利根備前島・平塚）に係る指摘・意見を合算して記載している。

各事務所等における個別の指摘・意見について、水道事業、流域下水道事業で同一趣旨（同内容）のものも含めている。本監査は、中長期的な視点に立ち、将来にわたる事業継続及び安定供給（安定処理）の確保に影響し得る重要な論点に着目し、重点的に整理したものである。

## ◆対象とした水道事業に係る監査結果及び意見

### 1. 健康福祉部食品・生活衛生課 水道係

#### (1) 計画との関連性

計画：群馬県水道ビジョン

事業と計画との関連性：群馬県水道ビジョンの実現のため、広域化推進プランの方向性も踏まえ、市町村水道等における水道施設の維持管理・更新の適正化（点検・保全の推進、計画的な更新の促進等）を支援するとともに、水質・衛生管理の確保や事故・災害時の対応力向上に向けた関係機関との連携・助言等を通じて、県内水道の安全性・信頼性及び持続可能性の向上を図っている事業である。

#### (2) 事業の概要

##### ① 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和4年度	1,912,342	1,656,929	255,413	
令和5年度	1,679,022	1,885,746	△206,724	注1
令和6年度	1,870,176	121,030	1,749,146	注2

注1：繰越等の影響により、当初予算額と比較して、補助金の金額が増加した。

注2：令和6年度において、予算時点では国からの交付金が県を介して交付される予定であったが、実際には、県を介さず、国から直接市町村へ交付されることになったため、大幅な差額が発生した。

##### ② 事業目的

水道事業の普及と基盤強化及び地震等の災害に強い水道施設の整備推進を図るとともに、農薬類、化学物質、病原性微生物等による水道水の汚染を防止し、安全な飲料水の安定した供給体制を確立する。

##### ③ 根拠法令等

水道法、群馬県小水道条例

##### ④ 事業計画及び内容

- イ 災害に強い水道づくり促進費補助 20,975 千円  
市町村が経営する簡易水道の老朽施設耐震化整備に関する補助
- ロ 水道事業経営指導 1,841,729 千円  
広域連携等による水道事業の適切な経営を指導
- ハ 水道施設整備指導 6,829 千円  
水道事業の適切な施設保全・更新を指導
- ニ 水道施設監視 204 千円
- ホ 精度管理事業 439 千円

⑤ 令和6年度当初予算の概要

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	一般財源	合計
1,842,835	2,578	24,763	1,870,176
(99%)	(0%)	(1%)	(100%)

その他特定財源は、市町村に対する交付金に消費税分が含まれているため、当該金額を市町村から回収した金額である。

⑥ 令和6年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
1 報酬	1,765	
2 職員手当	661	
4 共済費	405	
8 旅費	192	
10 需用費	1,027	
11 役務費	32	
13 使賃費	89	
18 補助金等	96,554	市町村への交付金
22 償還金利息	2,564	
18 補助金等(繰越)	17,737	市町村への交付金
合計	121,030	

⑦ 需用費の内容

(単位：千円)

需用費の内容	決算額
コピー代、書籍購入など	1,027

⑧ 補助金等の内容

(単位：千円)

補助金等の内容	交付先	決算額
≪水道事業経営指導≫		
災害に強い水道づくり促進費補助	中之条町長	4,375
〃	長野原町長(水道)	6,017
〃	長野原町長(浅間高原水道)	5,973
〃	嬭恋村長	4,268
その他	その他	82
	小計	20,715

<p>《水道施設整備指導》</p>		
重要給水施設管路耐震化事業	前橋市	30,500
重要給水施設管路耐震化事業	前橋市	17,865
配水池等の耐震化事業	前橋市	8,514
水路管路改善事業	桐生市	3,576
老朽管更新事業	下仁田町	8,466
老朽管（石綿管）更新事業	東吾妻町	6,918
	小計	75,839
	合計	96,554
<p>【繰越分】</p>		
<p>《水道施設整備指導》</p>		
重要給水施設管路耐震化事業	前橋市	17,737

### (3) 監査結果（指摘又は意見）

#### ① 水道普及率及び未普及に対する対応について（意見1）

未普及人口の実態及び要因を踏まえ、県は関係市町村と連携して取組を継続しつつ、未普及解消に向けた支援等並びに自己水源利用者の水質安全確保（検査の把握・周知、必要時の支援方針）を進めることが有用である。

#### （現状及び問題点）

水道は、住民の生命・健康の保持に不可欠な生活基盤であり、衛生的で安全な飲料水の安定供給を確保することは、水道行政の基本的な目的である。この観点から、未普及の解消により水道普及率の更なる向上を図ることは、県民の健康で快適な生活環境の確保の観点から重要な意義を有する。

本県の水道普及率は高水準にあり、令和6年3月31日時点で99.6%である一方、未普及人口は6,916人である。未普及の背景としては、井戸水等の自己水源を継続利用している世帯が存在すること、水道への切替えに伴い給水装置工事費用（宅内配管を含む。）等の自己負担が生じ得ること等が挙げられる。

県においては、関係市町村等と連携し、自己水源からの切替えに関する働きかけ等を行っているところである。一方、未普及人口の規模や上記要因を踏まえた費用対効果の検討、具体的施策（対象の把握、周知・相談対応、支援の在り方等）の体系的な検討状況について確認したところ、現時点で明確な枠組みとして整理されていない。

また、自己水源の継続利用が見込まれる場合には、住民の健康確保の観点から、自己水源の水質の安全性に留意する必要がある。

#### （改善策）

未普及の解消（普及率の更なる向上）に向け、県においては、関係市町村等と連携して、未普及の解消に資する周知・相談対応や働きかけ等の取組を行っているところである。今後は、これらの取組について、未普及人口の規模・分布及び未普及の要因（自己水源の継続利

用意向、給水装置工事費等の負担等)を踏まえつつ、支援の在り方等を整理しておくことが有用である。

また、自己水源の継続利用が見込まれる場合には、関係市町村と連携し、自己水源に係る定期的な水質検査の実施状況の把握・周知、必要に応じた助言等を行うとともに、水質上のリスクが認められる場合の対応方針(市町村の応急給水などの方法を含む。)についても整理しておくことが重要である。

## ② 水道ビジョンの実効性確保に向けた PDCA サイクルの整備・運用について(意見2)

水道ビジョンに基づく取組は日常的に推進している一方、計画と実績を対比して検証し翌年度計画へ反映する PDCA の仕組みが体系的に整備・運用されていない。監査過程で作成した整理表(成果指標・取組・実施結果等の一覧)を起点に、年度当初から翌年度計画まで追跡できる定型運用として位置付け、必要に応じて予算・決算対比も行うことが望ましい。

### (現状及び問題点)

食品・生活衛生課水道係においては、群馬県水道ビジョンの趣旨を踏まえ、市町村等関係者との調整・支援、情報共有、課題把握等に日常的に取り組み、限られた体制の中で水道行政の推進に尽力している。

一方で、群馬県水道ビジョンに掲げる対応策について、年度末等における計画(数値目標・取組)と実績(実施結果・達成状況)を対比して検証し、翌年度の事業計画へ反映する一連の手続(PDCA サイクル)が、体系的に整備・運用されている状況ではなかった。そのため、掲げる目標の達成状況が把握できていないほか、課題や改善点が記録として残りにくく、部内で共有されにくい状況となっており、翌年度計画にも具体的に反映されにくい。以上を踏まえると、ビジョンの実効性確保の観点から改善の余地がある。

### (評価すべき点)

一方で、監査の過程における助言等も踏まえ、水道ビジョンの記載内容を改めて確認し、実際の実施内容を翌年度の事業計画に活かす目的で、成果指標(数値目標)と取組内容、実施結果、当初目標達成状況、今後の取組等を一覧化した整理表(エクセル)を作成したことは、PDCA 構築に向けた有効な第一歩である。

### (改善策)

今後は、上記の整理表(エクセル)を単年度の整理に留めず、群馬県水道ビジョンに掲げる各対応策について、年度当初から年度末、翌年度計画まで一連で追跡できる定型の運用として位置付けることが望ましい。

具体的には、対応策ごとに、年度当初に成果指標(数値目標)及び取組内容を明確化し(Plan)、年度中の実施状況を簡潔に記録した上で(Do)、年度末に実施結果及び当初目標達成状況を計画と対比して検証し、未達成の場合には要因分析及び改善方針を整理する(Check)とともに、検証結果を踏まえ、翌年度の事業計画において継続・見直し・重点化

等の対応を明確にする（Action）ことが求められる。

このように、計画・実績の対比と検証結果の反映を文書として残し共有する仕組みを整備することで、限られた体制の中でも取組の実効性を高め、県としての支援・調整機能を継続的に強化することが期待される。

なお、群馬県水道ビジョンに基づく各対応策の中には、職員による調整・支援等が中心であり、追加の事業費を伴わないものも含まれることから、全ての対応策について一律に金額ベースの検証を求めるものではない。一方で、委託、調査、システム整備、研修等の事業費を伴う施策については、成果指標や進捗の検証に加え、予算（計画）と決算（実績）の対比を行い、差異（未執行・超過等）の要因を分析した上で、翌年度の事業計画及び予算編成へ反映させることが望ましい。これにより、施策の実効性に加えて費用面の妥当性も含めた検証が可能となり、限られた財源の下での優先順位付けや、より効果的な施策立案に資するものと考えられる。

以上を踏まえ、群馬県水道ビジョンに係る各対応策について、計画と実績の対比・検証及び翌年度の事業計画への反映を定型運用し、下記の PDCA サイクルの実効性を確保することが求められる。



### ③ 県央第一水道事務所の中長期投資計画と広域化推進プランに基づく広域連携の具体化について（意見3）

県央第一水道事務所の30年投資は市町村側の更新・統廃合方針に影響し得るため、群馬県水道ビジョン及び広域化推進プランに沿って、県全体の資産最適化の観点から協議体・工程等を明確化し、県央圏域の具体的取組として広域化を継続的に推進することが望ましい。

#### （現状及び問題点）

県央第一水道事務所においては、現在行われている浄水場の大規模更新工事が、令和9年3月に完了する見込みである中、向こう30年の事業計画においても供給水量を概ね維持す

る前提で、今後の設備投資計画を実施する方針としている。企業局においては、供給規模を大きく変えずに、施設の維持・運転管理を集約・標準化するための資産更新を進めることにより、調達面も含めて単位当たりコストの低減（いわゆるスケールメリット）を見込んでいく。こうした考え方は、基幹インフラとしての安定供給の確保に加え、長期的な効率性確保の観点からも一定の合理性を有する。

一方、この前提は、受水側である市町村等における人口減少局面を踏まえた浄水施設の更新・統廃合、自己水源の維持方針等の検討に影響を及ぼし得る。県央第一水道事務所の供給先は、前橋市・高崎市・榛東村・吉岡町であり、各供給地点を通じて広域的に水供給が行われている。

この点は、群馬県水道ビジョンが掲げる「行政区域の枠を超えた施設の統廃合の検討」にも関係し、群馬県全体の資産のベストミックス（県・市町村を通じた施設配置・更新投資の最適化）を前提に、受水側の施設計画・更新計画と整合を図りつつ検討を進める必要があると考えられる。なお、県は、広域化推進プランにおいて、県内を5圏域に区分した上で、行政区域を越えた施設の統廃合等を含む広域化を検討しており、推進に当たっては市町村の個別施設計画との整合に配慮しながら進める旨を示している。しかしながら、現時点では、県央第一水道事務所の供給方針（供給水量前提・設備投資計画）と、市町村側の施設計画との関係を、県全体の視点で整理し、広域的な統廃合・役割分担の可能性を検討する枠組みが必ずしも明確でない。

#### **（改善策）**

まず将来の広域化を視野に群馬県、市町村等関係者との協議の場を設け、将来需要（人口減少等）を踏まえ、県央第一水道事務所の受水を基本とした市町村ごとの設備投資計画を関係者で共有することが望ましい。受水側である市町村が保有する関連施設は下表のとおりであり、当該施設ごとに、県・市町村双方の意向を踏まえた施設の役割分担、統廃合の可能性等について検討を開始する必要があると考える。

さらに、当該検討結果については、群馬県水道ビジョンにおけるフォローアップを通じて整理した上で、検証結果を企業局の中長期計画に反映させるようアドバイスすることが望ましいと考える。

併せて、本検討は広域化推進プランにおける広域化の推進方針及び当面の具体的取組（県央圏域）として位置付け、関係市町村の個別施設計画との整合に配慮しつつ、協議の場において、市町村の意向を踏まえ、広域化に向けたステップの中で、継続的に検討を進めることが望ましい。

また、同様の課題は県央第二水道事務所においても生じ得るため、広域化推進プランを踏まえ、同様の観点から検討対象として整理することが望ましい。

県央第一水道事務所が供給する市町村の施設

No	市町村	供給地点	供給地点名称	所在地
1	前橋市	清里前原受水場	清里前原	前橋市青梨子町
2	前橋市	青梨子受水場	青梨子	前橋市青梨子町
3	高崎市	正観寺配水場	正観寺	高崎市正観寺町
4	高崎市	白川浄水場	白川	高崎市箕郷町
5	高崎市	松原総合配水場	松原	高崎市箕郷町
6	高崎市	本田上受水地点	本田上	高崎市箕郷町
7	高崎市	金古浄水場	金古	高崎市金古町
8	高崎市	足門浄水場	足門	高崎市足門町
9	榛東村	中央配水場	榛東	榛東村大字新井
10	吉岡町	第一浄水場	上野田	吉岡町大字上野田
11	吉岡町	第二浄水場	南下	吉岡町大字南下

地図上に示すと以下のとおり。



## 2. 企業局水道課 水道係

### (1) 計画との関連性

計画：群馬県水道ビジョンを踏まえて作成された第2次群馬県企業局経営基本計画  
 計画と事業との関連性：県の水道用水供給事業は、市町村水道事業に水道用水を供給することで、県内全体としての水道施設の効率的な整備と事業の運用を促進し、水道料金水準の平準化に寄与する役割を果たしている。

### (2) 事業の概要

#### ① 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
令和4年度				
収益的収入	5,199,753	5,206,388	6,635	注4
収益的支出	4,528,013	3,948,797	579,215	注1
差引	671,740	1,257,590	585,850	
資本的収入	—	14,398	14,398	
資本的支出	3,197,348	2,943,686	253,661	注3
差引	△3,197,348	△2,929,288	268,059	
令和5年度				
収益的収入	4,666,221	4,782,114	115,893	注2、注4
収益的支出	4,401,961	3,795,725	606,235	注1
差引	264,260	986,389	722,129	
資本的収入	19,701	193,202	173,501	
資本的支出	2,912,165	2,693,193	218,971	注3
差引	△2,892,464	△2,499,990	392,473	
令和6年度				
収益的収入	4,747,321	4,772,298	24,977	注4、注2
収益的支出	4,624,193	4,029,731	594,461	注1
差引	123,128	742,567	619,439	
資本的収入	29,336	6,040	△23,296	
資本的支出	1,874,203	1,389,866	484,336	注3
差引	△1,844,867	△1,383,826	461,040	

注1：主に委託料、修繕費、動力費を中心に予備的経費を当初予算において見込んでいるが、例年、予算上の見込額ほどの支出は発生しない状況となっており、決算額が当初予算額を下回る状況が継続している。

注2：令和4年度から令和6年まで給水量は増加傾向であるが、令和5年度から県央第二水道事務所の給水単価をm<sup>3</sup>当たり100円から80円に値下げしたため令和

5年度においては対前年比で収益額が低下している。

また、令和5年度の期中で、県央第一水道発電所の売電単価が固定価格から入札方式による単価決定に変わったこと等による影響で、売電収入が減少したことから、令和6年度においても対前年比で収益額が低下している。

注3：資本的支出は主に施設の更新・改修に係る費用と企業債の償還に充てられるものである。なお、県央第一水道事務所について浄水処理施設の大規模な更新工事を実施しており、令和8年度に完了を予定している。

注4：収益的収入は大半を給水収益が占めているが、そのほか、売電収入や長期前受金戻入（過去に受領した国庫補助金等の収益化額）等が含まれている。

## ② 事業目的

県における水道事業は、地方公営企業法の適用を受け、都市化の進展に伴い増大する都市用水需要に対応するため、県内市町村に対し、表流水を水源とする水道用水を広域的に供給することを目的として実施されている水道用水供給事業である。また、併せて、地下水利用の適正化、水源施設への重複投資の回避及び水道料金水準の平準化を図る役割を担っている。

群馬県内では、従来、豊富な地下水を生活用水や工業用水として利用してきたが、昭和40年代以降の水需要の増加により、地下水位の低下や地盤沈下といった問題が生じた。このため、地下水利用の抑制と安定的な水供給を図る必要が生じ、水道用水及び工業用水について、河川表流水を水源とする施設整備が求められるようになった。

一方、河川表流水の利用には、ダムや浄水場、送配水施設の整備など多額の費用を要するため、市町村が個別に対応することは非効率であることから、県が主体となり、広域的に水道施設を整備し、市町村へ水道用水を供給する「水道用水供給事業」を実施することとした。

これまで、企業局においては、県が策定した広域的水道整備計画に基づき事業運営を行ってきたところであり、令和5年4月1日には、従来別事業として運営してきた県央第一水道及び県央第二水道を統合し、群馬県水道として一体的な事業運営体制へ移行している。また、水質管理体制の強化を目的として、水質検査機能を浄水場内に集約し、水質管理センターとして運営している。

なお、上記のほか、附帯事業として、浄水池と調整池の高低差を活用した発電事業を実施しており、県央第一水道発電所及び小坂子発電所を運営している。

## ③ 根拠法令等

地方公営企業法第2条第1項

水道法第2条の2第2項

群馬県公営企業の設置等に関する条例第6条

④ 事業計画及び内容

水道事業の実施主体となっている2つの浄水場施設（県央第一水道事務所と県央第二水道事務所）と附帯事業である発電事業を担っている2つの発電所（県央第一水道発電所及び小坂子発電所）の、それぞれの施設の概要は以下のとおりである。

浄水場

	県央第一水道事務所 (北群馬郡榛東村大字広馬場 411-1)	県央第二水道事務所 (渋川市北橋町箱田 821)
事業費	18,950 百万円	60,933 百万円
給水能力	160,000 m <sup>3</sup> /日	93,250 m <sup>3</sup> /日
水源	【夏期】 矢木沢ダム 【冬期】 利根川表流水、奈良俣ダム	【夏期】 矢木沢ダム、利根川表流水 【冬期】 奈良俣ダム、八ツ場ダム
給水開始 年月日	昭和 58 年 4 月 1 日（一部） 昭和 61 年 4 月（全部）	平成 10 年 6 月 1 日（一部）
給水区域	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町	

水道発電所

	県央第一水道発電所 (前橋市青梨子町金古境)	小坂子発電所 (前橋市小坂子町)
施設概要	県央第一水道事務所の浄水池と低区系の調整池の高低差を利用した発電所	県央第二水道事務所の浄水池と低区系の調整池の高低差を利用した発電所
事業費（税込）	460 百万円	86 百万円
建設時期	平成 2～3 年度	平成 19 年度
最大出力	840kW	110kW
最大使用水量	1.34 m <sup>3</sup> /s	0.42 m <sup>3</sup> /s
有効落差	81.82m	32.95m
運転開始年月日	平成 4 年 3 月 1 日	平成 20 年 2 月 22 日（平成 27 年 4 月 1 日付けで電気事業から移管）
令和 7 年度売電先	東京瓦斯（株） （入札）	東京電力パワーグリッド（株） （FIT）
売電単価（税抜き）	13.87 円/kWh	30.48 円/kWh

県では現在、上記の浄水場により県央地域に水道用水を供給しており、給水区域及び施設の所在地は以下のとおりである。



県の水道用水供給事業は、水道水を供給している受水市町村からの料金収入で運営されており、料金はそれぞれの運営をするために必要な経費（減価償却費、人件費、薬品費など）を計算し、それを基に決定されている。

水道用水供給事業における給水量及び料金収入の推移は以下のとおりである。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
県央第一水道	協定水量 (千 $m^3$ )	45,432	45,432			
	給水量 (千 $m^3$ )	45,432	45,432			
	給水率 (%)	100.0	100.0			
	料金収入 (千円)	2,271,577	2,271,577			
	対前年比 (%)	100.0	100.0			
県央第二水道	協定水量 (千 $m^3$ )	20,105	20,105			
	給水量 (千 $m^3$ )	20,105	20,105			
	給水率 (%)	100.0	100.0			
	料金収入 (千円)	2,010,490	2,010,490			
	対前年比 (%)	100.0	100.0			

群馬県水道	協定水量 (千 $\text{m}^3$ )			66,082	66,923	68,360
	給水量 (千 $\text{m}^3$ )			66,082	66,923	—
	給水率 (%)			100.0	100.0	—
	料金収入 (千円)			3,919,881	3,990,929	4,105,829
合計	協定水量 (千 $\text{m}^3$ )	65,537	65,537	66,082	66,923	68,360
	給水量 (千 $\text{m}^3$ )	65,537	65,537	66,082	66,923	—
	給水率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	—
	料金収入 (千円)	4,282,068	4,282,068	3,919,881	3,990,929	4,105,829
	対前年比 (%)	100.0	100.0	91.5	101.8	—

注1：給水率=給水量÷協定水量×100

注2：令和5年度から県央第二水道事務所の料金を1 $\text{m}^3$ 当たり100円から80円に引き下げた。

注3：県央第一水道及び県央第二水道の2事業は、令和5年4月1日に群馬県水道に統合。

現在、県央第一水道事務所の浄水施設はほぼ供給能力の上限での稼働となっており、県央第二水道事務所の施設は供給能力に余裕がある（約8割程度の稼働）とのことである。

県央第一水道事務所における供給方針としては現状維持を継続し、県央第二水道事務所については供給量を今後暫時増加させていく計画としている。

#### ⑤ 令和6年度当初予算の概要

企業局の水道事業会計における決算報告書は、「収益的収入・支出」と「資本的収入・支出」に区分して作成されている。これは、事業の経常的・日常的な運営活動による収支と、施設整備や投資といった資本的活動による収支とを区分して把握するためのものである。

収益的収入・支出には、事業を継続的に運営する過程で得られる収入及びその運営に要する経費が計上されている。一方、資本的収入・支出には、設備投資の財源となる収入や、将来にわたり使用する資産の取得、並びに負債の償還等に係る支出が計上されている。

令和6年度の当初予算における収益的収入・支出と資本的収入・支出は以下のとおりである。

(単位：千円)

収益的収入・支出		
収入	支出	差引
4,747,321	4,624,193	123,128
○給水収益 4,390,019	○維持管理費 2,447,777	
○売電収入 97,509	○減価償却費 1,767,198	
○営業外収益 259,793	○営業外費用 309,218	
	支払利息 106,638	
	その他 202,580	
	○予備費 100,000	

資本的収入・支出		
収入	支出	差引（補てん財源）
29,336	1,874,203	△1,844,867
○工事費負担金 29,336	○建設費 422,761	○企業債等償還積立金 887,635
	○設備整備費 463,807	○建設改良積立金 538,990
	○企業債償還金 887,635	○過年度分損益勘定留保資金 343,362
	○予備費 100,000	○当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 74,880

上記のとおり、事業の日常の運用に要する収益的支出については、給水収入等の収益的収入で賄われている。

一方で、設備の建設や改修整備に係る支出や企業債の償還のための支出等の資本的支出は、毎期の収益的支出では賄うことができず、過去の収益の留保や積立金等の取崩しにより財源が補てんされている。

なお、資本的支出のうち建設費は主に県央第一水道事務所の機械装置等に係る建設費であり、設備整備費は主に県央第一水道事務所及び県央第二水道事務所の機械装置等の整備に係る費用である。

⑥ 令和6年度決算の主な内訳

(単位：千円)

科目	決算額	主な内容
委託料	351,836	設備の保守、管理、点検等に係る委託料
負担金	351,714	水資源管理機構の管理施設（ダム等）等の利用に係る負担金
修繕費	312,599	施設の維持管理に係る工事費
給料	215,898	事務所等の職員の給料
動力費	186,712	施設を稼働させるための電気料
薬品費	112,209	浄水検査用薬品の購入費用

⑦ 水道事務所（県央第一、県央第二）での活動内容（所管業務）

水道事務所の主な所管業務は以下のとおり。

- イ 水道水の供給施設の運転管理
- ロ 水質管理、安全確保、異常時・災害時の対応
- ハ 施設の保守・維持管理、更新対応

⑧ 需用費の主な内容

(単位：千円)

需用費の内容	決算額
県央第一水道事業費 薬品費	67,231
県央第一水道事業費 被服費	569
県央第一水道事業費 備消耗品費	7,960
県央第一水道事業費 燃料費	208
県央第二水道事業費 薬品費	40,149
県央第二水道事業費 被服費	396
県央第二水道事業費 備消耗品費	5,549
県央第二水道事業費 燃料費	805
水質管理センター事業費 薬品費	4,829
水質管理センター事業費 被服費	150
水質管理センター事業費 備消耗品費	655
水質管理センター事業費 燃料費	35

⑨ 委託事業の主な内容

(単位：千円)

委託事業の内容	契約方法	契約額
県央第二水道 一部保守管理業務委託 (契約期間 令和5.10.1~令和9.9.30)	一般競争入札	163,020

県央第一水道 一部保守管理業務委託 (契約期間 令和 5.10.1~令和 9.9.30)	一般競争入札	160,600
県央第一水道 水質測定機器点検委託 (契約期間 令和 6.4.1~令和 8.3.31)	一般競争入札	59,400
県央第二水道 水質測定機器点検委託 (契約期間 令和 6.4.1~令和 8.3.31)	一般競争入札	46,200
県央第二水道 監視制御装置点検委託 (契約期間 令和 6.4.1~令和 7.3.31)	随意契約	23,100
県央第二水道 浄水場除草委託 (契約期間 令和 6.6.4~令和 6.11.29)	指名競争入札	13,691
県央第一水道 送水管路付属設備点検委託 (契約期間 令和 6.6.19~令和 7.3.14)	指名競争入札	11,550

⑩ 工事費の主な内容

(単位：千円)

工事の内容	契約方法	契約額
県央第二水道 1号脱水機分解点検工事 (契約期間 令和 6.3.4~令和 7.3.31)	随意契約	38,500
県央第二水道 No.2~4 排泥池攪拌機分解点検外工事 (契約期間 令和 6.8.7~令和 7.3.21)	随意契約	30,800
県央第一水道原水調整池揚水ポンプ点検修繕工事 (契約期間 令和 6.8.1~令和 7.3.31)	指名競争入札	29,700
県央第二水道 3号高区送水ポンプ分解点検外工事 (契約期間 令和 6.6.25~令和 7.3.14)	随意契約	26,400
県央第二水道 3号送水ポンプ可変速制御装置修繕 工事 (契約期間 令和 5.10.17~令和 7.3.14)	随意契約	25,850
県央第一水道薬注ポンプ分解点検工事 (契約期間 令和 6.7.31~令和 7.3.7)	指名競争入札	23,650
県央第一水道監視制御装置修繕工事 (契約期間 令和 5.5.26~令和 6.9.30)	随意契約	20,900
県央第一水道 3系水処理施設ろ過池アンスラサイト 充填工事 (契約期間 令和 6.6.24~令和 7.3.14)	指名競争入札	11,550

なお、上記は水道事業費用の修繕費に関わる工事の契約の内容であるが、その他、令和6年度における資本的支出に含まれる建設費や設備整備費に係る工事として主に以下の契約がある。

(単位：千円)

工事の内容	契約方法	契約額
県央第一水道 1系浄水処理施設機械設備更新外工事 (契約期間 令和6.2.14~令和9.3.17)	一般競争入札	3,003,000
県央第一水道 1系浄水処理施設更新改良外工事 (契約期間 令和6.2.14~令和9.2.26)	一般競争入札	426,800
県央第一水道 1系浄水処理施設電気設備更新外工事 (契約期間 令和6.2.2~令和9.3.17)	一般競争入札	302,500
県央第一水道 1系浄水処理施設監視制御装置設備改修工事 (契約期間 令和6.11.12~令和9.3.17)	随意契約	107,800

#### ⑪ 成果指標と達成状況

下記は、「第2次群馬県企業局経営基本計画」の水道事業に係る目標指標とされているものである。

なお、企業局が令和7年8月に公表している「第2次群馬県企業局経営基本計画進捗状況(令和6年度実績)」によれば、下記の指標のうち年間協定水量については「順調」との評価であるが、県央第一水道の更新・改良については「遅延」と評価されている。

#### <数値目標>

目標指標	単位	基準年度 (R元)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (実績)	目標年度 (R12)
年間協定水量	千m <sup>3</sup>	65,536	65,536	66,082	66,923	69,256
県央第一水道の更新・改良 (浄水能力の耐震化率)	%	29.0	78.9	78.9	78.9	100

上記のうち、年間協定水量については、受水市町村との間で今後の供給量について合意を得ており、目標達成の蓋然性は高い。

県央第一水道事務所の更新・改良については、浄水場の3系列を建設した後、2系、1系と順次耐震化も含めた更新工事を実施中であり、現在実施している1系の工事は令和8年度中に完了することを予定している。

#### ⑫ デジタル技術の活用状況

県の水道事業においては、デジタル技術の活用として以下の取組を行っている。

##### イ 資料等の電子化

資料等の電子化を推進し、蓄積された電子データの活用により、不具合の早期発見を図る取組を実施している。

例えば、水道管については、将来的にマッピングシステム(GIS)などによる管理も視野に図面の電子化を進めている。(令和6年度末現在、管路延長約130

kmのうち約 59km (46%) の電子化を完了)

ロ 浄水場内のネットワーク設備の整備

「第2次群馬県企業局基本計画」における取組として「DX を活用した保守管理の充実・強化」が掲げられている。これに基づき、タブレットを活用した巡視点検の実施やビデオ通話等を可能にする Teams が導入されたものの、通信環境等の問題により十分に活用できている状況ではない。

そこで、浄水場内に Wi-Fi を整備し、タブレットによる巡視データの PC への送信やデータの交換によるリアルタイムでの共有等を通じて業務の効率化を図ることが検討されている。(県央第一水道事務所では、令和7年度中にネットワーク整備工事完了予定)

### (3) 監査結果 (指摘又は意見)

#### ① 減損会計における資産のグルーピングについて (指摘1・意見4)

地方公営企業会計において減損会計の適用が求められているにもかかわらず、指針に基づく固定資産のグルーピングに関する検討が行われておらず、その結果、グルーピングを前提とした減損の兆候把握や認識判定が実施されていない。

実際の施設の運用実態等を踏まえ、当該事業にとって合理的と考えられるグルーピングの考え方を整理した上で、一定の判断基準や手続をルール化し、継続的かつ客観的に運用できる体制を整備しておく必要があると考える。【指摘1】

投資の優先順位付けや料金体系の合理性を検証するため、将来的には送水ルート別に収益・費用を整理し、損益を把握できる管理体制の構築を検討することも有用である。【意見4】

#### (現状及び問題点)

企業局が実施している水道事業の会計については、いわゆる公営企業会計が適用されている。地方公営企業が適用すべき公営企業会計の枠組みについては、地方公営企業法施行規則において、主として決算書類等の表示区分や注記の記載事項が定められているが、具体的な会計処理の内容については、同施行規則に基づき、総務大臣が「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針を定めるものとする。」(地方公営企業法施行規則第54条)とされている。

この規定を受け、平成24年総務省告示第18号により、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」(以下「指針」という。)が告示されている。指針においては、資産の評価に関し、固定資産について減損会計を適用すべきことが明記されており、その具体的な取扱いは、企業会計における減損会計の考え方に準じたものとなっている。資産のグルーピングについては、指針において「複数の固定資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す場合における当該固定資産の集まりであって最小のものをいう。」と定義されているなど、全般にわたり企業会計における資産のグルーピングと同様の考え方が採用されている。

上記のとおり、地方公営企業においては減損会計が適用され、資産のグルーピングについても企業会計と同様の考え方に基づく指針が示されているところである。しかしながら、企業局における水道事業及び工業用水道事業においては、当該指針を踏まえた資産のグルーピングに関する検討が行われておらず、その結果として、グルーピングを前提とした減損の兆候や認識に係る判定等も実施されていない状況となっている。

固定資産の減損会計における資産のグルーピングについては、資産の物理的一体性のほか、管理区分、運用実態及び収益の把握単位等に応じて判断すべきものであり、一律の基準により画一的に決定されるものではない。特に、水道事業や工業用水道事業の場合には、施設や管路等が相互に密接に関連しながら運用され、複数の地域・用途にわたり供用されているため、グルーピングの範囲について一定の判断の幅が生じ得るものと考えられる。

企業局においては、地方公営企業法（第17条）に基づき電気事業や水道事業等の事業ごとに区分経理が行われており、決算書も各事業単位で作成・公表されている。このため、実務上は各事業をそれぞれ独立した会計単位として整理することができる。

これを前提に水道事業を一つの会計単位と考えた場合、水道事業に係る固定資産群としては上記の給水区域図に示されているように、①2つの浄水場と各市町村の受水施設に送水するための送水管、②送水管に付随する調整池、③2か所の発電所からなっている。

これらの固定資産について、減損会計上の固定資産グルーピングを行うに当たっては、前述のとおり、資産の物理的一体性のほか、管理区分、運用実態及び収益の把握単位等を総合的に勘案する必要があり、例えば、以下のようなグルーピングの考え方が想定される。

#### ① 浄水場及び送水管

浄水場及び送水管路に関しては、現在、県央第一水道事務所、県央第二水道事務所の2つの浄水場が独立した施設として運転管理され、これに接続する送水管路についても、特定の浄水場から各受水市町村へ送水する機能を担っている。また、それぞれの浄水場に係る給水収益と水道事業費は別個に把握・管理されていることから、各浄水場と当該浄水場に結合する管路群を一体として、それぞれ別個の固定資産グループとすることが考えられる。

また、現状においては、送水管について送水ルートごとの損益は把握・管理されていない状況にあるが、送水管は、同一の浄水場から送水される送水系統に属する場合であっても、受水市町村や送水ルートが異なることから、料金収入を区分して把握することは可能であると考えられる。

このため、受水地及び送水ルートごとの損益管理を行う体制を整備した上で、送水ルート単位で固定資産グループを区分するという整理を行うことも考えられる。

なお、この場合、浄水場は、複数の送水ルートから構成される送水系統全体に共用される資産として、複数の送水管グループにまたがる共用資産として位置付けられることとなり、浄水場に係る費用は、各送水ルートの費用に合理的に配賦することとなる。

#### ② 調整池

調整池については、特定の送水管又は給水系統の安定供給を目的として設置されている

と考えられることから、以下のようなグルーピングを行うことが考えられる。

上記の①のグルーピングのうち前者の方法（2つの浄水場単位のグルーピング）の場合には、その2つのグループに関連する調整池を、それぞれの浄水場のグループに含めてグルーピングする。

上記の①のグルーピングのうち後者の方法（送水ルート単位でのグルーピング）の場合には、関連する送水ルートグループに含め、複数の送水ルートに関連する場合には、複数の送水ルートにまたがる共用資産とする。

### ③ 発電所

発電所については、水道事業とは異なる収益構造を有し、発電事業として収益や事業費の把握・管理が行われていることから、水道施設とは別個の固定資産グループとして整理することも考えられる。

一方、各発電所は、浄水場からの給水がなければ稼働し得ず、その発電量が送水量又は給水量と一定の関連性を有すると考えられることから、当該浄水場及び発電所に水を供給する送水管路と機能的に一体の設備として捉え、これらを含めて一体の固定資産グループとして整理することも考えられる。

#### (改善策)

固定資産のグルーピングに当たっては、実際の施設の運用や供給区域等を踏まえ、当該事業にとって合理的と考えられるグルーピングの考え方を整理しておくことが求められる。その上で、一定の判断基準や手続をルール化し、継続的かつ客観的に運用できる体制を整備しておく必要があると考える。

なお、現在、送水ルートごとの損益を区分して把握する体制とはなっていないため、上記①の後者のグルーピング方法（送水ルート単位でのグルーピング）を採用することは現実的でないと考えられる。しかしながら、送水ルートごとに損益を把握することにより、送水ルートごとの供給コストや収益性をよりの確に把握することができ、これにより、将来の更新・改良投資の優先順位付けや、料金体系の検討、施設規模や運用方法の見直し等において、より合理的かつ客観的な判断が可能となると考えられる。

したがって、将来的には送水ルートごとに損益を把握できる体制の構築について検討されることも有用である。

また、資産のグルーピングとは直接関係ないが、地方公営企業が減損の兆候判定を行うに当たり考慮すべき「継続してマイナス」の取扱いに関して、「公営企業の経理の手引（令和6年度）」（一般社団法人地方財務協会）では、企業会計における減損会計の基準等にはない、以下のような取扱いが記載されている。

・「公営企業の経理の手引（令和6年度）」（一般社団法人地方財務協会）抜粋

複数のセグメント（病院など）を持つ地方公営企業で、個々のセグメント単位では損益又はキャッシュ・フローにプラス・マイナスが発生するものの、企業全体としては均衡するように事業計画が策定されている場合には、あらかじめ損益又はキャッシュ・フローがマイナスになることが想定されているセグメントに属する固定資産又は固定資産グループ

について減損会計を適用する場合には、事業計画と実際の運営実績を比較し、想定されているマイナスの範囲内では当該マイナスをカバーするだけの収益又はキャッシュ・イン・フローがあるものと考えて、減損の兆候の把握や減損を認識するかどうかの判定、減損損失の測定を行う。

上記は、地方公営企業会計に係る法令や規則に直接的な定めはないものの、「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」（平成20年総務省告示第619号）の注解2に同様の趣旨が規定され、総務省自治財政局と日本公認会計士協会が令和4年9月に公表している「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A【公営企業型版】において、上記の取扱いについての具体的な事例が紹介されている。

地方公営企業は、地方独立行政法人とは組織形態や適用される会計基準は異なるものの、地域住民に対して公共性の高いサービスを安定的に提供するという役割を担っている点では共通性を有することから、地方公営企業においても上記の取扱いを準用することができるものとするため、減損会計の適用に当たっては参考にされたい。

#### （参考）公益企業における減損会計の意義と適用上の視点

地方公営企業（公益企業）においては、総括原価方式に基づく料金算定や料金改定等を通じて、必要に応じて費用回収の枠組みを調整し得る構造にある。このため、民間企業と比較して、需要減少等に起因する収益性の低下が直ちに損益に顕在化しにくく、結果として、資産の利用実態の変化があっても帳簿上の資産が残存し続ける可能性がある。

具体的には、需要縮小又は施設統廃合によりサービス提供能力が低下した資産、過大な投資計画の結果として稼働率が計画に達しない資産、更新・代替により実質的に陳腐化した資産等について、帳簿価額が残存したまま減価償却費等として原価算定（すなわち料金の基礎）に織り込まれ続けるおそれがある。このような状況が継続した場合、投資判断の合理性や料金体系の妥当性の検証が困難となるだけでなく、回収不能又は便益低下が明らかな部分の負担が将来に先送りされ、世代間の負担の不均衡を招くおそれがある。

## ② 減価償却における残存価額運用と資産管理・原価算定への影響について

### （意見5）

残存価額を一律に残す運用は資産実態との乖離を通じて更新判断や原価算定に影響し得るため、残存簿価1円まで償却可能な資産を含め、減価償却方針の整理・統一を検討されたい。（なお、流域下水道事業についても同様である点に留意。）

### （現状及び問題点）

公益企業会計基準において、残存価額（例えば取得価額の5%）を残して減価償却を行う取扱いは容認されており、当該処理自体は直ちに誤りとはいえない。

しかしながら、企業局においては、取得価額が多額であり、かつ耐用年数が長期に及ぶ建物・構築物等が相当程度存在することから、残存価額を一律に残す運用を継続した場合、耐

用年数を経過した資産であっても帳簿上は相当額が残存し続けることとなる。結果として、資産の使用実態・更新必要性等の現況との乖離が拡大し、資産管理上の把握（保全の優先順位付け、更新の要否判断、除却・更新計画の策定等）及び原価算定上の把握（減価償却費の水準、資本費の配賦、料金算定・内部管理指標への反映等）に影響を及ぼすおそれがある。

特に、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造等の建物並びにコンクリート造、れんが造、石造及び土造等の構築物及び装置のうち、残存簿価1円まで償却できる取扱いが容認されている資産については、当該取扱いの適用により帳簿価額を資産の実態により近づけ得る余地がある。現行の運用の下で帳簿価額が相当額残存し続けることは、更新・除却の意思決定を不必要に遅延させ、除却時に除却損として一時に顕在化する負担を増幅させるおそれがあり、結果として、将来に負担を先送りすることになる。

については、資産の使用実態及び中長期の更新方針並びに原価算定の目的を踏まえ、対象資産の範囲及び適用基準を明確化した上で、残存簿価1円まで償却する取扱いの適用を含め、減価償却方針の整理・統一を検討されたい。あわせて、当該方針を資産管理及び更新計画と整合的に運用する枠組みについて検討されたい。

なお、工業用水道事業や流域下水道事業も同様に公益企業会計基準を適用しており、同様の課題が想定されることから、同様の検討を要する。

### ③ 管種別の目標耐用年数整理表（群馬版）の整備について（意見6）

耐用年数に基づく一律更新が現実的でない県においては、掘上調査等で把握した客観的データを基礎として、更新対象選定の考え方及び根拠の明確化を図ることが求められる。併せて、健全区間の前倒し更新を抑制し、腐食等のリスクが高い区間に更新投資を重点配分することにより、施工能力・財源制約を踏まえた実効性のある中長期更新計画の策定を図ることが求められる。

### ④ 掘上調査結果・土壌情報等の管路台帳への一元化（見える化）について（意見7）

掘上調査の取組を更新判断高度化として評価しつつ、掘上結果や土壌腐食性等を標準形式で台帳に登録・蓄積し環境情報も必須項目化した上でGIS等で一体閲覧できる「台帳の一元化（見える化）」を進め、群馬版目標耐用年数整理表と併せて優先順位付けと更新時期を合理化し、調査費も方針整合で計画的に予算措置することが望まれる。

#### （問題点の共有・問題提起）

全国的に、水道管路は高度経済成長期に整備された施設が更新時期を迎える一方、更新投資が追いついていないことが課題とされている。例えば、管路更新率が0.76%程度にとどまる場合、単純計算では管路更新が一巡するまで約130年を要するとの整理も示されている。このような状況は、更新量を単純に積み上げるだけでは、限られた施工能力・財源の下で中長期計画が非現実的となり得ることを示唆している。

そのため、実効性のある中長期の更新計画を構築するには、更新すべき区間への重点化

(高リスク区間の優先)と、延命可能区間の適切な活用(過不足のない更新投資)の両立が重要となる。この両立のためには、管路を一律の年数で捉えるのではなく、管種・被覆・環境条件(例:土壌腐食性等)に応じて、目標耐用年数(更新判断の物差し)を整理し、実測データで検証・補正していく枠組みが有効である。県においては、定期的に掘上調査による管体照査を行う計画もあることから、その調査結果を目標耐用年数整理の一助とすることが求められる。

先行事例では、ポリエチレンスリーブ被覆型ダクティル鑄鉄管を対象に掘上調査を行い、土壌腐食性(腐食環境の違い)を踏まえて評価した上で、従来80年としていた目標耐用年数を、(スリーブ無しの想定60年)+(スリーブによる長寿命化40年)=100年へ見直す考え方が示されている。調査地点は16箇所とされ、土壌条件別の評価を通じて、目標年数の妥当性を実測で確認するアプローチとなっている。先行事例では、土壌腐食性を区分(腐食性グループ)した上で、当該区分に基づき調査箇所を抽出している。以下に、腐食性グループの考え方(区分)を示す。

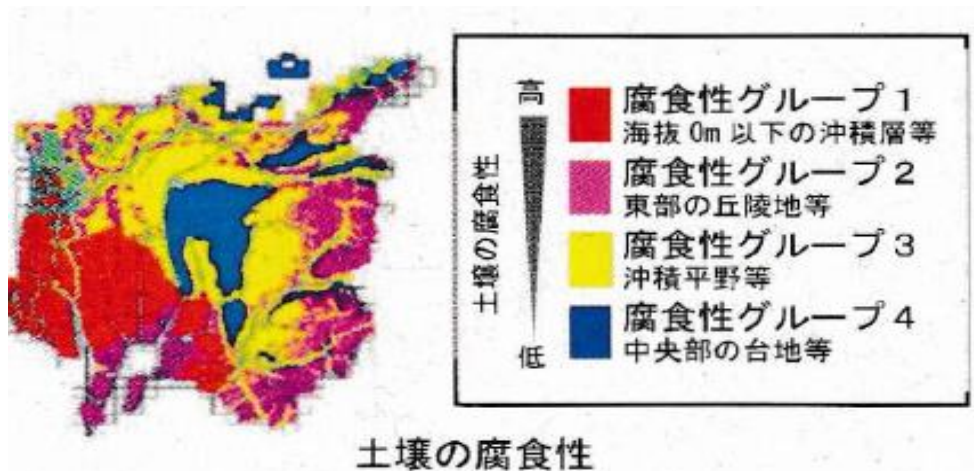


図 腐食性グループ (令和7年度全国会議 水道研究発表会名古屋市上下水道局資料より)

### (意見6について)

県においても、現状の耐用年数を前提にすると管路を耐用年数内で更新することは現実的ではない。管路更新を少しでも現実的に進めるためには、更新対象の選定(どの区間を、いつ更新するか)の根拠を、県の実情に即して明確化することが重要である。

調査対象・調査方法・調査基準等を検討し、掘上調査等を実施することによる結果を整備することで、健全な区間の前倒し更新による非効率を回避しつつ、腐食環境が厳しい区間等の更新を重点化しやすくなり、限られた施工能力・財源の中でも、中長期の更新計画をより現実的に組み立てることが可能となる。

### (意見7について)

企業局において掘上調査の抽出・実施方法の検討を開始し、実測データにより管路状態を把握しようとする取組は、更新判断の高度化に向けた重要な取組として評価できる。一方で、掘上調査結果や土壌腐食性等の情報は管路台帳には含まれていない。今後の管路の更新

に掛かる優先順位を決定する上でも、管路台帳の一元化（見える化）は重要であると考え  
る。

については、次の観点で管路台帳の整備・運用を強化することが望ましいと考えられる。

- ・ 掘上調査結果（腐食深さ、被覆状態、位置情報、写真等）を、区間単位で参照できる標準様式により管路台帳へ登録し、結果を蓄積すること。
- ・ 土壌腐食性区分等の環境情報を台帳項目として整理し、更新対象の選定資料において必須項目として取り扱うこと。
- ・ 上記の台帳情報を前提に、「群馬版 目標耐用年数整理表」に照らして、最終的な耐用年数（更新時期）の検討を踏まえた管路の更新
- ・ GIS等を活用して、更新対象の抽出・優先順位付けに必要な情報を一体で閲覧できる形にすることを段階的に実施すること

以上のとおり、更新判断の「物差し」（目標耐用年数の整理）と、判断に必要な「データ基盤」（台帳一元化・見える化）を整備することで、更新量の確保が前提となる中長期計画を、実現可能性と説明可能性を備えた形で構築することが期待される。

なお、会計の専門家として、技術的評価の当否に踏み込むものではないが、先行事例の取組も参考とすれば、管路更新プロジェクトを中長期的に計画し実行するためには、土壌腐食性の把握（必要に応じた土壌調査）及び管路の腐食状況を明確化するための掘上調査等を継続的に実施し、判断に必要なデータを蓄積することが前提となる。については、これら調査の抽出方針と整合する形で、調査費を見積り、計画的に予算措置を講じることが必要になると考える。

#### ⑤ 包括的民間委託の実効性向上を優先した運用改善（ウォーターPPP移行への留意）について（意見8）

企業局は直ちにウォーターPPP（レベル3.5）へ移行せず、現行民間委託の枠内で契約期間の中長期化とノウハウ共有・人材育成を仕組み化して、引継ぎ負担の軽減と業務連続性・統制力の確保を図ることが望ましい。

※ ウォーターPPPは、国土交通省が推進する上下水道分野の官民連携の枠組みであり、コンセッション（レベル4）及び、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）を含む総称である。レベル3.5は、原則10年の長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメント、プロフィットシェア等の要件を満たす方式である。

#### （群馬県企業局における民間委託の概要）

企業局においては、浄水場等の運転監視・点検等の業務について、段階的に期間を長期化するなど民間委託を活用し、勤務体制の確保と業務遂行の安定化を図ってきたところである。水道事務所及び工業用水道事務所における勤務体制と委託の整理資料は、体制確保を目的として委託の範囲・運用を見直してきた経緯を示している。企業局における民間委託導入から現在までの状況につき、水道事務所と工業用水道事務所別に下記の表にまとめている。

項目		水道事務所(民間委託の推移)		
所属	勤務ローテーション		委託	備考
県央第一水道事務所	[常時監視] ●H20年度まで: 7班(1名/班) 交代制勤務 日勤 8:30~17:30 夜勤 16:30~9:30 浄水係員 7名	●H21年6月まで: 夜間土日休日の昼間 1名	●H20年度(単年度契約) A社 指名競争入札 21,000千円	*H20年度まで常時監視業務の補助として単年度契約
	●R3年4月~: 5日に1回当直(日直)(1名/班) 日直 8:30~17:15 浄水係員 5名	●R3年4月~: 夜間 2名 土休日の昼間 1名 日曜日の昼間 2名	B社 条件付一般入札 160,600千円	*R3年4月から職員減により日曜日の日直を委託
県央第二水道事務所	[常時監視] ●H19年度上期まで: 7日に1回当直(宿直)(1名/班) 当直の翌日は職免 浄水係員 6名	●H19年度上期まで: 夜間土日休日の昼間 1名	●H19~21年度(3年契約) C社 指名競争入札 100,590千円	*H19年度からH21年度までの3カ年の債務負担
	●R3年4月~: 5日に1回当直(日直)(1名/班) 日直 8:30~17:15 浄水係員 5名	●R3年4月~: 夜間 2名 土休日の昼間 1名 日曜日の昼間 2名	●H22~24年度(3年契約) D社 条件付一般入札 163,020千円	直が復活 *R3年4月から職員減により日曜日の日直を委託

項目		工業用水道事務所(民間委託の推移)		
○浄水場別管理体制について				
1 工業用水道事務所				
所属	勤務ローテーション	対象者	委託	備考
渋川工水	平成10年4月から 管理総合事務所から遠方監視	管理・浄水係員 計6名 (代直は次長)	平成24年4月から 土日休日の昼間 1名 夜間 2名	H6.4から随時監視に移行
	[随時監視] 平成24年4月から: 6日に1回日直(1班1名) 8:30~17:15 平成27年4月から: 土曜日、日曜日及び祝日も委託体制に移行		D社 条件付一般競争入札 88,815千円 (H24~H26 3年契約)	H10.4から集中化管理体制に移行
東毛工水	平成11年4月から 管理総合事務所から遠方監視	管理・浄水係員 計6名 (代直は次長)	平成24年4月から 土日休日の昼間 1名 夜間 2名	H7.4から随時監視に移行
	[随時監視] 平成24年4月から: 6日に1回日直(1班1名) 8:30~17:15 平成27年4月から: 土曜日、日曜日及び祝日も委託体制に移行		D社 条件付一般競争入札 86,348千円 (H24~H26 3年契約)	H11.4から集中化管理体制に移行
			D社 条件付一般競争入札 240,900千円 (R5.10~R9.9 4年契約)	H24.4から現場監視制御に移行
			D社 条件付一般競争入札 162,800千円 (R5.10~R9.9 4年契約)	H24.4から現場監視制御に移行

企業局では人員不足が一定程度見られるものの、ウォーターPPPの前提・背景として示される人員不足の状況にはなく、直ちにレベル3.5相当の枠組みへ移行することは現時点で想定していないとの整理である。

その中で、民間委託は、受託者の変更が生じた場合に引継ぎ負担が発生しやすく、県・受託者双方の現場負担が一時的に増大し得る。また、短期契約を前提とした運用では、教育・訓練、業務改善、事故対応の学習効果等が十分に蓄積されにくいおそれがある。したがって、企業局の検討のとおり、直ちにウォーターPPPへ移行するのではなく、まずは現行の民間委託の枠内で、契約の中長期化を含む運用改善を行うことにより、引継ぎに伴う負担の軽減と、業務の連続性の確保を図ることが合理的であると考えらる。

については、次の事項につき検討し、民間委託の実効性向上を図ることが必要となると考える。

#### イ 契約の中長期化の検討

受託者変更時の引継ぎ負担や双方の教育コストを踏まえ、一定の条件（要求水準、監督・検査、非常時対応、変更手続等）を明確化した上で、契約の中長期化を検討し、業務の連続性を確保することが望ましい。

#### ロ ノウハウ共有・人材育成の仕組み化

企業局職員と受託者が相互に参加する研修会・訓練・検討会（運転管理、保全、トラブル事例、応急対応、品質管理等）を定例化し、ノウハウを属人化させず、継続的に共有・更新する運用とすることが望ましい。これにより、長期化による安定運用と、県側の統制力（技術的判断力）の維持を両立し得る。

#### ハ 安易なウォーターPPP移行に対する留意

水道は基幹インフラであり、運転の安定性、危機時の即応性、公共としての統制の確保が最優先である。現状の民間委託を直ちにウォーターPPP（レベル3.5）へ拡張することは、更新一体・長期契約等に伴うリスク配分や統制の難度が高まることから、導入目的・範囲・統制方法を十分に整理しないまま安易に移行すべきではない。まずは現行スキームの改善（契約期間、引継ぎ、研修・訓練、監督体制）を通じて実効性を高め、その上で必要性と効果を慎重に検討することが望ましい。

### ⑥ 企業局における人材マネジメント計画及び採用計画の必要性について（意見9）

企業局における人員不足や負担集中といった課題に対応するためには、企業局全体の中長期の人員見通しと必要スキルを整理した人材マネジメント計画を策定し、これと一体で複数年度の採用計画を整備・点検することが重要である。

#### （現状）

企業局は水道事業等のライフラインを担う一方、職員数の抑制や退職者の増加等により、業務量に比して十分な人員が確保できていない。施設更新やアセットマネジメント等の専門性の高い業務を限られた職員が担うことから、特定職員への負担集中が生じやすい。

採用についても、年度ごとの財政状況や全庁的な採用方針の影響を受けやすく、部門別・職種別の必要人員を十分に反映した計画的採用となっていない面がある。特に技術職では、直近3年間においても採用予定人員どおり確保できていない年度が見受けられる。

#### （問題点）

人員不足が続く場合、特定職員への負担集中が進行し、安定運営や技術継承の面でリスクとなり得る。

また、採用が単年度の枠組みや全庁方針に左右されやすい状態では、必要人員（職種別）の確保を計画的に進めることが難しく、欠員補充にとどまりやすい。さらに、社会人採用等の手段も活用されているものの、必要人材の確保に向けた運用面での改善余地が残る。

#### （改善策）

企業局として中長期の人員見通しと必要スキルを整理した人材マネジメント計画を策定し、退職見込みや事業量の増減等を踏まえ、必要人員と要件を明確化した上で、計画的な配置・育成を進めることが望まれる。

併せて、当該計画を具体化するため、電気職・総合土木職等の中核職種について複数年度の採用方針・採用規模を定め、計画的に確保する枠組みを整備することが必要である。

さらに、採用実績や職員配置の状況を継続的に点検し、必要に応じて計画を見直す仕組みを設けることで、欠員補充にとどまらない実効性のある人員確保・人材育成につなげることが期待される。

**【技術職の採用状況（直近3年間）】**

区分		年度	採用予定	最終合格者	うち企業局採用
電気職	1類	令和7年度	3名程度	2名	未定
		令和6年度	4名程度	3名	2名
		令和5年度	2名程度	2名	2名
	3類	令和7年度	3名程度	3名	未定
		令和6年度	2名程度	2名	2名
		令和5年度	1名程度	2名	1名
総合土木職	1類	令和7年度	40名程度	25名	未定
		令和6年度	18名程度	21名	2名
		令和5年度	15名程度	19名	1名
	3類	令和7年度	6名程度	8名	未定
		令和6年度	5名程度	7名	1名
		令和5年度	4名程度	5名	1名

**⑦ 資格取得推進と人材確保に資する処遇・手当制度の見直しについて（意見10）**

企業局における資格取得支援の取組を継続しつつ、民間の処遇動向や県の給与制度との整合性に留意しながら、資格手当・住宅手当・通勤手当（高速道路利用）等の処遇を総合的に見直すことで、人材確保・定着及び資格取得のインセンティブを一層高めることが望まれる。

**（現状）**

企業局では、電気主任技術者やダム水路主任技術者等の重要資格を含む「所属別必要資格一覧」を作成し、所属長による意識啓発や受験の奨励、受験時の業務負担軽減等を通じて、業務に必要な資格取得の推進を図っている。また、資格取得に要する受験等の費用を局負担とするなど、資格取得を後押しする取組を行っている。

**（問題点）**

民間企業では、資格手当や住宅手当等の処遇面の優遇が人材確保の重要な要素となってい

る一方、企業局の手当水準は必ずしも十分とはいえず、資格取得や人材定着を促すインセンティブが限定的となり得る。加えて、事務所が県内各地に分布し、勤務場所によっては自家用車通勤が実質的に不可欠であるにもかかわらず、通勤手当について高速道路利用が実質的に「片道のみ」支給となる取扱いがあり、通勤負担の軽減の観点から十分とはいえ側面がある。

#### (改善策)

人材不足が深刻化し、電気職や総合土木職等の有資格者確保が困難となっている現状を踏まえ、現行の資格取得推進に加え、次の観点から処遇・手当制度の見直しを検討することが望まれる。

- イ 重要資格（電気主任技術者、ダム水路主任技術者等）に対する資格手当の在り方
- ロ 地方勤務・遠隔地勤務を念頭に置いた住宅手当等の処遇
- ハ 高速道路利用を含む通勤手当支給基準の取扱い

併せて、本意見は水道事業について記載したものであるが、流域下水道事業においても専門人材の確保・定着が課題となっている点は同様であり、同様の観点からの検討が有効である。また、有資格者に対する昇任等の処遇への配慮も一つの考えである。なお、見直しに当たっては県全体の給与制度との整合性に留意しつつ、民間企業における処遇の動向も踏まえ、総合的に検討することが望ましい。

#### ⑧ 余剰資金の把握・分析と運用手段の検討について（意見 11）

設備投資計画の支払時期等を織り込んだ資金需要計画を整備して最低保有資金と余剰資金を定量区分した上で、預金に加え国債等も含む運用手段を比較検討し、運用方針と投資判断の根拠（意思決定記録）を明確化することが望ましい。

#### (現状)

企業局においては、年度を通じて相当額の現金預金を保有しているところ、国債等による運用については、平成 25 年以降の低金利（マイナス金利を含む。）環境下において実施していない状況にある。併せて決算書を遡って確認したところ、水道事業の貸借対照表には投資有価証券に係る科目の記載が認められず、現状として運用手段が実質的に現金・預金に限られていることが確認される。なお、工業用水道事業では令和 5 年度より投資有価証券が一部計上されている。

近時の金利環境を踏まえると、短期的に使用見込みのない余剰資金については、元本の安全性を確保しつつ運用手段を多様化することで利息収入の増加が期待できる。

例えば、直近の新発 5 年利付国債の利回りと、主要行の大口定期預金（5 年）の店頭表示金利の間には一定の利回り差が生じており、同一期間で比較した場合、国債等の活用により運用収益の向上余地がある。ここで、例として 5 年を前提とした利回比較検討を行うと以下のような金利差が見られる。

比較対象	年率	
新発5年利付国債（第182回）募入平均利回り	1.435%	財務省 HP 入札結果 財務省
大口定期預金（5年）店頭表示金利	0.4%	三菱 UFJ 銀行 HP 円預金金利
金利差（国債－定期預金）	1.035%	

### （問題点）

国債等への投資を実施していないこと自体を直ちに問題とするものではないが、近時の上記のような金利環境下では、預金と国債等の利回りの差が拡大し得る状況にあり、資金需要に支障のない範囲で余剰資金を運用することにより、運用収益の向上余地が生じる可能性がある。余剰資金を適切に運用するためには、事業運営上必要となる資金需要を的確に把握した上で、資金需要計画を策定し、運用可能額としての余剰資金を区分・算定することが必要である。

しかしながら、企業局においては、設備投資計画を有しているものの、当該計画に基づき、工事支払時期（出来高、前払・中間払・竣工払等）を織り込んだ資金需要計画（資金計画）が十分整備されているとはいえない。このため、余剰資金の範囲が定量的に明確化されず、結果として、運用手段の比較検討や適切な運用金額の算定が行われにくい状況にあると考えられる。

また、工業用水道事業において投資有価証券が計上されているが、この点についても、資金需要を見据えて定量的に把握・区分された余剰資金を元手として計画的に実施しているとはいえない状況がうかがえる。その結果、余剰資金の把握・分析と運用方針の関係が整理されておらず、資金運用に係る意思決定について、その妥当性や合理性を客観的に説明するための根拠が明確になっていない状況にあると認められる。

### （改善策）

企業局においては、設備投資計画の実行可能性を担保しつつ資金繰りリスクを回避する観点から、少なくとも以下を整備した上で、余剰資金の運用手段（預金に加え、国債等を含む。）の活用余地を検討することが望ましい。

- イ 設備投資計画を基礎とし、工事支払時期・企業債償還等を織り込んだ資金需要計画（資金計画）の整備（運用期間を考慮し3-5年程度）
- ロ 最低保有資金と運用可能額（余剰資金）を区分した定量的な算定
- ハ 上記に基づく運用手段の比較検討と、投資可否判断の根拠の明確化（意思決定記録の整備）

### ⑨ 複数年契約の活用促進と好事例の横展開の検討について（意見12）

複数年契約の活用は事務処理の低減や競争性確保に資する一方、事務所ごとの運用に委ねられ情報共有が不十分であるため、水道課主導で適用対象の選定基準と好事例の共有を進め、さらなる効率化・費用抑制を図ることが望まれる。

### （現状及び問題点）

企業局水道課では、複数年契約が可能な場合には積極的に実施するように、同局経営戦略

課長通知などで指導しているが、どの契約を複数年契約にするかは各水道事務所に委ねられている。

例えば渋川工業用水道事務所では、令和6年度より、清掃委託業務を2年間の複数年契約としている。令和5年度は、単年度契約だったため3者の見積合わせであったが、令和6年度は2年間の複数年契約となり予定価格が上がったことから、5者の指名競争入札となっている。また、県央第一水道事務所でも、同様に清掃業務を複数年契約としている。一方県央第二水道事務所では、水質測定機器点検委託を複数年契約としており、清掃業務は複数年契約としていないが、清掃業務を対象としなかった理由は特にないとのことである。

見積合わせと指名競争入札では、必要な事務処理はほとんど変わらないため、契約事務が2年に1度となったことから事務処理の低減が図れたとのことであった。（但し、複数年契約にしたことにより、契約金額を抑えることができたかどうかは、人件費高騰の影響もあり、判断できない。）

しかし、複数年契約にしたことにより対象の業者が3者から5者になり、契約相手が拡大していることから費用削減にも一定の効果があると考えられる。毎年、限られた業者しか対象がない契約や一者（二号）随意契約に寄らざるを得ない契約については、複数年契約を採用することにより、事務処理の低減や費用の削減も検討することが望ましいと考える。

現状、各水道事務所がどの契約を複数年契約にしているか、複数年契約にするものの長所・短所等について、十分な情報共有が図れていないことから、水道課主導により他の水道事務所での成功例を共有することにより、更なる事務処理の低減及び費用の削減に努められたい。

#### ⑩ 薬品の共同購入の拡大による事務効率化とスケールメリットの確保について（意見13）

県が圏域単位で市町村合同の薬品共同購入を推進する中、企業局でも同一地域内（例：渋川市）の水道・工業用水間で共同購入を拡大し、担当区分による分断を解消して事務効率化と経費削減（スケールメリット）の確保を図ることが望まれる。

知事部局の健康福祉部食品・生活衛生課の水道係が主体となり、県を5つのブロック（県央圏域、西部圏域、吾妻圏域、利根沼田圏域、東部圏域）に分けて、圏域における市町村合同で薬品の購入を行い、事務手続の効率化及びスケールメリットによる経費削減を検討している。

しかし、企業局では、県央第一水道事務所が県央第二水道事務所の分もまとめて薬品の共同購入を実施しているものの、同じ渋川市にある県央第二水道事務所と渋川工業用水道事務所は別々の事務手続を実施している。これは、上水道と工業用水道で水道課の担当者が異なるためとのことである。

企業局として局内の薬品購入手続を可能な範囲で集約し、同一地域内（例：渋川市）に所在する水道・工業用水の各事務所間でも共同購入を拡大することにより、事務手続の効率化とスケールメリットによる経費削減を図ることが望まれる。

### 3. 企業局水道課 工業用水道係

#### (1) 計画との関連性

第2次群馬県企業局経営基本計画

#### (2) 事業の概要

##### ① 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額
令和4年度	3,129,243	2,767,787	361,456
令和5年度	3,516,841	2,664,132	852,709
令和6年度	3,323,740	2,945,453	378,287

##### ② 事業目的

工業用水道事業は、低廉豊富な工業用水を安定的に供給することにより、県内工業の振興発展を図るとともに、地下水の過剰くみ上げを抑制するための代替水源として、地下水の保全と地盤沈下の防止に寄与することを目的としている。

##### ③ 根拠法令等

地方公営企業法  
工業用水道事業法

##### ④ 事業計画及び内容

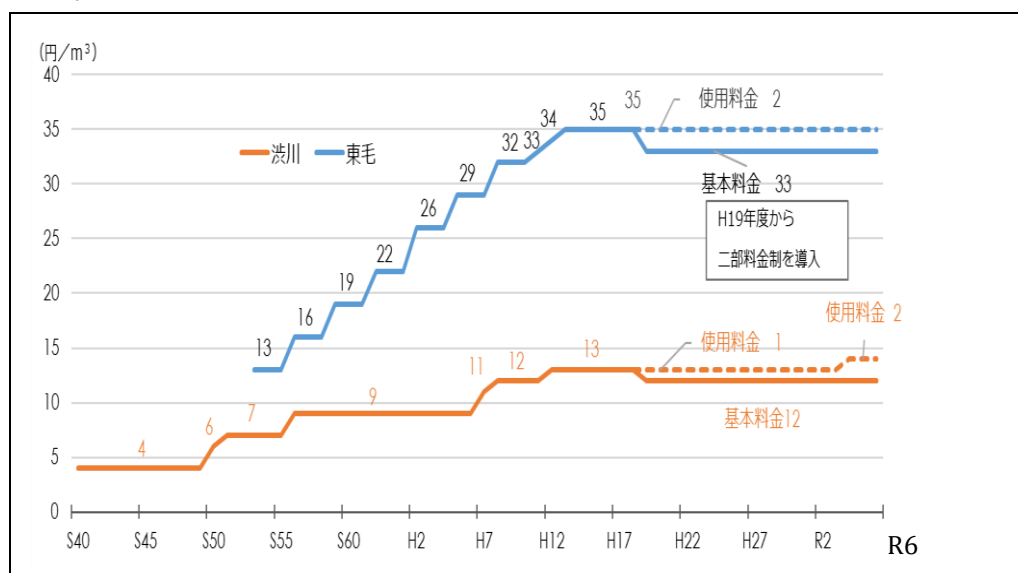
利根川の表流水を水源とし、渋川及び東毛の2か所の工業用水道を運営し、地域開発のための基盤整備事業として、環境及び国土の保全を図る地盤沈下対策事業として重要な役割を果たしている。

渋川工業用水道事務所、東毛工業用水道事務所のそれぞれの供給区域は以下のとおりであり、県内6市6町を給水区域とし、1日当たり約12万m<sup>3</sup>の用水（県内の事業所が使用する水の約3割。）を給水している。

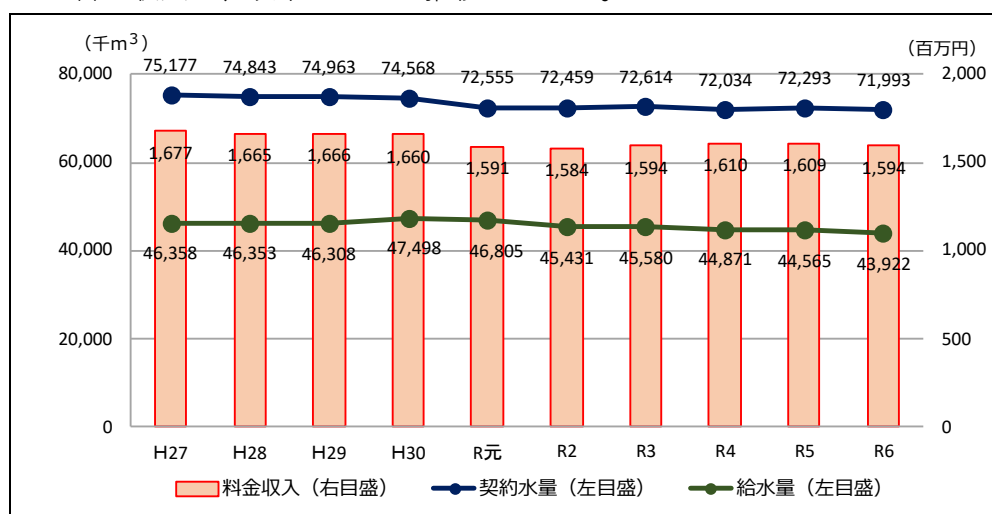


また、附帯事業として、渋川工業用水道では、渋川市に対して上水の原水供給を行っている。

料金体系は、渋川・東毛の両工業用水道とも、平成 19 年度から基本料金と使用料金からなる二部料金制を導入している。工業用水道料金の推移は、以下のとおりである。



給水量と料金収入は、以下のとおり推移している。



令和 6 年度における事業内容は、以下のとおりである。

イ 給水実績

	渋川工業用水道	東毛工業用水道	合計
給水事業所数	8 社 8 事業所	90 社 101 事業所	98 社 109 事業所
年間契約水量 (m³)	41,609,740	30,382,915	71,992,655
年間総給水量 (m³)	31,344,466	12,578,153	43,922,619
年間給水料金 (千円) (税込)	618,206	1,135,215	1,753,421

□ 主な建設改良事業

1) 渋川工業用水道

- ・配水管路強靱化基本設計委託
- ・前 PAC タンク設備取替外工事
- ・テレメータ（子局）盤取替外工事

2) 東毛工業用水道

- ・館林工業団地（近藤町）配水管路布設替工事
- ・配水管路整備（大泉町産業団地）基本設計委託

⑤ 令和6年度当初予算の概要

（単位：千円）

収益的収入・支出		
収入	支出	差引
2,052,598	2,184,485	131,887
○給水収益 1,760,489	○浄水費・配水費等 1,898,676	
○営業外収益 292,109	○一般管理費 72,450	
	○営業外費用 193,359	
	支払利息 51,761	
	その他 141,598	
	○予備費 20,000	

資本的収入・支出		
収入	支出	差引（補てん財源）
376,610	1,139,255	△762,645
○他会計からの長期借入金 376,000	○建設改良費 394,924	
○投資有価証券償還金 610	○企業債償還金 431,015	
	○出資金及び貸付金 100,000	
	○他会計からの長期借入金償還金 163,316	

	○予備費	50,000
--	------	--------

⑥ 令和6年度決算の主な内訳

(単位：千円)

科目	決算額	主な内容
工業用水道事業費用		
営業費用	1,689,113	原水・浄水費、配水・給水費、減価償却費等
営業外費用	183,918	電気事業に対する利息支払
工業用水道事業資本的支出		
建設改良費	378,229	
企業債償還金	431,015	
出資金及び貸付金	99,862	
他会計からの長期借入金償還金	163,316	
合計	2,945,453	

⑦ 契約事務の所管区分（発注権限）

渋川・東毛の両工業用水道事務所における以下の契約に関しては、企業局水道課において発注している。

- ・工事請負契約のうち、契約金額が5,000万円以上のもの。

⑧ 需用費の内容

(単位：千円)

需用費の内容	決算額
渋川工業用水道 薬品費	10,803
渋川工業用水道 被服費	152
渋川工業用水道 備品消耗品費	3,191
渋川工業用水道 燃料費	130
東毛工業用水道 薬品費	11,104
東毛工業用水道 被服費	261
東毛工業用水道 備品消耗品費	3,041
東毛工業用水道 燃料費	310

⑨ 工事費の内容

(単位：千円)

工事の内容	契約方法	決算額
東毛工業用水道 館林工業団地（近藤町）配水管路布設替工事	一般競争入札	106,711
東毛工業用水道 北ルート配水管路移設工事	一般競争入札	180,400

⑩ 成果指標と達成状況

<数値目標>

目標指標	単位	基準年度 (R元)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	R6年度 (実績)	目標年度 (R12)
年間契約水量	千m <sup>3</sup>	72,327	72,614	72,034	72,292	71,993	75,092
渋川工業用水道の更新・改良 (浄水処理能力の耐震化率)	% 箇所	0 2	0 2	0 2	0 2	0 3 (注1)	100 7
管路耐震化率	%	39.6	42.7	42.7	42.7	42.7 (注2)	100

(注1) 浄水処理能力の耐震化は、取水口、配水池等の浄水処理工程の全てが耐震化されることで100%を達成するものであるところ、令和6年度時点では未了部分が残っているため、0%とされているが、更新・改良は順調に進んでいる。なお、更新・改良箇所によると7箇所の耐震化を予定しており、令和6年度までに3箇所の耐震化を完了している。

(注2) 吾妻川横断工の管路耐震化工事（令和4年度調査、令和5年度基本設計、令和6年度から令和7年度詳細設計）の完了により、100%達成となる見込みである。

⑪ デジタル技術の活用状況

工業用水道事業においては、以下のようなデジタル技術の活用が図られている。

イ 管路台帳システム DX 化

管路巡視業務等の DX 化を目的として、管路台帳システムを GPS 機能付きのタブレット端末で閲覧・編集可能とすることで、タブレット上での現在位置と水道施設の位置確認、埋設物照会等における図面等の資料閲覧、巡視記録の作成もタブレット内で行える。

ロ 浄水場内のネットワーク設備の整備

渋川工業用水道の施設の点検や現場巡視等

ハ 検針システムの DX 化

(3) 監査結果（指摘又は意見）

工業用水事業に係る監査意見については、事業全体としての総括的な意見として本章に一括して記載するのではなく、各事業所における往査（現地確認・ヒアリング等）を通じて把握した運営実態や個別課題に即して整理した上で、当該往査結果に係る意見として取りまとめ、これに集約して記載している。

◆対象とした流域下水道事業に係る監査結果及び意見

1. 県土整備部 下水環境課 流域経営係

(1) 計画との関連性

群馬県流域下水道事業経営計画

計画期間：令和2年度～令和6年度

計画の目標：人口減少や施設老朽化等の経営環境の変化を踏まえ、維持管理の効率化、更新投資の平準化及び財政運営の健全化を図り、将来にわたり安定的・持続的な下水道サービスの提供を確保する。

(2) 事業の概要

① 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考	
令和4年度	3,820,521	2,619,237	1,201,284	建物	31,866
				構築物	152,271
				機械及び装置	1,003,411
				工具器具及び備品	171
				補償費	2,588
				建設事務費	10,977
				令和5年度	3,957,516
令和6年度	3,434,760	3,154,450	280,310	建物	△279
				構築物	△119,828
				機械及び装置	376,377
				工具器具及び備品	—
				補償費	3,000
				建設事務費	21,040

② 事業目的

下水道を整備・普及することにより、快適で衛生的な住環境を確保するとともに、公共用水域の水質を改善する。

③ 根拠法令等

地方公営企業法、下水道法

④ 事業計画及び内容

イ 社会資本総合整備	3,373,650 千円
・ 流域下水道幹線管渠建設費（補助率 1/2）	1,341,790 千円
・ 終末処理場施設建設費（補助率 1/2 及び 2/3）	1,891,689 千円
・ 建設事務費	140,171 千円
ロ 単独流域下水道建設	61,110 千円
・ 流域下水道幹線管渠建設費	32,500 千円
・ 終末処理場施設建設費	28,610 千円

※建設事務費：工事の設計・施工監理等に係る人件費、旅費や需用費等

⑤ 令和 6 年度当初予算の概要

(単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	企業債	合計
1,848,639	744,121	842,000	3,434,760
(54%)	(22%)	(25%)	(100%)

⑥ 令和 6 年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
建物	80,889	1 県央処理区 13,167 (補助) 12,595 (単独)
		3 桐生処理区 55,127 (補助) ・ 水処理 2 系最初沈澱池生汚泥ポンプ設備改築更新工事
構築物	1,067,828	1 県央処理区 341,377 (補助) ・ マンホール蓋更新工事 ・ 管渠内調査業務 ・ 地下タンク等建築工事 ・ 分水槽改修工事等 1,012 (単独)
		2 奥利根処理区 83,949 (補助)
		3 桐生処理区 30,998 (補助)
		4 西邑楽処理区 33,071 (補助) 319 (単独)
		5 新田処理区 12,210 (補助)
		6 佐波処理区 564,892 (補助) ・ 管渠築造工事（伊勢崎幹線第 9-4 工区）等 ・ 水処理施設等詳細設計業務委託

機械及び 装置	1,886,601	1 県央処理区	1,342,824 (補助)
		・ポンプ場自家発電設備改築更新工事	
		・沈砂池ポンプ棟受変電設備改築更新工事	
		・県央水質浄化センター汚泥処理棟受変電設備改築更新工事	
		・No.2主ポンプ電気設備改築更新工事	
		・県央水質浄化センター No.2主ポンプ設備改築更新工事等	20,515 (単独)
		2 奥利根処理区	295,308 (補助)
・沼田ポンプ場 自家発電設備改築更新工事等	2,717 (単独)		
3 桐生処理区	193,534 (補助)		
・水処理2系最初沈澱池生汚泥ポンプ電気設備改築更新工事等			
4 西邑楽処理区	24,051 (補助)		
5 新田処理区	3,240 (補助)		
6 佐波処理区	4,411 (補助)		
建設事務 費	119,130	給料	55,113
		手当等	34,981
		法定福利費	17,636
		負担金	2,820
		備消耗品費	2,231
		委託料	2,189
		その他(雑費、旅費、修繕費等)	4,157
合計	3,154,450		

⑦ 需用費の内容

(単位：千円)

需用費の内容	決算額
印刷製本費	180
雑費	1,455
損害保険料	73
通信運搬費	336
燃料費	314
被服費	57
旅費	785

### (3) 監査結果（指摘又は意見）

#### ① 総勘定元帳内訳簿の誤りについて（指摘2）

「処理場用機械設備」に該当する支払金額が、「処理場用電気設備」の総勘定元帳内訳簿に記載されているので、両者の総勘定元帳内訳簿の修正が必要である。

#### （現状及び問題点）

以下の「処理場用電気設備」の総勘定元帳内訳簿に記載されている支払は、「処理場用機械設備」に該当するものである。そのため、両者の令和6年度の期末残高及び令和7年度の期首残高が異なっている。

科目	(款) 建設仮勘定、(項) 西邑楽処理区、(目) 機械及び装置、(節) 処理場用電気設備
日付	令和6年12月25日
摘要	社資(1/2) 西邑楽 主ポンプ設備増設実施設計業務委託 前金払
金額	4,851,000円

#### （改善策）

総勘定元帳内訳簿の科目更正を行う必要がある。

#### ② 包括的民間委託の契約期間長期化における統制力確保とリスク管理について（意見14）

包括的民間委託の契約期間長期化は一定の合理性がある一方、発注者側の技術・契約管理能力低下や引継不足による継続性・安全性リスクを伴うため、中間評価・引継体制の制度化と人材育成・共同研修等で発注者能力を担保しつつ、委託範囲・リスク分担・モニタリングを慎重に設計して段階的に進めるべきである。

#### （前提）

県の流域下水道は、昭和50年代以降、奥利根処理区の事業着手を契機として段階的に整備が進められ、現在は利根川上流流域及び東毛流域の2流域・6処理区で運用されている。一方で、県全体の下水道整備の進捗は全国平均を下回り、今後は人口減少による使用料収入の伸び悩みが見込まれる中、昭和50年代から整備された施設が更新期を迎え、改築需要の増加が避けられない状況にある。こうした経営環境を背景に、県は平成20年4月から主要処理区において、下水道公社の解散を契機として包括的民間委託（性能発注・複数年契約）を導入し、効率的な運転管理や経費節減、民間ノウハウの活用等を図ってきた。

以上を踏まえ、本監査では、包括的民間委託が目的に沿って機能しているかという観点から、契約スキーム、要求水準と成果の把握、監督・検証の仕組み等を中心に検証し、必要な改善点を意見として整理した。

#### （包括的民間委託導入の効果）

県では、流域下水道事業において包括的民間委託を導入した結果、「群馬県流域下水道事

業経営計画」に示されているとおり、流入量当たりの維持管理費、電気使用量、放流水 BOD といった指標において、一定の改善効果が確認されている。具体的には、以下の表のとおり、流入量当たり維持管理費が約 10%、電気使用量が約 16%、放流水 BOD が約 36%それぞれ改善しており、一括発注・複数年契約による経費の節減、民間事業者のノウハウの活用による管理水準の向上、民間事業者の自由裁量による効率的な運転管理の実施により、維持管理費削減と放流水質の改善が両立されている。

**【包括的民間委託導入前後の主な効果】**

指標	導入前 (H17~H19 平均)	導入後 (H26~H28 平均)	削減・改善率
流入量当たり維持管理費[円/m <sup>3</sup> ]	58.3	52.5	約 10%削減
流入量当たり電気使用量[kWh/m <sup>3</sup> ]	0.45	0.38	約 16%削減
放流水 BOD[mg/L]	3.3	2.1	約 36%改善

(出典：「群馬県流域下水道事業経営計画」表 1-2 の数値をもとに作成)

併せて、現行の包括的民間委託契約の状況をみると、県央・西邑楽・桐生・奥利根の 4 水質浄化センターを対象として、「維持管理包括委託」として一括した契約が締結されている。なお、現行の包括的民間委託については、県央・奥利根・桐生・西邑楽の各水質浄化センターを対象として、令和 4 年 11 月 1 日に一般競争入札により契約が締結されており、その契約形態は「維持管理包括委託」として整理されている。各契約の概要は、次のとおりである。

**【現行の包括的民間委託契約の概要】**

No	箇所名	当初契約額 (億円)
1	県央水質浄化センター	41
2	奥利根水質浄化センター	9
3	桐生水質浄化センター	11
4	西邑楽水質浄化センター	8

(注) 金額は億円単位で四捨五入している。

このように、包括的民間委託の導入により、維持管理費削減と放流水質の改善という一定の成果が得られている。一方で、これらの成果を持続・発展させていくためには、契約期間の在り方や発注者・受託者の役割分担、技術・ノウハウの継承方策について、今後さらに検討を深める必要がある。以下、包括的民間委託の契約期間を見直すに当たっての留意点について、監査意見をまとめる。なお、平塚水質浄化センター、利根備前島水質浄化センターの包括的民間委託契約についても同様に検討することが望まれる。

### (監査意見)

県は、下水道分野におけるウォーターPPPの推進動向を考慮し、包括的民間委託の契約期間を10年程度とすることも視野に入れつつ、上記の契約の更新時においても3年とし、今後、国が示すガイドラインとの整合性を考慮し契約の長期化も踏まえて検討するところにある。契約の長期化については、更新投資効果の発現や民間事業者の人材育成・ノウハウ蓄積を図る観点から一定の合理性を有するものである。

一方で、契約期間の長期化に伴い、受託者側にノウハウが蓄積される反面、発注者側の技術力・ノウハウが相対的に低下し、将来の事業者選定や契約管理能力が損なわれるおそれがあること、また契約期間満了時の事業者交代に当たって十分な引継期間を確保しない場合には、事業の継続性・安全性に支障を及ぼすリスクがあることに留意が必要である。

したがって、発注者である県及び施設を管理する市町村においては、契約期間の中間点における評価・見直しの仕組みや、契約最終年度における新旧事業者の引継体制の整備の強化に加え、受託事業者との人事交流や共同研修、現場業務への計画的な関与等を通じて、発注者側の技術・ノウハウの維持・向上を図る方策について検討し、その結果を次期契約条件に適切に反映させることが望まれる。

なお、官民連携（ウォーターPPP）は人材不足等を背景に提案・推進されているものであり、下水道事業は、県の重要なインフラである。県としては、まずプロパー人材の確保・育成を最優先課題として位置付け、事業の根幹を安易に民間に依存することのないよう、委託範囲・リスク分担・モニタリング体制を慎重に設計する必要があると考える。特に、契約の長期化や委託範囲の拡大（レベル2.5からレベル3.5相当以上への移行）を検討する場合には、発注者側の技術・契約管理能力を維持するための関与方針（共同研修・共同点検・人材交流等）を制度面で担保した上で、段階的にかつ慎重に進めることが望まれる。

## 2. 県土整備部 下水環境課 計画係

### (1) 計画との関連性

計画：群馬県汚水処理計画

関連性：各施策を実施することで汚水処理施設整備が促進され、計画（汚水処理人口普及率の向上）が達成できる。

### (2) 事業の概要

#### ① 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

事業名	年度	当初 予算額	決算額	差額	備考
榛名湖及び赤城山大洞特定環境保全公下水道事業費補助	令和4年度	6,200	6,200	—	
	令和5年度	6,200	6,200	—	
	令和6年度	6,200	6,200	—	
下水道接続宅内配管費補助	令和6年度	20,000	2,550	17,450	
利根川流域別下水道整備総合計画変更業務委託	令和5年度	26,147	18,810	7,337	契約額8,140千円は全額翌年度へ繰り越し
	令和6年度	15,169	—	15,169	

#### ② 事業目的

下水環境課計画係は、群馬県汚水処理計画に基づき、各種施策を推進することにより、汚水処理施設の整備を促進し、汚水処理人口普及率の向上等の計画目標の達成を目指している。

#### ③ 根拠法令等

下水道法

#### ④ 事業計画及び内容

##### イ 榛名湖及び赤城山大洞特定環境保全公共下水道事業費補助金

県立榛名公園及び県立赤城公園内の湖沼において、周辺の観光施設等からの排水による環境悪化を防ぐため、榛名湖及び赤城大洞周辺特定環境保全公共下水道の建設に係る経費及び起債の償還に係る経費を補助している。

##### ロ 下水道接続宅内配管費補助

下水道管渠の整備は促進されたが、住民の高額負担がネックとなり下水道接続率は低迷している。このため、下水道接続工事に係る経費のうち、市町村補助額から国費を差し引いた、地方負担額の1/2以内を補助している。(上限10万円/戸)

ハ 利根川流域別下水道整備総合計画変更業務委託

下水道法第2条の2に基づき利根川流域（群馬県）に係る下水道整備に関する総合的な基本計画を策定し、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上を目指す。

⑤ 令和6年度当初予算の概要

イ 榛名湖及び赤城山大洞特定環境保全公共下水道事業費補助金

（単位：千円）

一般財源	合計
6,200	6,200
(100%)	(100%)

ロ 下水道接続宅内配管費補助

（単位：千円）

一般財源	合計
20,000	20,000
(100%)	(100%)

ハ 利根川流域別下水道整備総合計画変更業務委託

（単位：千円）

国庫支出金	一般財源	合計
7,584	7,584	15,169
(50%)	(50%)	(100%)

⑥ 令和6年度決算の主な内訳

「（2）事業の概要」①のとおり

⑦ 補助金等の内容

（単位：千円）

補助金等の内容	交付先	決算額
榛名湖及び赤城山大洞特定環境 保全公共下水道事業費補助	高崎市	6,200
	みどり市	1,750
下水道接続宅内配管費補助	千代田町	800

⑧ 成果指標と達成状況

<数値目標>

目標指標	単位	基準年度 (R元)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (実績)	目標年度 (R14)
汚水処理人口普及率	%	81.8	83.1	84.2	85.0	92.0

下水環境課計画系の事業は、群馬県汚水処理計画を前提として、汚水処理人口普及率の向上を図るため、市町村に対する計画の策定・見直しに係る助言、整備事業の進捗把握・調整、関係施策の推進及び補助金等の制度運用など、多岐にわたる取組を一体的に行っている。これらの取組により、市町村の汚水処理施設整備が促進され、結果として、10年前に75%程度であった同普及率は、この10年で着実に向上している。

県としては、当該計画係が中心となって関係部局・市町村との調整を継続し、計画に基づく各施策を着実に推進することにより、令和14年に92%となることを目標として取組を進めているところである。

#### ⑨ デジタル技術の活用状況

今後、市町村報告のデジタル統一を図り、年度計画、進捗、用地・施工制約や補助申請、出来高、写真、遅延理由などを共通様式のWebフォームで回収することで作業の効率化と情報の一元管理に努めることとしている。

### (3) 監査結果（指摘又は意見）

県では、汚水処理計画の進捗管理に当たり、市町村ごとに社会資本整備総合交付金等の計画額（事業費）や決算額を整理し、下記のとおり、予算と実績額の対比により事業費の執行状況により事業の進捗管理を行っている。これらの取組は、財政面から汚水処理施設整備の進捗を確認する上で、一定の意義を有していると考えられる。

計画額と決算額の比較（主要5市）

（単位：千円）

市名	計画額（事業費）	決算額	決算/計画（%）
前橋市	687,000	712,138	103.7
高崎市	1,941,900	1,771,960	91.2
桐生市	162,000	209,387	129.3
伊勢崎市	901,300	882,729	97.9
太田市	387,000	412,400	106.6

一方で、汚水処理計画においては、県及び市町村ごとに、令和14年度末までの汚水処理人口普及率の目標値が設定されるとともに、令和5・6年度末時点の実績値が整理されている。汚水処理計画が、本来、汚水処理人口普及率の向上といった成果の達成を目的としていることに鑑みれば、投資規模のみならず、その結果として普及率がどの程度改善したのかを併せて把握することが重要であると考えられる。

#### ① 目標値・実績値と事業費を関連付けた整理について（意見15）

従来計画額・決算額の確認に加え、事業費と普及率（目標・実績）を結び付け、市町村別に投資効果を継続検証する仕組みが必要である。

県としても、従来どおり計画額と決算額の対比による執行状況の確認を行いつつ、汚水処理人口普及率の目標値・実績値と事業費を関連付けて整理し、主要市町村ごとの投資と成果

との関係を継続的に検証する仕組みについて、検討することが望まれる。併せて、投資額に比して普及率の伸びが相対的に小さい市町村が把握された場合には、その要因分析や事業手法の見直し等を行うことも一案であり、これらの取組を通じて、汚水処理施設整備の一層効果的・効率的な推進につながることを期待される。

## ② 汚水処理計画の成果検証（PDCA）について（意見 16）

汚水処理計画の成果検証（PDCA）を、5年程度から単年度単位へ高度化・早期化する必要がある。

汚水処理計画に係る成果の検証は、現状、5年程度に一度の見直し・評価にとどまっている。汚水処理施設整備は、市町村の事業実施状況や用地・施工制約等により年度ごとの進捗に差異が生じやすいことから、5年ごとの検証のみでは、課題の早期把握や翌年度計画への反映が遅れ、結果として計画達成の実効性が低下するおそれがある。

については、県として、計画額・決算額の執行状況及び汚水処理人口普及率等の成果指標について、主要項目は単年度で整理・検証し、その結果を翌年度の計画に反映させる運用とすることが望ましい。

### 3. 県土整備部 下水環境課 流域整備係

#### (1) 計画との関連性

県における災害に強い下水道施設整備（重点計画）

計画期間：令和2年度～令和6年度

計画の目標：地震や水害時など非常時における下水道施設の機能確保を図るため、耐震化や耐震診断、耐水化、非常用発電施設の整備を計画的に推進し、災害に強い下水道整備を図る。

#### (2) 事業の概要

##### ① 過去3年間の予算・決算概要

(単位：千円)

			当初予算額	決算額	差額
令和4年度	収益的 収入及び支出	収益	10,026,951	10,123,634	△96,683
		費用	9,893,199	9,722,813	△170,385
	資本的 収入及び支出	収入	4,163,521	3,131,493	△1,032,027
		支出	5,258,058	4,056,770	△1,201,287
令和5年度	収益的 収入及び支出	収益	10,140,364	9,770,175	△370,188
		費用	19,902,643	9,709,326	△1,193,316
	資本的 収入及び支出	収入	4,292,516	3,595,486	△697,029
		支出	5,350,250	4,652,003	△698,246
令和6年度	収益的 収入及び支出	収益	10,753,249	10,672,485	△80,763
		費用	10,684,827	10,133,395	△551,431
	資本的 収入及び支出	収入	3,733,760	3,234,693	△499,066
		支出	4,763,018	4,482,705	△280,312

##### ② 事業目的

流域下水道の建設事業に関すること

##### ③ 根拠法令等

下水道法

##### ④ 事業計画及び内容

イ 流域下水道（各処理区の事業計画概要及び業務量）

○県央処理区事業計画概要

処理施設名		県央水質浄化センター（玉村町上之手）
事業費		1,621 億円
目標年度		令和 7 年度
関連市町村		前橋市・高崎市・渋川市・藤岡市・富岡市・安中市・玉村町・甘楽町・吉岡町・榛東村
処理区域面積（ha）		17,326
処理施設	処理方式	標準活性汚泥法+高速ろ過法
	処理能力（m <sup>3</sup> /日）	240,000
	敷地面積（ha）	約 34.2
	放流先	利根川
管渠施設	管径（mm）	100~2,250
	延長（m）	約 146,680
ポンプ施設	揚水量（m <sup>3</sup> /分）	51.3/玉村北 40.6/玉村南
事業着手		昭和 53 年 12 月 15 日 着工
供用開始		昭和 62 年 10 月
計画放流水質 BOD（mg/l）		10

流入水量は、年間 55,715,843 m<sup>3</sup>、維持管理負担金は 2,611,684,517 円

予定流入水量 56,313,863 m<sup>3</sup>に対し、98.9%の流入実績

○奥利根処理区事業計画概要

処理施設名		奥利根水質浄化センター（沼田市下川田町）
事業費		230 億円
目標年度		令和 7 年度
関連市町村		沼田市・みなかみ町
処理区域面積（ha）		1,388
処理施設	処理方式	標準活性汚泥法
	処理能力（m <sup>3</sup> /日）	21,300
	敷地面積（ha）	約 5.6
	放流先	利根川
管渠施設	管径（mm）	450~1,350
	延長（m）	約 14,570
ポンプ施設	揚水量（m <sup>3</sup> /分）	1.56/沼田 2.7/月夜野
事業着手		昭和 52 年 11 月 11 日 着工
供用開始		昭和 56 年 4 月
計画放流水質 BOD（mg/l）		15

流入水量は、年間 3,905,708 m<sup>3</sup>、維持管理負担金は 384,972,592 円

予定流入水量 4,546,046 m<sup>3</sup>に対し、85.9%の流入実績

○桐生処理区事業計画概要

処理施設名		桐生水質浄化センター（桐生市広沢町）
事業費		270 億円
目標年度		令和 7 年度
関連市町村		桐生市・みどり市
処理区域面積（ha）		2,477
処理施設	処理方式	標準活性汚泥法
	処理能力（m <sup>3</sup> /日）	36,900
	敷地面積（ha）	約 4.9
	放流先	渡良瀬川
管渠施設	管径（mm）	150~1,500
	延長（m）	28,140
ポンプ施設	揚水量（m <sup>3</sup> /分）	1.8/川内 1.7/新川
事業着手		平成 4 年 9 月 21 日 着工
供用開始		平成 7 年 4 月
計画放流水質 BOD（mg/l）		12

流入水量は、年間 6,473,889 m<sup>3</sup>、維持管理負担金は 496,446,762 円  
 予定流入水量 6,241,670 m<sup>3</sup>に対し、103.7%の流入実績

○西邑楽処理区事業計画概要

処理施設名		西邑楽水質浄化センター（邑楽郡千代田町舞木）
事業費		290 億円
目標年度		令和 8 年度
関連市町村		太田市・大泉町・邑楽町・千代田町
処理区域面積（ha）		1,108
処理施設	処理方式	標準活性汚泥法
	処理能力（m <sup>3</sup> /日）	19,200
	敷地面積（ha）	約 10
	放流先	利根川
管渠施設	管径（mm）	350~1,500
	延長（m）	19,410
ポンプ施設	揚水量（m <sup>3</sup> /分）	3.5/邑楽
事業着手		平成 3 年 8 月 23 日 着工
供用開始		平成 12 年 4 月
計画放流水質 BOD（mg/l）		15

流入水量は、年間 3,821,042 m<sup>3</sup>、維持管理負担金は 367,494,357 円  
 予定流入水量 3,792,996 m<sup>3</sup>に対し、100.7%の流入実績

○新田処理区事業計画概要

処理施設名		利根備前島水質浄化センター（太田市備前島町）
事業費		211 億円
目標年度		令和 8 年度
関連市町村		太田市
処理区域面積（ha）		792
処理施設	処理方式	標準活性汚泥法
	処理能力（m <sup>3</sup> /日）	17,920
	敷地面積（ha）	約 9.1
	放流先	石田川
管渠施設	管径（mm）	400~1,350
	延長（m）	20,720
事業着手		平成 4 年 9 月 21 日 着工
供用開始		平成 18 年 7 月
計画放流水質 BOD（mg/l）		12

流入水量は、年間 2,294,609 m<sup>3</sup>、維持管理負担金は 247,695 円 予定流入水量 2,100,668 m<sup>3</sup>に対し、109.2%の流入実績

○佐波処理区事業計画概要

処理施設名		平塚水質浄化センター（伊勢崎市境平塚）
事業費		281 億円
目標年度		令和 8 年度
関連市町村		伊勢崎市・太田市
処理区域面積（ha）		1,444
処理施設	処理方式	標準活性汚泥法
	処理能力（m <sup>3</sup> /日）	22,400
	敷地面積（ha）	約 9.2
	放流先	利根川
管渠施設	管径（mm）	350~1,350
	延長（m）	29,360
事業着手		平成 14 年 3 月 6 日 着工
供用開始		平成 20 年 9 月
計画放流水質 BOD（mg/l）		15

流入水量は、年間 2,435,360 m<sup>3</sup>、維持管理負担金は 7,208,614 円 予定流入水量 1,680,781 m<sup>3</sup>に対し、144.9%の流入実績

## ロ 公共下水道

公共下水道は、①家庭及び事業所からの下水を集め各市町村が管理する終末処理場で浄化し、河川等に排出する「単独公共下水道」、②都道府県が管理する流域下水道に接続する「流域関連公共下水道」、③工場等の事業活動に伴い排出される汚水を処理するための「特定公共下水道」、④自然公園内の水域の水質保全を目的とする自然保護下水道及び生活環境の改善を目的とする農山村下水道として実施される「特定環境保全公共下水道」の4種類がある。

なお、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道以外の公共下水道を狭義の「公共下水道」として実施している。

### 1) 単独公共下水道

公共下水道事業として7市5町（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市（旧伊香保町）、草津町、板倉町、中之条町、東吾妻町（旧吾妻町）及び明和町）で供用を開始している。

### 2) 流域関連公共下水道

利根川上流流域下水道奥利根処理区関連では、沼田市及びみなかみ町が事業を実施し、いずれの市町も供用を開始している。

利根川上流流域下水道県央処理区関連では、昭和53年度に事業に着手し、前橋市、高崎市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、甘楽町及び玉村町の10市町村で事業を実施し、全ての市町村において供用を開始している。

東毛流域下水道西邑楽処理区関連では、太田市、大泉町、千代田町及び邑楽町が事業を実施し、全ての市町において供用を開始している。

東毛流域下水道桐生処理区関連では、桐生市及びみどり市が事業を実施し、いずれの市も供用を開始している。

東毛流域下水道新田処理区関連では、太田市が事業を実施し、供用を開始している。

東毛流域下水道佐波処理区関連では、伊勢崎市及び太田市が事業を実施、供用を開始している。

### 3) 特定公共下水道

館林市が県内で唯一、自動車部品工場、薬品工場、コンクリート二次製品工場等が集中している区域内の下水処理のため実施し供用している。

### 4) 特定環境保全公共下水道

自然保護下水道としては、中之条町が四万・沢渡温泉周辺、みなかみ町が猿ヶ京周辺、高崎市（旧榛名町）・東吾妻町（旧吾妻町・旧（吾）東村）が共同で榛名湖周辺、前橋市（旧富士見村）が赤城大洞周辺で実施し供用している。また、農山村下水道としては、現在までに高崎市、渋川市（旧北橋村、旧子持村、旧小野上村、旧伊香保町を含む。）、沼田市（旧白沢村、旧利根村を含む。）、太田市、前橋市（旧富士見村）、桐生市（旧新里村）、榛東村、吉

岡町、甘楽町、長野原町、孺恋村、片品村、川場村、みなかみ町（旧月夜野町）及び玉村町が実施し、全ての市町村で供用している。

注：下線は「流域関連特定環境保全公共下水道」を示す。

ハ 都市下水路（雨水公共下水道）

主として市街地における浸水被害を解消するために雨水排除を行うもので、現在までに高崎市を初めとする 14 市町村で事業を実施している（浸水対策は、公共下水道事業を含めて 19 市町村で取り組んでいる。）。

⑤ 令和 6 年度当初予算の概要

イ 収益的収入及び支出

（単位：千円）

収入		
第 1 款	流域下水道事業収益	10,753,249
	第 1 項 営業収益	4,834,678
	第 2 項 営業外収益	5,918,571
	第 3 項 特別利益	—
支出		
第 1 款	流域下水道事業費用	10,684,827
	第 1 項 営業費用	10,418,315
	第 2 項 営業外費用	266,512

ロ 資本的収入及び支出

（単位：千円）

収入		
第 1 款	流域下水道事業資本的収入	3,773,760
	第 1 項 企業債	1,141,000
	第 2 項 国庫補助金	1,848,639
	第 3 項 他会計出資金	21,149
	第 4 項 工事費負担金	722,973
	第 5 項 固定資産売却代金	—
	第 6 項 雑収入	—
支出		
第 1 款	流域下水道事業資本的支出	4,763,018
	第 1 項 建設改良費	3,434,760
	第 2 項 企業債償還金	1,328,258

⑥ 令和6年度決算の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
営業収益	4,373,431	
維持管理負担金	4,368,465	市町村負担金
その他営業収益	2,965	太陽光発電売電収入
営業費用	9,518,755	
奥根処理区事業費	811,127	管渠費・ポンプ場費・処理場費等
県央処理区事業費	5,594,021	〃
桐生処理区事業費	1,155,904	〃
西邑楽処理区事業費	832,911	〃
西邑楽太陽光発電事業費	3,598	総係費・減価償却費
新田処理区事業費	475,394	管渠費・ポンプ場費・処理場費等
佐波処理区事業費	503,755	〃
佐波太陽光発電事業費	3,161	総係費・減価償却費
一般管理費	138,881	本局・下水道事務所

⑦ 委託事業の内容

(単位：千円)

委託事業の内容	契約方法	最終執行額
県央水質浄化センター 水質検査（接続点等の健康項目試験・前期）	指名競争入札	37,807
県央水質浄化センター 5-2系水中攪拌機修繕	指名競争入札	30,800
機械棟非線形耐震診断業務委託	指名競争入札	34,584
県央水質浄化センター 水質検査（接続点等の健康項目試験・後期）	指名競争入札	38,302
県央水質浄化センター 情報処理装置修繕	指名競争入札	44,000
県央水質浄化センター 水処理弁類分解整備	指名競争入札	42,559
県央水質浄化センター 汚泥脱水機制御盤修繕	指名競争入札	33,000
県央水質浄化センター 汚泥棟コンベヤ修繕	指名競争入札	33,000
県央水質浄化センター 4-1系水中攪拌機分解調査	指名競争入札	34,980

⑧ 工事費の内容

(単位：千円)

工事の内容	契約方法	最終執行額
管渠築造工事（伊勢崎幹線第 9-5 工区）	一般競争入札	671,000
県央水質浄化センター 沈砂池 No. 2・3 流入ゲート電気設備改築更新工事	一般競争入札	128,128
県央水質浄化センター 汚泥棟給水電気設備改築更新工事	一般競争入札	121,682

⑨ デジタル技術の活用状況

下水環境課において下記のデジタル技術への取組を行っている。

- ・ 下水処理場の遠隔監視システムの構築

(概要)

県が管轄する 6 つの流域下水処理場で遠隔監視システムを構築し、県の職員が常駐している 4 処理場は、県央に集約する体制をとっている。また、クラウド化することでスマートフォンやインターネットで監視データを常時確認できるようにすることでリスクマネジメントの向上を図る。

(効果)

監視状況がどこからでも確認できることから、職員を県央に集約することが可能となり人件費の縮減を図る。また、大雨等の緊急時においてスマートフォン等で監視状況を確認できるようになり、維持管理受託者への指示や職員参集の判断がスムーズになる。

- ・ 水管路の維持管理情報等のデジタル管理・活用

(概要)

管路情報をデータベース化・GIS 化し、管路の位置情報及び点検・修繕履歴等を分かりやすくすることで、適切な維持管理を行う。

(効果)

担当職員の業務改善が図られる。また、修繕計画・優先度の見直しのための分析が可能になり、効率的なメンテナンスサイクルの構築が可能となる。

**(3) 監査結果（指摘又は意見）**

当該事業の監査意見については、事業全体としての総括的な意見として本章に一括して記載するのではなく、各事業所における往査（現地確認・ヒアリング等）を通じて把握した運営実態や個別課題に即して整理した上で、当該往査結果に係る意見として取りまとめ、これに集約して記載している。

## ◆往査した水道事業及び工業用水道事業の監査結果及び意見

企業局は、地方公営企業として、住民生活や地域産業の基盤となるインフラ等を、独立採算を基本として経営する組織であり、電気、工業用水道、水道（県営水道）、団地造成及び施設管理の各事業を実施している。

企業局の組織は、企業管理者・企業局長の下、総務課、経営戦略課、発電課、団地課、水道課等で構成され、当監査対象としている水道課には地域機関として、県央第一水道事務所、県央第二水道事務所、渋川工業用水道事務所、東毛工業用水道事務所及び水質管理センターが置かれている。本監査では、当該地域機関4事務所、1センターを対象に組織体制、業務運営及び資産管理等の観点から検証を行うものである。

### 1. 県央第一水道事務所

#### (1) 県央第一水道事務所の概要

県央第一水道事務所は、企業局が設置する県営水道（県央第一水道）の拠点であり、北群馬郡榛東村に所在する浄水場である。群馬用水榛名幹線から取水した原水を浄水処理し、県央地域の2市1町1村（前橋市・高崎市・吉岡町・榛東村）に対して、1日最大16万 $\text{m}^3$ の水道用水を供給する能力を有する。

本事務所が担う県央第一水道は、昭和53年に策定された「県央地域広域的水道整備計画」に基づき、地下水依存から表流水への転換と、地下水位低下や地盤沈下の防止を図ることを目的として整備されたものである。市町村ごとに水源開発・浄水施設を整備するのではなく、県が一括して浄水処理を行い県央地域へ送水することで、効率的かつ安定的な水道用水の供給体制を確保している。

組織は管理係・浄水係・建設系の3係で構成され、管理係が水道施設（土木）の保守管理や庶務、浄水係が電気・機械設備の保守管理、浄水場の運転操作及び水質管理、建設係が水道施設に関する建設工事の計画・調査・設計及び施工をそれぞれ担当している。

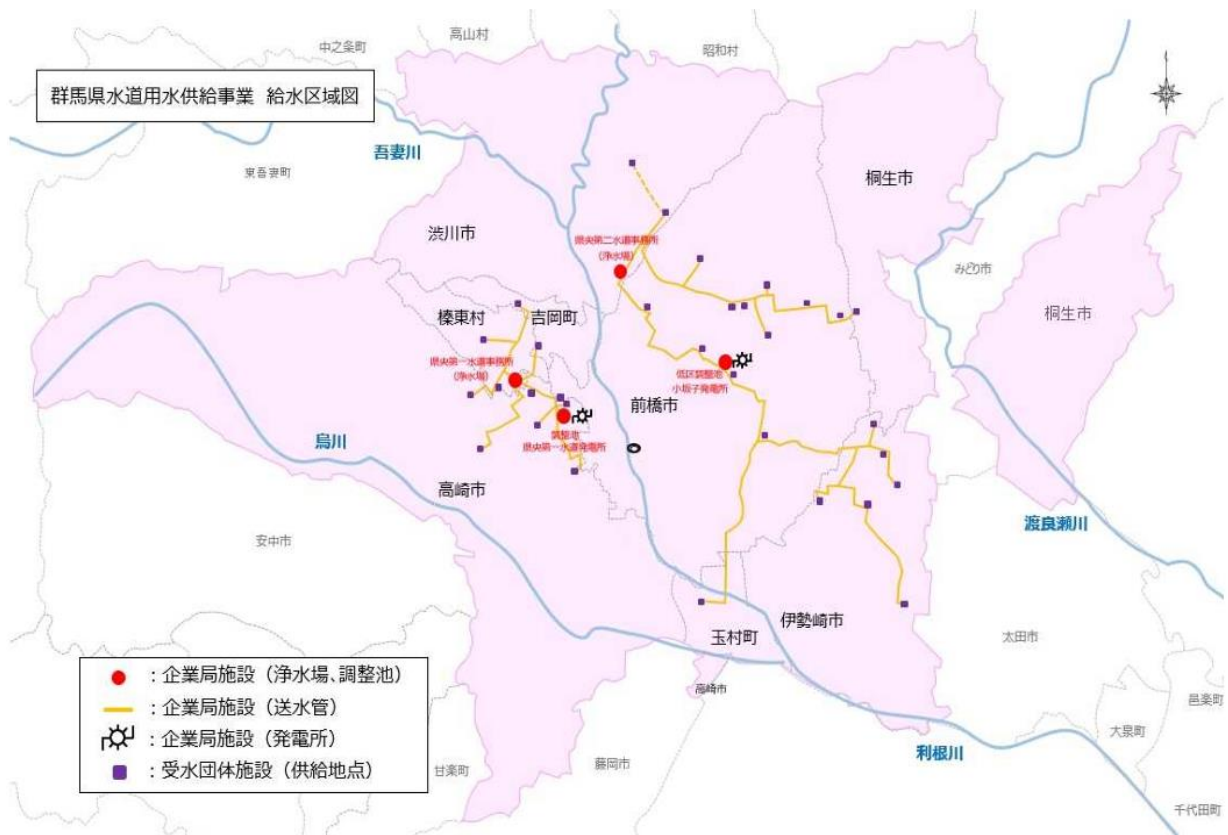
県央第一水道事務所の基本情報は以下の表のとおりとなる。また、県央第一水道事務所及び県央第二水道事務所の給水区域は以下の図のとおりである。

#### 【県央第一水道事務所の主な基礎情報】

項目	内容
所在地	〒370-3504 北群馬郡榛東村大字広馬場 411-1
所管事業	群馬県水道事業（県央第一水道）
供給区域	前橋市・高崎市・吉岡町・榛東村（2市1町1村）
最大給水能力	160,000 $\text{m}^3$ /日（1日最大）
水源	群馬用水榛名幹線からの取水（利根川表流水）
料金単価（県営水道）	50円/ $\text{m}^3$ （水道用水供給事業料金）
主な組織	管理係、浄水係、建設係

## 【水道事業の給水区域図】

(企業局作成の「群馬県水道用水供給事業 給水区域図」を引用・掲載する。)



前掲図であるが、本節は単独で読めるよう再掲した。

## (2) 実施した監査手続の概要

業務の概要、主要事業の内容及び事業に係る契約内容について担当者へのヒアリングを実施するとともに、関連資料を閲覧・確認した。併せて、保有する現金及び通帳の管理状況、切手・収入印紙等の現金同等物の実査並びに固定資産の管理方法について確認を行い、県が定める取扱い・手続に沿って適正に運用されているか検証した。

### (3) 監査結果（指摘又は意見）

#### ① 浄水場更新工事に係る資産の償却開始時期について（指摘3）

県央第一水道事務所において既に完成・稼働している2系浄水処理施設更新工事において、主要な施設本体は既に完成し、稼働を開始している一方で、付帯的な工事の完了時点をもって、全体を一体の固定資産として取得処理が行われている状況が検出された。

その結果、固定資産台帳上の取得日及び減価償却の開始時期が、実際の使用開始時点よりも後ろ倒しとなっていることから、本来は、固定資産は使用開始時点から減価償却を開始すべきであったと考える。

今後、上記の2系浄水処理施設と同様のようなケースが発生する場合、すなわち、浄水場本体など、独立して引き渡しが行われ、その部分で独立して使用が可能であり、実際に事業の用に供されているようなケースが発生する場合には、当該部分について、使用開始時点をもって固定資産として取得処理を行い、減価償却を開始する取扱いとする必要があると考える。

#### (現状及び問題点)

県央第一水道は、昭和58年に運用を開始した浄水場であり、運用開始から40年以上が経過している。また、施設の老朽化に伴う維持管理コストの増加といった課題に加え、近年の社会的ニーズの高度化により、より高い水準での水道水の安定供給が求められている。このため、平成14年度に策定された「県央第一水道設備更新・設備改良基本計画」に基づき、段階的な改築・更新事業が進められている。

従来、県央第一水道の浄水処理施設は1系・2系の2系列構成であったが、更新工事期間中における供給の安定性を確保するため、予備力として3系浄水処理施設（平成30年度完成）及び3号浄水池（令和2年度完成）が新たに整備された。

これにより、令和2年度以降、2系、1系の順に既存浄水処理施設の更新工事に着手しており、現在は1系浄水処理施設の更新工事が進行中である。

2系及び1系浄水処理施設の更新工事スケジュールは以下のとおりである。

#### (2系浄水処理施設更新工事)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
2系1列 浄水処理施設更新	11月開始	3月完成	
2系2列 浄水処理施設更新		10月開始	3月完成

#### (1系浄水処理施設更新工事)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1系1列 浄水処理施設更新		9月開始	3月完成予定	
1系2列 浄水処理施設更新	11月開始	3月完成予定		場内整備

今回の監査において、上記のうち既に完成・稼働済みの2系浄水処理施設更新工事の契約内容と固定資産の台帳登録の状況を確認した。

工事の契約内容及びそれぞれの工事の竣工・検査年月日は以下のとおりである。

(2系浄水処理施設更新工事の内訳)

	工事名	工期	契約金額 (税抜：千円)	竣工 年月日	検査 年月日
①	浄水処理施設更新改良工事	R2.11.17~ R5.3.17	298,260	R5.1.25	R5.2.2
②	浄水処理施設電気設備更新 外工事	R2.9.17~ R5.3.17	171,240	R5.3.13	R5.3.22
③	浄水処理施設機械設備更新 外工事	R2.9.17~ R5.3.17	2,060,340	R5.3.10	R5.3.23
④	浄水処理施設監視制御設備 改修工事	R2.10.1~ R5.3.17	87,670	R5.2.3	R5.2.16
⑤	浄水処理施設フロック形成 池外塗装工事	R3.1.29~ R3.7.30	32,770	R3.7.30	R3.8.10
⑥	2列フロック形成池外防食 工事	R4.1.14~ R4.8.19	55,590	R4.8.1	R4.8.9
⑦	浄水処理施設ジョイント部 改修工事	R4.9.8~ R5.2.20	13,850	R5.1.30	R5.2.9
⑧	浄水処理施設付帯設備更新 外工事	R5.10.5~ R6.3.15	70,350	R6.3.8	R6.3.19

上記の工事について状況を聴取したところ、⑧の工事は主に浄水場内の手すりや階段を整備する工事であり、浄水場自体は上記のスケジュール表のとおり令和4年度中（令和5年3月）には完成し、稼働を開始しているとのことである。

一方、固定資産の台帳については、①~⑧全体をまとめて、⑧の検査年月日である令和6年3月19日が取得日として登録され、令和6年度の期首より償却を開始している。

このように、当該更新工事のうち、浄水場本体は令和4年度中に完成し、既に稼働を開始しているにもかかわらず、固定資産台帳上は、付帯的な工事である⑧の完了時点をもって一体の資産として取得処理が行われ、償却開始時期が令和6年度まで繰り延べられている状況となっている。

本来、使用開始された資産については、その使用開始時点から減価償却を開始すべきであり、上記の処理は、既に使用に供され、実際に事業の用に供されている資産について、償却費が計上されない期間が生じることとなり、資産の利用実態と会計処理との間に乖離を生じさせる点で問題があると考えられる。

なお、企業局の実施している各事業における会計においては、当年度の期中に取得した資産については、期中の取得月の如何に関わらず、地方公営企業法施行規則第15条第1項及

び第5項に基づき、翌年度の期首から減価償却を開始するという方針を採用している。

(地方公営企業法施行規則)

(第15条第1項)

償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によって行う場合にあっては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によって行う場合にあっては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿価額に、それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数（この項及び第四項において「法定耐用年数」という。）

（第八条第五項の規定により当該有形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、法定耐用年数から当該有形固定資産の減価償却を行った年数を控除して得た年数とする。）に応じ別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行った減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。

(第15条第5項)

各事業年度の中途において取得した有形固定資産の減価償却については、第一項の規定に準じ使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。

上記条文の文言はやや解釈が難解であるが、第1項においては、減価償却費は「当該事業年度開始時ににおける帳簿価額」に償却率を乗じて算定することとされている。一方、第5項では、固定資産について、使用を開始した月又はその翌月から減価償却を行うことを妨げない旨が規定されている。

逆にいえば、第1項の規定は、事業年度の期首時点において帳簿価額として台帳に計上されていない固定資産、すなわち期中に取得又は使用開始された資産については、同項に基づく償却率を乗じる算定の対象とはならないものと解釈することができる。

したがって、本規則においては、固定資産の減価償却は原則として翌事業年度から開始することとしつつ、例外的に、使用開始月又はその翌月からの月割償却を認めると解することが可能であると考えられる。

企業局においても、上記の基準の解釈を前提に、従来、固定資産の取得年度において月割償却を行っていた会計処理について、令和5年度決算から、翌事業年度から減価償却を開始する取扱いへと変更している。

当該取扱いの変更は、固定資産の使用開始時点と費用配分との対応関係をより厳密に捉えるという意味では、会計処理の適正性の観点から後退した感がある。

しかしながら、上記の変更は、予算策定時に想定していなかった固定資産の取得が期中に

行われた場合に、これを取得年度から月割償却すると、当初予算や補正予算との乖離が生じ、予算統制の運用上、混乱を招くおそれがあることから、予算管理の安定性を優先して当該取扱いへ変更したものとすることである。

上記を踏まえると、企業局で採用している当該会計処理方針は、減価償却の開始時期に関する一定の選択幅が認められる中で、関係する会計基準の趣旨に準拠した取扱いであり、実務上、容認し得るものと判断される。

このように、期中取得資産の償却は翌事業年度から償却が開始するため、前述した償却開始時期の遅延が問題となるのは、使用開始時点と償却開始時点（正確に言えば、償却開始年度の前事業年度の末日）の間に決算期末日を挟むケースである。

今回の工事契約で言えば、前述の①～⑦の工事は令和5年3月までに竣工・検査され稼働が開始しているものの、令和6年4月1日から償却が開始されているため、償却開始時期の遅延が問題となるケースに該当することとなる。

### （改善策）

今後、上記の2系浄水処理施設と同様のようなケースが発生する場合、すなわち、浄水場本体など、独立して引き渡しが行われ、その部分の使用が可能であり、実際に事業の用に供されているようなケースにおいては、当該部分については、使用開始時点をもって固定資産として取得処理を行い、減価償却を開始する取扱いとする必要があると考える。

なお、今回の更新工事においてこのような処理が行われなかった背景としては、更新工事に係る総係費（当該更新工事に従事する水道事務所職員の人件費や旅費等）の問題があるとのことである。総係費については、付帯工事等も含めて事業全体が完了するまでその総額が確定しないため、工事費が確定した後に、総係費を当該事業に属する各工事へ配分する手順が採られており、その結果、事業全体が完了する前に個々の資産の取得処理を行うことが困難であったとの説明を受けた。

事業単位ではなく、独立して稼働開始した工事単位で償却を開始するためには、この総係費の問題に対応することが必要となる。

これには、例えば、以下のような対応が考えられ、実務的な実行可能性や金銭的影響の重要性等を勘案し、対応方法を検討することが求められる。

- ・ 総係費について事業全体に係る暫定的な見積額に基づく配分を行い、独立して使用を開始した工事単位ごとに、使用開始時点で固定資産として取得処理及び減価償却を開始する方法が考えられる。

この場合、事業全体の完了後に総係費の実績額が確定した時点で、見積額との差額について取得原価の修正や後加算処理、あるいは直接損益に計上するなど、差額の内容に従って調整を行うことが考えられる。

- ・ 総係費の管理単位そのものを見直し、工事単位でも把握できるよう、管理手法や内部

ルールを整備する方法も一案である。これにより、独立して稼働可能な施設については、より実態に即した形で取得原価を算定し、減価償却を開始することが可能となる。

以上の記載内容については、一つの契約を固定資産の取得・償却開始時期を決定する最小の単位とすることを前提としていたが、一つの契約の中に物理的、機能的に独立して使用開始している部分がある場合には、別個の独立した資産として取得日及び償却開始時を決定する必要が出てくるケースもある。

今回検討の対象とした2系浄水処理施設更新工事については、先のスケジュール表に示したとおり、契約は1本であるが2系の中が1列と2列に分かれており、それぞれ工事期間が異なっている。この場合、1列、2列をそれぞれ別個のものとして、取得日及び償却開始時期を決定すべきかどうか問題となる。

ここで、以下に県央第一水道事務所の浄水処理の流れに沿って設備の内容を簡単に説明する。

取水口から取り込まれた原水は、一旦、原水調整池に入り、そこで比較的大きな不純物を落とした後、各系列の浄水処理施設に送られる。

各系列の浄水処理施設においては、主に上流（取水側）から下流（送水側）まで以下のような施設を通して浄水処理が行われている。

① 導水管

水を各系列の浄水施設に取り込む部分

② 混和池

次工程のフロック形成を確実に進ませるための薬品を均一に混ぜるための槽

③ フロック形成池

薬品（凝集剤）を加え、水中に分散している細かい濁質を集まりやすい大きな粒（フロック）にする槽

④ 沈澱池

フロックを沈めて上澄みを取り出し、濁り物質を除去するための槽

⑤ ろ過池

沈澱池で取り切れなかった微細な粒子を、砂層などのろ材で物理的に除去するための槽

⑥ 浄水池

管路を通じて各受水市町村へ送水するため、処理済みの浄水を貯めておく槽

上記のうち、①導水管、②混和池は、1系・2系及び3系のそれぞれに1つずつ設置されているが、③から⑤までの工程については、各系列内に1列及び2列の二つの独立した処理

ラインが配置されている。

今回検討対象とした2系浄水処理施設更新工事は、上記①～⑤の管路と槽及びこれらに関連する機械設備、電気設備、土木施設等の更新を対象としている。当該工事は、各列に共通する部分である①及び②の工事を除き、列ごとに更新が実施されており、各列について更新工事が完了したのものから順次稼働が開始されている。

先の2系浄水処理施設更新工事のスケジュール表に基づけば、2系1列の更新工事は令和3年度（令和4年3月）に一旦完成している。その後、①及び②の共通部分の工事が実施される2系2列の工事が完了する直前の数か月間を除き、2系1列部分は令和4年度から稼働を開始している状況にある。

この点について担当者に見解を聴取したところ、2系1列部分は令和4年度に稼働を開始しているものの、工事業者からの正式な引渡しは受けておらず、稼働しながら業者側が試運転・調整を行っている期間である旨の説明を受けた。

当該説明には一定の合理性があると考えられるものの、今後、類似の事例が生じる場合には、設備としての物理的・機能的な独立性の他、工事契約における履行義務の範囲並びに危険負担の定め等を総合的に勘案し、契約区分の更なる分割を含め、取得時期及び償却開始時期が資産の使用実態と整合するよう、慎重に検討することが望まれる。

## ② 固定資産の除却処理について（意見17）

車両運搬具及び工具器具備品の固定資産の現物実査を年1回実施しているが、現物実査の結果を契機として除却処理が行われている物件が見られる。

これらについては、実際の廃棄又は使用不能となった時点で適時に除却処理が行われていなかった可能性がある。

固定資産の除却は、当該資産が使用不能又は廃棄された時点で適時に行われることが望ましく、現物実査はその妥当性を確認するための補完的な手続と位置付けるべきであると考えられる。

そのため、資産が実際に廃棄又は使用不能となった時点で、利用現場から管理部門へ速やかに報告が行われ、その都度、適時に除却処理が行われる仕組みを構築する必要がある。例えば、現場職員に対し、除却対象となる事象や報告手続について周知・徹底を図るとともに、簡易な報告様式の整備等により、報告しやすい環境を整えることが有効であると考えられる。

### （現状及び問題点）

県央第一水道事務所においては、車両運搬具及び工具器具備品を対象として、年1回の固定資産現物実査を実施している。現物実査は、例年9月の報告に間に合うよう、6月頃から複数日に分けて実施されている。

現物実査の結果、現物が「無」と判断された資産については、当該実査結果に基づき除却処理が行われているが、令和6年7月報告分において除却処理された3件はいずれも令和6

年7月1日付で一括して除却処理されていた。これは、現物実査の手続の中で現物が存在しないことが確認されたため、それに基づき除却処理を行ったものと考えられるが、当該資産が実際に使用不能又は廃棄された時期と除却処理の時期との間に乖離が生じている可能性がある。

固定資産の除却は、本来、資産が廃棄又は使用不能となった時点で適時に行われるべきものであり、年1回の現物実査によって初めて除却処理が行われることとなった場合、除却処理の時期が実態と乖離し、決算報告書において各事業年度の損益や資産額が適切に表示されない可能性がある。現物実査はあくまでモニタリング手続であり、一次的には除却の事実を基に会計上の除却処理が行われることが望ましい。

なお、更新工事に伴う既存資産の除却については、新規資産の取得と同時に除却処理が行われるケースが多いため、除却時に処理も同時に行われる一方で、日常的な使用の中で発生する破損、老朽化、紛失等については、除却処理が適時に行われない可能性があるとの説明を受けた。

#### **(改善策)**

固定資産管理の適正性を確保する観点から、除却処理については、年1回の現物確認結果に依拠するのではなく、資産が実際に廃棄又は使用不能となった時点で、利用現場から管理部門へ速やかに報告が行われ、その都度、適時に除却処理が行われる仕組みを構築する必要がある。

そのため、現場職員に対し、除却対象となる事象や報告手続について周知・徹底を図るとともに、簡易な報告様式の整備等により、報告しやすい環境を整えることが有効であると考えられる。

## 2. 県央第二水道事務所

### (1) 県央第二水道事務所の概要

県央第二水道事務所は、企業局が設置する県営水道（県央第二水道）の拠点であり、群馬県渋川市北橋町箱田に所在する浄水場である。群馬用水赤城幹線から取水した原水を浄水処理し、県央地域の4市1町（前橋市、桐生市、伊勢崎市、渋川市及び玉村町）に対して、1日最大14万6千m<sup>3</sup>の水道用水を供給する計画で平成10年に供給開始した。

県央第二水道は、昭和53年に策定された「県央地域広域的水道整備計画」のもとで、県央第一水道に続く県央地域で2か所目の浄水場として整備されたものである。限られた地下水資源を保全しつつ、県内でも特に水需要の多い県央地域の市町村に対し、地下水から表流水（利根川水系の河川水）への水源転換を進めることを目的としており、県が一括して浄水処理を行い広域的に送水することで、効率的かつ安定的な水道用水の供給体制を確保している。

組織は管理係及び浄水係の2係から構成され、管理係が水道施設（土木）の保守管理や庶務、浄水係が水道施設（電気機械）の保守管理、浄水場の運転操作及び水質管理をそれぞれ担当している。

#### 【県央第二水道事務所の主な基礎情報】

項目	内容
所在地	〒377-0053 渋川市北橋町箱田 821
所管事業	群馬県水道事業（県央第二水道）
供給区域	前橋市、桐生市、伊勢崎市、渋川市及び玉村町（4市1町）
最大給水能力	計画値 146,000m <sup>3</sup> /日（1日最大） ※現給水能力 93,250 m <sup>3</sup> /日（1日最大）
水源	群馬用水赤城幹線からの取水（利根川表流水）
料金単価（県営水道）	80 円/m <sup>3</sup> （水道用水供給事業料金：令和5年4月1日現在）
主な組織	管理係、浄水係

#### 【県央第二水道事業の給水区域図】

県央第二水道事務所の給水区域及び送水システムの概要は、県央第一水道事務所の概要に記載のとおりであり、前橋市、桐生市、伊勢崎市、渋川市及び玉村町に対し、企業局が設置する浄水場から送水管を通じて県央地域へ広域的に水道用水が供給されている。

### (2) 実施した監査手続の概要

業務の概要、主要事業の内容及び事業に係る契約内容について担当者へのヒアリングを実施するとともに、関連資料を閲覧・確認した。併せて、保有する現金及び通帳の管理状況、切手・収入印紙等の現金同等物の実査並びに固定資産の管理方法について確認を行い、県が定める取扱い・手続に沿って適正に運用されているか検証した。

### **(3) 監査結果（指摘又は意見）**

県央第二水道事務所に係る検出事項は、企業局本局及び県央第一水道事務所において把握した内容と重複するものが多いことから、当該事務所に固有の指摘・意見として特記すべき事項は認められなかった。

### 3. 水質管理センター

#### (1) 水質管理センターの概要

水質管理センターは、企業局が実施する水道事業及び工業用水道事業に共通する水質検査・試験業務を一元的に担う組織であり、県央第一水道事務所及び県央第二水道事務所の2浄水場に関する高度な水質検査のほか、水道水源である利根川水系等の環境調査、水質事故発生時の対応などを行う、水質管理の中核機関として位置付けられている。

センターでは、原水・浄水・送水及び供給地点における水質検査を集中的に実施し、水道法に基づく水質基準項目や、健康項目・農薬類・微生物等に関する試験を通じて、水質基準への適合状況を確認している。また、水道事業に関しては、県央第一水道事務所及び県央第二水道事務所の送水・各給水地点の水質検査結果を年報として取りまとめ、公表している。

水源となる河川については、利根川本川を中心に、上流ダムの放流や降雨・融雪等に伴う水質変動を把握するための環境調査を実施しており、高濁水や藻類増殖などの水質変化が浄水処理に与える影響を評価している。また、水道水源において油流出等の水質事故が発生した場合には、現地での採水・臨時検査を行うとともに、関係機関と連携して原因把握や対応方針の検討を行うなど、危機管理上の役割も担っている。

こうした業務を適切に実施するため、水質管理センターでは、水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）に基づく品質マネジメント体制を整備し、検査結果の精度管理や手順書の整備、人材育成等を通じて、水質検査の信頼性確保に努めている。

本監査においては、水質管理センターについて、県央第一水道事務所・県央第二水道事務所及び渋川工業用水道事務所・東毛工業用水道事務所の水質管理を横断的に支える部門として位置付け、担当職員から、水質検査体制や業務量の推移、水質 GLP の運用状況、技術継承や人員体制に関する課題等についてヒアリングを行った。

#### 【水質管理センターの主な業務と対象事業】

区分	主な業務内容	主な対象事業・施設
水道事業に係る水質検査	県央第一水道事務所・県央第二水道事務所の原水・浄水・送水・供給地点の水質検査、農薬類・微生物等の試験、水質年報の作成・公表	県央第一水道事務所 県央第二水道事務所
工業用水道事業に係る水質検査	工業用水の水質検査及び必要な試験の実施、供給水質のモニタリング	渋川工業用水道事務所 東毛工業用水道事務所
水道水源の環境調査	利根川水系等の原水・水源環境調査（濁度・pH・藻類等）、上流ダム放流や降雨時の水質変動の把握	利根川水系の水道水源、関連河川・水域

水質事故時の対応	水質汚濁事故発生時の現地調査・臨時検査、関係機関との連絡調整、結果に基づく応急対策の検討	県営水道の取水地点・送水系統、市町村水道との連携
品質管理・技術継承	水道 GLP に基づく検査精度管理、手順書整備、職員研修・技術継承の推進	水質管理センター全体 企業局水道事業・工水事業

## (2) 実施した監査手続の概要

業務の概要、主要事業の内容及び事業に係る契約内容について担当者へのヒアリングを実施するとともに、関連資料を閲覧・確認した。併せて、保有する現金及び通帳の管理状況、切手・収入印紙等の現金同等物の実査並びに固定資産の管理方法について確認を行い、県が定める取扱い・手続に沿って適正に運用されているか検証した。

## (3) 監査結果（指摘又は意見）

企業局本庁及び県央第一水道事務所において把握した内容と重複するものが多いことから、当該センターに固有の指摘・意見として特記すべき事項は認められなかった。

## 4. 渋川工業用水道事務所

### (1) 渋川工業用水道事務所の概要

渋川工業用水道事務所は、企業局が実施する工業用水道事業（渋川工業用水道）の拠点であり、群馬県渋川市白井に所在する浄水場である。利根川右岸から取水した表流水を水源として浄水処理を行い、渋川市・前橋市・高崎市等の県中央部を中心とした工場や企業に対し、1日最大12万m<sup>3</sup>の工業用水を供給する能力を有する。

渋川工業用水道は、利根川右岸に広がる工業地帯において、製造工程で大量に必要とされる冷却水や洗浄水等を安定的かつ低廉に供給することを目的として整備されたものであり、昭和40年から給水を開始している。また、工業用水の供給に加え、渋川市上水道への原水供給も受託しており、地域の産業活動のみならず生活水の安定確保にも一定の役割を果たしている。

施設の概要としては、利根川表流水を取水した後、原水調整池で砂や泥等の不純物を沈降させ、凝集沈澱池等で濁りの除去及びpHの調整を行った上で、配水池から各需要家へ送水する系統となっている。汚泥については天日乾燥床により乾燥処理を行っており、乾燥後は場外搬出する運用となっている。

組織は管理係及び浄水係の2係から構成され、管理係が工業用水道施設（土木）の保守管理、運転操作及び庶務を担当し、浄水係が工業用水道施設（電気・機械）の保守管理及び運転操作を担当している。これらの体制により、工業用水の安定供給と施設の適切な維持管理が図られている。なお、工業用水道事業に係る新設・更新等の建設事務については、水道課工業用水道係と連携して実施している。

#### 【渋川工業用水道事務所の主な基礎情報】

項目	内容
所在地	〒377-0204 群馬県渋川市白井 957
所管事業	群馬県工業用水道事業（渋川工業用水道）
供給区域	渋川市、前橋市、高崎市及び吉岡町の各一部
最大給水能力	120,000m <sup>3</sup> /日（1日最大）
水源	利根川表流水（渋川市の利根川右岸取水口）
料金制度	二部料金制（契約水量に応じた基本料金と、使用水量に応じた使用料金の合計）
主な組織	管理係、浄水係

渋川工業用水道事務所の給水区域及び送水系統の概要は、工業用水事業の給水図のとおりであり、渋川市、前橋市、高崎市及び吉岡町の各一部に対し、企業局が設置する取水口・浄水場・配水池及び配水管を通じて、工業用水が広域的に供給されている。

### (2) 実施した監査手続の概要

業務の概要、主要事業の内容及び事業に係る契約内容について担当者へのヒアリン

グを実施するとともに、関連資料を閲覧・確認した。併せて、保有する現金及び通帳の管理状況、切手・収入印紙等の現金同等物の実査並びに固定資産の管理方法について確認を行い、県が定める取扱い・手続に沿って適正に運用されているか検証した。

### (3) 監査結果（指摘又は意見）

#### ① 仮登載固定資産の本資産登録時の処理漏れについて（指摘4）

固定資産の取得支出について、取得年度以前に支出した固定資産関係費用は、固定資産台帳に【仮登載】として資産登録され、本資産の取得による登録時に本登録の処理をするべきものであるが、当該処理が適切に行われておらず、固定資産台帳の修正が必要である。

#### (現状及び問題点)

令和5年度以前に仮登載されていた取得に係る諸費用の中に、令和6年度に取得した固定資産に関するものがあつた。この場合、本来は本登録資産と仮登載資産を合わせて本登録し、その上で仮登載資産を削除する必要があつた。実際の仮登載資産は以下のとおりとなつており、本登録資産と仮登載資産と両方計上されていた。

#### (仮登載資産)

資産 No	資産名称	日付	帳簿原価
0625	【仮登載】前 PAC 注入設備設計業務委託	令和 5.5.24	9,610,000 円

#### (本登録資産)

資産 No	資産名称	日付	帳簿原価
0651	前 PAC タンク	令和 7.3.17	10,818,000 円
0652	前 PAC タンク基礎	令和 7.3.17	3,750,800 円
0653	前 PAC ポンプ	令和 7.3.17	957,300 円
0654	前 PAC 水中ポンプ	令和 7.3.17	109,200 円
0655	前 PAC 制御盤	令和 7.3.17	156,900 円
0656	前 PAC 配管	令和 7.3.17	2,247,800 円

#### (改善策)

資産の取得による登録申請において、取得資産に関する仮登載の有無の報告及び確認を行うこと等により、仮登載処理された資産の処理が漏れなく行われるような仕組みを構築することが必要である。

## ② 耐震補強工事に係る資本的支出分の耐用年数の設定について（意見 18）

渋川工業用水道事務所における沈澱池の耐震補強工事に係る資本的支出分については、沈澱池本体の残存耐用年数等を考慮して、沈澱池に通常設定される耐用年数に比べて短く設定されている。これは組織内の照会手続を経て決定されており、また、個別事情を踏まえた耐用年数として一定の合理性はあると考えられる。

しかし、企業局の水道事務所や他の工業用水道事務所でも、耐震補強工事において上記のような耐用年数の設定を行っている組織は見られず、会計処理の整合性・公平性の面で課題がある。

今後は、統一的な耐用年数設定ルールを整備し、一貫した会計処理を行うことが望まれる。

### （現状及び問題点）

渋川工業用水道事務所が管理する固定資産に掛かる固定資産台帳を閲覧したところ、令和2年度から令和4年度にかけて実施された沈澱池の耐震補強工事に係る工事費が資本的支出として計上されており、耐用年数は22年から26年の範囲で設定されていた。この耐用年数は以下のようにして算定されたものである。

沈澱池本体の耐用年数 58年 ÷ 3 + 資本的支出時点の沈澱池本体の残存耐用年数

これについては、沈澱池本体の耐用年数が58年とされているものの、耐震補強工事の実施時点において、当該沈澱池は取得後約50年を経過しており、残存耐用年数が僅かであること、また、これまで大規模な改修工事等による特段の長寿命化措置が講じられていなかったこと等を踏まえ、耐震補強後においても沈澱池本体の耐用年数の3分の1程度にとどまるものと見込み、企業債の償還年限も考慮した上で決定したものであり、個別案件としては一定の合理性を有するものと考えられる。

しかしながら、耐震補強工事に係る資本的支出について、同様の耐用年数設定を行っている事例は他の工業用水道事務所や水道事務所では見受けられず、原則として当該施設本体と同一の耐用年数を適用している状況となっている。

このように、同種の工事内容でありながら、耐用年数の設定方法が事業所や案件ごとに異なっている状況は、会計処理の整合性及び公平性の観点から課題があると考えられる。

### （改善策）

耐震補強工事等の資本的支出に係る耐用年数の設定について、企業局内の他事業においても共通の論点となり得ることから、企業局内で統一的な考え方及び運用ルールを整備するとともに、今後の同種案件については当該ルールに基づき、適切かつ一貫性のある会計処理を行うことが望まれる。なお、必要に応じ、流域下水道事業においても、本意見で示した考え方の適用可能性を含め、取扱いを整理することが望まれる。

以下の③～⑥に係る事項については、渋川工業用水道事務所に限らず、東毛工業用水道事務所においても同様の事案が検出されている。このため、個別事務所の対応にとどめるのではなく、企業局全体として横断的に取り組むべき課題である。

### ③ 水防待機手当の導入について（意見 19）

夜間を含め、緊急時に備えた 24 時間体制での対応を行うための水防待機について、現在は何らの手当等も支払われていないが、24 時間体制での待機が必要という特殊性、待機する職員の心理的・精神的負担を踏まえれば、何らの手当等も支払わないという現状を改め、何らかの手当等の支払を検討すべきである。

#### （現状及び問題点）

渋川工業用水道事務所においては、毎年 6 月 1 日から 10 月 31 日までを「水防待機期間」と定め、土日祝日を含め、1 日当たり 2 名体制（1 名が正担当者、もう 1 名が副担当者。）で待機している。待機時間は当番日の午前 8 時 30 分から翌日の午前 8 時 30 分までの 24 時間である。①渋川市内に大雨警報又は洪水警報が発令された場合、②警報が発令されていない場合でも取水濁度が 500 度以上（令和 6 年度までは 300 度以上）になった場合、③その他所属長が必要と認めた場合に、待機者が出勤することとされている。

渋川工業用水道事務所においては、8 名の職員で待機名簿を作成しているため、副担当の日も含めれば、原則として 3 日おきに待機日が訪れることとなる。

そして、待機日に関しては、出勤することとなった場合には賃金が支払われるが、出勤せずに終わった日に関しては、賃金や手当等は一切支払われていない。

実際に待機者が出勤を行った回数は、令和 5 年度は 0 回、令和 6 年度は 4 回であり、待機期間が 6 月 1 日から 10 月 31 日までの 153 日間あることからすれば、出勤率は低い。また、待機時間中の過ごし方は原則として自由であることからすれば、待機時間は労働時間とまではいえないものと考えられる。

しかしながら、夜間も含めて 24 時間、土日や祝日においても待機しなければならないという負担は大きいものと考えられる。また、実際に出動とはならずとも、雨が降り続けているときや台風が接近しているときなど、出勤が想定される場合には、待機者は天気予報等を常に意識しなければならないものと思われ、このような場合の職員の心理的・精神的負担は決して小さくない。

#### （改善策）

夜間を含め、緊急時に備えた 24 時間体制での対応が必要という特殊性、待機する職員の心理的・精神的負担を踏まえれば、何らの手当等も支払わないという現状を改め、何らかの手当等の支払を検討すべきである。

#### ④ 水防待機体制に基づく出勤時の手当について（意見 20）

通常業務とは別に、夜間・早朝時間帯に緊急時に緊急対応を行った職員に対する何らかの手当の支給を検討すべきである。

##### （現状及び問題点）

水防待機体制に基づき、実際に出動となった場合には、出動の連絡を受けてから業務が終了するまでの間を労働時間として、賃金が支払われている。1日8時間ないし週40時間を超える部分に関しては時間外の割増賃金が、深夜早朝時間帯については深夜早朝の割増賃金が支払われているが、それ以上の手当等の支払はなされていない（なお、水防待機による出動を行った際に特殊勤務に携わった場合には、同特殊勤務に対する特殊勤務手当（日額460円）は支給されるが、特殊勤務に携わらなかった職員に対しては支給されない。）。

令和6年度においては、4回の出動が実施されたが、その出動発令時刻及び待機解除時刻は以下のとおりであった。

	出動発令時刻	待機解除時刻
1	平日午前7時28分	同日午後6時10分
2	平日午前3時51分	同日午前8時45分
3	金曜日午後3時05分	翌土曜日午前4時05分
4	日曜日午後11時37分	翌月曜日午前6時05分

令和6年度の出動はいずれも1名ずつであったが、取水口ゲート操作が必要となる場合には複数名が出動する必要がある。令和7年度においては、深夜早朝時間帯に同時に4名（出動発令時刻午後8時17分、解除時刻翌日午前1時ないし午前3時）が出動となった日もあった。

深夜早朝時間帯に出動した場合において、翌日が就業日である場合、職員自らが就業日である翌日に有給休暇を申請・取得するなどして調整を行うケースもあるが、同時に複数名が出動した場合など、翌日の調整が困難な場合にはそのまま出勤となることもある。

緊急対応を行った際には労働基準法の規定に則った適切な時間外の割増賃金が支払われていることからすれば、このような現状の対応が違法とはいえないが、緊急対応を行った職員の負担、本来であれば自由に利用できるはずの有給休暇を申請・取得するなどして調整しなければならない負担等を考えれば、緊急対応を行った職員に対する何らかの手当を検討する必要があるものとする。

##### （改善策）

通常業務とは別に、夜間・早朝時間帯に緊急時に緊急対応を行った職員に対する何らかの手当の支給を検討すべきである。

#### ⑤ 水防待機体制に基づく出勤時の通勤手当の追加支給について（意見 21）

通常の勤務日とは別に、水防待機体制に基づいて出動した職員に対しては、同出勤日に対する追加の通勤手当の支給を検討すべきである。

### (現状及び問題点)

渋川工業用水道事務所においては、毎年6月1日から10月31日までを「水防待機期間」と定め、土日祝日を含め、1日当たり2名体制（1名が正担当者、もう1名が副担当者）で待機している。そして、水防待機体制に基づき、実際に出動となった場合には、出動の連絡を受けてから業務が終了するまでの間を労働時間として賃金が支払われているが、緊急で追加勤務することになった日の追加の交通費として通勤手当等は支払われていない。

実際に待機者が出動を行った回数は、令和5年度は0回、令和6年度は4回と、出勤率は高くないが、実際に出動となった場合には、通常の勤務日から引き続いて緊急出勤ないし緊急出勤から引き続いて通常勤務を行わない限り、追加で交通費が掛かっていることは事実である。

このように、実際に出費があるものに関しては、何らかの手立てを行うことが適切であるものとする。

### (改善策)

通常の勤務日とは別に、水防待機体制に基づいて出動した職員に対しては、同出勤日に対する追加の通勤手当の支給を検討すべきである。

## ⑥ 私用の携帯電話の利用に関するガイドラインの作成について（意見 22）

私用の携帯電話の利用に関する統一的なルールの作成、導入を検討すべきである。また、ルールの作成、導入に当たっては、企業局全体として検討を行うことが望ましい。
---

### (現状及び問題点)

渋川工業用水道事務所には、3台の公用携帯電話が配置され、巡視業務を行う場合等通常業務時に活用されている。他方で、業務時間外の緊急対応が必要な場合の出動の連絡等に関しては、公用の携帯電話ではなく、各職員の私用の携帯電話を利用して行われている。

全ての職員に対して公用の携帯電話を配備することは、費用等の関係から困難な側面もあると考えられるところ、業務時間外に緊急的な対応が必要となる場合に職員が私用の携帯電話を利用することはやむを得ないものと考えられ、この点が不当であるとは考えられない。

しかしながら、現在、企業局においては、私用の携帯電話の業務使用に関する統一的なルールは定められておらず、また、私用の携帯電話を業務に利用した場合の費用負担に関する定めも定められていない。

令和7年度において、電話転送サービスの試験導入が実施されているようであるが、本格導入の時期・態様については、現段階では定められていない（なお、試験導入に当たっては、「緊急時のみ」の利用を想定している職員は対象外とされている。）。

私用の携帯電話を業務に利用することは、費用等の問題から職員に負担が生ずることになるのみならず、行政の情報漏洩防止の観点からしても一定の問題があるものと言わざるを得ない。

### (改善策)

私用の携帯電話の利用に関する統一的なルールの作成、導入を検討すべきである。また、ルールの作成、導入に当たっては、企業局全体として検討を行うことが望ましい。

## 5. 東毛工業用水道事務所

### (1) 東毛工業用水道事務所の概要

東毛工業用水道事務所は、企業局が実施する工業用水道事業（東毛工業用水道）の拠点であり、群馬県太田市高林南町に所在する浄水場である。利根川表流水を水源として浄水処理を行い、東毛地域の3市5町の工場や企業に対し、1日最大12万8千5百m<sup>3</sup>の工業用水を供給する能力を有しており、工業活動を支える基盤的なインフラとして、なお重要かつ不可欠な事業となっている。

東毛工業用水道は、かつて地下水を水源としていた「太田大泉尾島地区工業用水道企業団」による給水や各企業の自家用井戸により賄われていた工業用水について、企業進出に伴う需要の増加と地下水位低下・地盤沈下への懸念を背景として、利根川表流水を水源とする新たな工業用水道として整備されたものであり、昭和53年10月に給水を開始している。地下水依存から表流水への転換を図ることにより、地下水の保全と地盤沈下の防止を図りつつ、東毛地域の産業基盤を支えることを目的としている。もっとも、近年は、大口の工業用水利用者であった製造業者の撤退や生産体制の見直し等により、契約水量・実際の使用水量はいずれもピーク時から減少しており、施設能力に対する利用率の低下が続いている。このことは、東毛地域の産業構造の変化を反映するものであると同時に、工業用水道事業の料金収入や将来の設備更新の在り方に影響を及ぼす要因となっている。

施設の概要としては、群馬県と埼玉県の間境に架かる刀水橋上流約1キロメートルの利根川左岸の取水口から表流水を取水し、沈砂池や沈澱池における土砂・濁質の除去及びpH調整等の浄水処理を行った上で、配水池・高架水槽から各受水企業へ送水する系統となっている。汚泥については天日乾燥床により乾燥処理を行っており、乾燥後は場外搬出する運用となっている。

組織は管理係、浄水係及び建設係の3係から構成され、管理係が工業用水道施設（土木）の保守管理、運転操作及び庶務、浄水係が工業用水道施設（電気・機械）の保守管理及び運転操作、建設係が工業用水道施設（土木及び建築関係）の保守管理、建設工事の工程計画・予算管理・総合調整をそれぞれ担当している。これらの体制により、工業用水の安定供給と施設の適切な維持管理が図られている。

#### 【東毛工業用水道事務所の主な基礎情報】

項目	内容
所在地	〒373-0827 群馬県太田市高林南町1-7
所管事業	群馬県工業用水道事業（東毛工業用水道）
供給区域	太田市、館林市、伊勢崎市、大泉町、邑楽町、明和町、板倉町及び千代田町（3市5町）
最大給水能力	128,500m <sup>3</sup> /日（1日最大）

水源	利根川表流水（刀水橋上流約 1 キロメートルの利根川左岸取水口）
料金制度	二部料金制（契約水量に応じた基本料金と、使用水量に応じた使用料金の合計）
主な組織	管理係、浄水係、建設係

東毛工業用水道事務所の給水区域及び送水系統の概要は、工業用水道事業群馬県内給水区域図のとおりであり、太田市、館林市、伊勢崎市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の 3 市 5 町の受水企業に対し、企業局が設置する取水口・浄水場・配水池及び配水管を通じて、工業用水が広域的に供給されている。

## （２）実施した監査手続の概要

業務の概要、主要事業の内容及び事業に係る契約内容について担当者へのヒアリングを実施するとともに、関連資料を閲覧・確認した。併せて、保有する現金及び通帳の管理状況、切手・収入印紙等の現金同等物の実査並びに固定資産の管理方法について確認を行い、県が定める取扱い・手続に沿って適正に運用されているか検証した。

## （３）監査結果（指摘又は意見）

### ① 見積手続の過程で特定業者を除外する理由の記録・保管について（意見 23）

東毛工業用水道給水管整備（板倉 NT 産業用地 F-2 区画）工事の見積りの手続の途中で特定の業者を除外していたが、その理由が記録されていなかった。

手続の透明性を確保するために、その理由を記録・保管する必要がある。

### （現状及び問題点）

東毛工業用水道給水管整備（板倉 NT 産業用地 F-2 区画）工事について、まず建設業者の A 社、B 社及び C 社の 3 社に下見積りを依頼し、このうち A 社の単価を設計単価として採用した。その後、2 回目の下見積りを実施するに当たり、依頼先を B 社、C 社及び D 社の 3 社に変更し、この段階で A 社は除外された。そして、この 2 回目の下見積りの結果、D 社の単価が設計単価として採用された。最終的に B 社、C 社及び D 社の 3 社に対して本見積りを依頼した。

ここで、2 回目の下見積り以降の段階で A 社が除外された理由について確認したところ、A 社の経営事項審査の有効期限が切れていたためであることが判明した。しかしながら、A 社を除外した理由についての記録が残されておらず、手続の透明性と説明責任の確保が問題となっている。

### （改善策）

見積りの手続の途中で特定の業者が除外される場合、その理由と日付等を記録し、根拠となる資料のコピー等を保存する必要がある。これらの書類等は見積り関連の文書一式とセットで保管する必要がある。

## ② 契約の相手方決定過程の事後的検証について（意見 24）

継続的な保守管理等が必要となる委託契約を締結するに当たり、当初の契約の相手方の選定をプロポーザル方式で行った場合には、その後の単年度の保守管理委託契約の資料にもそのことが分かるような記載等を行っておくことが望ましい。また、その導入の時期等も単年度の契約資料に記載しておくことがより望ましいものとする。

### （現状及び問題点）

令和6年度において締結された検針システム保守管理委託契約は、一者随意契約の形式で契約がなされていた。システムを構築した業者以外に保守管理を委託することができないというのがその理由である。

当初のシステム導入時において、継続的な保守管理費用を考慮して委託業者を選定したのかどうかをヒアリング時に聴取したところ、令和5年度にプロポーザル方式で業者を選定しており、その際に継続的な保守管理費用も含めて検討の上決定したことが確認された。

しかしながら、令和6年度の契約関係資料には、前年度にプロポーザル方式で委託業者を選定した旨の記載はなされていなかった。

契約担当者が毎年引き継ぎを行っていくことにより、契約の相手方の決定過程に関する情報共有は行うことができるものとも考えられるが、全ての契約について、漏らすことなく詳細に引き継ぎを行うことは困難であり、また、誤りが生ずるリスクがあるものと考えられる。

さらに、事後的検証の観点からすれば、契約の適切性がすぐに判断できるように、プロポーザル方式での契約の相手方決定後の経過期間等も記載されていることが望ましい。

### （改善策）

継続的な保守管理等が必要となる委託契約を締結するに当たり、当初の契約の相手方の選定をプロポーザル方式で行った場合には、その後の単年度の保守管理委託契約の資料にもそのことが分かるような記載等を行っておくことが望ましい。また、その導入の時期等も単年度の契約資料に記載しておくことがより望ましいものとする。

## ③ 取水リスクを踏まえた取水施設整備方針の早期明確化と投資の優先順位付けについて（意見 25）

東毛工業用水道事業では利根川水位低下に伴う取水リスクが顕在化し得るため、取水口の新設・改良等によるリスク低減策について整備方針と実施時期を早期に明確化し、他の施設整備と併せて優先順位を付して計画的に対応することが求められる。

### （現状）

東毛工業用水道事業については、取水口が設置されている利根川左岸区間において、近年の河床低下や渇水傾向等の影響により、水位が低下する傾向がみられる。実際に、下記の表のとおり、取水ポンプの運転に支障を来す水位（0.6m未満）を下回る日数が、増加している年度も確認される状況にある。

### 【東毛工業用水道事業における契約水量と取水状況の推移（H27～R6）】

年度	契約水量 (m <sup>3</sup> /日)	給水量 (日平均,m <sup>3</sup> / 日)	契約に対する 給水量比 (%)	契約ベース必 要水位未満日 数(日)	0.60m未満日 数(日)
平成27年度	91,882.0	43,116.0	46.9	0.0	0.0
平成28年度	91,528.0	42,733.0	46.7	0.0	0.0
平成29年度	91,793.0	41,291.0	45.0	0.0	0.0
平成30年度	90,675.0	41,664.0	45.9	102.0	8.0
令和元年度	84,617.0	40,197.0	47.5	20.0	7.0
令和2年度	85,628.0	37,644.0	44.0	31.0	15.0
令和3年度	85,324.0	36,663.0	43.0	27.0	2.0
令和4年度	83,734.0	36,476.0	43.6	85.0	10.0
令和5年度	83,900.0	35,049.0	41.8	149.0	32.0
令和6年度	83,241.0	34,461.0	41.4	28.0	0.0

※ なお、将来的な懸念はあるものの、現時点では給水状況及び取水状況から、直ちに取水不能となる状況にはないことを確認している。

県は、当該区間の水位低下に対し、河川管理者である国土交通省と情報共有や意見交換を行い、水位の回復に向けた方策について協議を重ねている。

#### （問題点）

上記の水位低下は、契約水量を前提として算定した必要取水水位を満たさない日が一定程度生じていることを意味しており、このまま必要な対策を講じない場合には、契約上の給水を継続的かつ安定的に確保できないリスクが顕在化するおそれがある。

また、利根川全体の治水・利水のバランスや他の利水者への影響等を踏まえると、当該区間のみの水位を恒常的に上昇させるような抜本的な水位改善策を講ずることは現実的ではない。したがって、中長期的に契約上の給水を確保する観点からは、取水施設側で取水リスクを軽減するための施設整備を計画的に実施することが不可欠である。

他方、東毛工業用水道事業においては、大口の工業用水利用者であった製造業者の撤退や生産体制の見直し等により、契約水量及び実際の使用水量はいずれもピーク時から減少しており、施設能力に対する利用率の低下が続いている。需要面の変化は、事業収支や将来の管路更新、浄水施設耐震化等への対応に影響を及ぼす要因であるものの、これを理由として必要な取水設備の整備を先送りすることは、受水企業との契約で予定する供給水量の確保が困難となるリスクを高める結果となる。

#### （改善策）

東毛工業用水事業は、東毛地域に集積する工業団地や製造業の活動を支える基盤的インフラとして、依然として重要かつ不可欠な役割を担っている。県は、受水企業等のステークホ

ルダ－の状況並びに老朽管路更新及び浄水施設耐震化等の進行中の事業計画を踏まえ、利根川の水位動向を注視しつつ、契約水量の推移及び今後の見通し（契約水量に対する給水量比の低下傾向を含む。）を整理する必要がある。

その上で、契約上の給水を安定的に確保する観点から、取水施設の整備方針及び実施時期を早期に明確化するとともに、取水口の新設・改良等によるリスク低減策を、他の施設整備も含め限られた人員体制の下で優先順位を付して、投資計画に具体化し、計画的に整備することが求められる。

## ◆往査した流域下水道事業の監査結果及び意見

県の流域下水道事業は、県土整備部の所掌の下、住民生活及び地域経済の基盤を支える基幹インフラとして、重要な役割を担っている。

県土整備部における下水道行政は、県庁内の担当課が制度・計画・予算等の企画調整を担い、現場における施設の運転管理及び維持管理等は、下水道総合事務所並びに水質浄化センターが担っている。

当監査においては、県庁内の担当課及び下水道総合事務所を中心に、必要に応じて各水質浄化センター等の運営状況も含め、組織体制、業務運営及び資産管理等の観点から検証を行った。

### 1. 下水道総合事務所

#### (1) 下水道総合事務所の概要

##### ① 沿革

平成 20 年 3 月末で財団法人群馬県下水道公社が解散したことに伴い、公社で行っていた維持管理業務と流域下水道事務所で行っていた建設業務を統合し、平成 20 年 4 月に発足した組織である。

##### ② 所掌事務

県内流域下水道 6 処理区（県央、奥利根、桐生、西邑楽、新田、佐波）に係る水質浄化センターの建設・改築更新及び幹線管渠の築造を所掌するとともに、4 処理区（県央、奥利根、桐生、西邑楽）については、水質浄化センターの運転、維持管理及び幹線管渠の維持管理を担っている。

なお、新田及び佐波処理区の水質浄化センターについては協定により、それぞれ太田市及び伊勢崎市が維持管理している。

##### ③ 運転管理の状況

群馬県流域下水道の維持管理について、運転管理の効率化・コスト縮減を図るため、県央、奥利根、桐生、西邑楽の 4 つの水質浄化センターでは、平成 20 年度から包括的民間委託による維持管理を行っている。

一方、全国的な担い手不足や人口減少等の事業環境の変化を背景として、運転管理の持続可能性確保に向け、委託の設計・管理の在り方や中長期の更新・保全の考え方について、整理・検討を要するものとして、監査結果に意見を記載している。

##### ④ 住民理解向上の取組

下水道総合事務所では、住民理解の向上に資する取組として、水質浄化センターの施設見学を積極的に実施している。下水道は、日常生活や地域の衛生環境を支える不可欠な基盤である一方、その機能や重要性が目に見えにくく、住民の理解が得られにくい側面を有している。こうした中で、施設見学の受入れや説明を通じて下水道事業の役割・効果を丁寧に伝える取組は、理解の醸成と信頼の確保に直結する普及啓蒙活動として重要であり、下水道総合事務所はその担い手として欠かせない組織である。

また、運転管理業務について包括的民間委託を進める場合であっても、県としての説明責任を果たし、施設の現状や整備・更新の方向性を住民に分かりやすく示すためには、事業の全体を俯瞰し、関係者と調整しつつ、継続的に情報発信できる中核的な組織が必要となる。下水道総合事務所が実施する普及啓蒙の取組は、単なる付随業務にとどまらず、下水道事業の持続可能性を支える基盤の一つとして評価できる。

さらに、普及啓蒙の一環として、県央水質浄化センター（下水道総合事務所）においてマンホールカードの配布を実施しており、配布に当たっては、配布場所への直接来訪（事前連絡不要）、1人1枚の無料配布に加え、簡単なアンケートへの回答を求める運用としている。マンホールカードは、下水道への理解・関心を深めるためのコミュニケーションツールとして全国的に展開されているものであり、当事務所がこれを活用して普及啓蒙に取り組むことは有用である。

当該マンホールのデザインは、中央円内に「上毛かるた」にも登場する上毛三山（赤城山・榛名山・妙義山）と、県を水源とする「利根川」を泳ぐ県の魚である「あゆ」を配置し、周囲には県の木「くろまつ」・県の花「れんげつつじ」・県の鳥「やまどり」を描く形としており、県土の自然と郷土文化を一体として表現した、地域への親しみと誇りを感じさせる意匠のマンホールとなっている。こうした普及啓蒙の取組は、下水道事業を「見えないインフラ」から「理解され、住民の理解のもとに共に支えられるインフラ」へとつなぐものであり、意義は大きい。

（監査上の評価）

これらの取組は、下水道事業の役割や必要性を住民に分かりやすく伝え、理解を深める観点から評価できる。特に、マンホールカードについては、配布に係る台帳管理が適切に行われていることを確認しており、事務処理の適正化の観点からも評価できる。

参考までに、当事務所が普及啓蒙に活用しているマンホールカード（表・裏）を以下に示す。



表 面

裏 面

カードサイズ (縦8.8cm×横6.3cm)

## (2) 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた点検・調査の実施

県は、埼玉県八潮市における道路陥没事故を受け、県が管理する下水道管路施設について、通常の点検基準に基づく点検に加え、緊急点検として次の調査を実施した。

### ① 点検基準

職員による年2回の目視点検及び業者による毎月1回の目視点検を実施している。また、腐食環境下にある下水管路についてはテレビカメラによる管内調査を5年に1回、その他の箇所については同調査を10年に1回実施する基準（下水道維持管理指針を準用した県基準）を整備している。なお、「腐食環境下」とは、硫化水素の発生等により管内の腐食が進行しやすいと想定される区間をいう。また、県が策定している下水道施設の長寿命化に係る計画においても、腐食環境下は概ね5年に1回、それ以外の区間は概ね5～10年に1回の頻度でテレビカメラ調査を実施する整理となっている。

### ② 緊急点検の実施状況及び結果

#### イ テレビカメラ調査

口径2m以上の下水道管（延長1.8km）を対象に、下水道管内へカメラ調査機を流下させ、映像により管内状況を調査した。その結果、下水道管の損傷は認められないことを確認している。

#### ロ 路面下空洞調査

40年以上経過した下水道管路が埋設された道路（延長38.2km）を対象に、地中レーダを搭載した空洞探査車を走行させ、路面下の状況を調査した。その結果、下水道管路に起因する空洞は認められないことを確認した。なお、緊急性が

高いと判断された空洞 8 箇所については補修を実施している。

③ 検証結果

監査人は、関係資料の閲覧及び担当者へのヒアリングにより、通常点検及び緊急点検のいずれも適切に実施されていることを確認した。

(3) 監査結果（指摘又は意見）

① 不要固定資産（備品）の除却未実施について（指摘 5）

予算未措置と本庁・事務所の責任分担不明確により、不要（使用不可）と整理された固定資産（備品）の除却が複数年度にわたり実施されず、固定資産台帳を更新できていない。

(現状及び問題点)

下水道総合事務所において、不要（使用不可）と整理された固定資産（備品）が、固定資産台帳上は資産として計上されたままとなっており、除却（会計処理）及び台帳更新が行われていない。

当該固定資産について、処分に要する費用の予算措置が行われていないことから、当期は「来期対応」として先送りされる一方、重要性が低いとの認識から翌期も予算計上が見送られることで、除却未実施が複数年度にわたり継続する構造が認められる。

また、処分の決定、予算計上、契約手続、除却（会計処理）及び台帳更新に関する本庁と事務所の責任分担が明確でないことから、両者の連携が機能せず、未処理案件が滞留しやすい。

さらに、保管スペースの制約が少ない環境においては、滞留による不都合が顕在化しにくく、処分の優先順位が上がらない結果、同様の事案が反復するおそれがある。なお、令和 7 年度の現物調査の結果を踏まえ、当該資産については除却することとしている旨を確認した。

(改善策)

県は、不要（使用不可）と整理した固定資産（備品）について、除却未実施が先送りにより複数年度継続する構造を解消するため、次の対応を行われたい。

- ・ 不要資産の処分に必要な費用（廃棄・運搬・データ消去等）について、年度における予算に一定の枠を確保すること等により、当期に処分・除却を実施できる環境を整備すること。
- ・ 処分の決定、予算計上、契約手続、除却（会計処理）及び台帳更新について、本庁と事務所の所管（起案・承認・実施・確認）を明確化し、処理が特定部署に滞留しない運用を整備すること。

② 幹線管渠の老朽化を踏まえた改築更新方針・計画の整理について（意見 26）

今後 5 年程度で布設後 30 年以上となる管渠が全体延長の約 7 割に達する見込みであることを踏まえ、GIS 等による情報一元化を前提に、優先順位を付けた更新・更生計画と財源確保方針を早期に整理されたい。

## (現状及び問題点)

本県の流域下水道事業は2流域6処理区で構成され、約250kmの管渠施設等を有しているところ、昭和50年代後半から平成初期にかけて布設された管渠が多く、下の図のとおり、今後5年程度で布設後30年以上となる管渠が全体延長の約7割に達すると見込まれている。

また、標準耐用年数15年を超えて供用している機械・電気設備も増加しており、管渠・設備の双方で改築更新需要の増大が見込まれる一方、一定年数を経過した管渠を一律に更新するのではなく、道路陥没等のリスクや社会的影響等を踏まえ、段階的な更新・再構築の方針を整理することが求められている。

その前提として、幹線管渠の資産情報(延長・管種・管径・布設年度等)の台帳は整備されているものの、補修履歴、事故・陥没の履歴、点検結果等の情報が必ずしも一元的に管理されておらず、老朽化や事故リスクの高い区間の把握・優先順位付けが容易ではない。

さらに、人口減少や節水の進展等により使用料収入の大幅な伸びが見込みにくい中で、老朽管渠の増加に伴い改築更新費用の増大が見込まれることから、更新時期到来後に個別対応するのではなく、現時点から中長期計画及び財源確保の方向性を示しておく必要がある。



【図1-19 群馬県の年度別の管渠布設延長(km)】

(注) 図番号(図1-19)は原資料の表記を踏襲している。

(出典) 群馬県「群馬県流域下水道事業経営計画」より作成。

## (改善策)

県は、幹線管渠の安全性・信頼性を持続的に確保するため、次の対応を行われたい。

- ・ 老朽化した管渠をどの時期に、どのような優先順位で更新・更生していくかについて、道路陥没等のリスクや社会的影響等を踏まえた計画的な方針(更新・更生・延命・再構築等の区分を含む)を整理すること。
- ・ 延長・管種・管径・布設年度に加え、補修履歴、事故・陥没の履歴、点検結果等をGIS等と連携したデジタル台帳上で一元的に管理し、老朽化と事故リスクの高い区間を

「見える化」した上で、改修計画・更新計画の検討に活用すること。

- ・ 更新費用の平準化を見据え、国庫補助や起債の活用方針、使用料収入との役割分担を含め、財源確保の手法について早い段階から検討を進めること。

### ③ 設備等に係るストックマネジメントについて（意見 27）

県の流域下水道事業におけるストックマネジメント計画の運用に関し、①リスク評価結果と改築・更新の実績との対応関係が十分に整理・可視化されておらず、進捗や実施状況を客観的に把握しにくい。②計画期間（5年）終了時に、計画値と実績値の対比、未達成項目及び乖離要因の整理・検証が不十分なまま次期計画が策定されるおそれがある。③経営基本計画においてストックマネジメント計画の位置付けが明確でなく、実効性向上の観点から課題がある。については、評価結果と実績を紐付けた管理台帳の整備、期末の実施結果評価書の作成と次期計画への反映、並びに経営基本計画への明示的な位置付け及び関連指標の設定により、計画の実効性を高めることが望まれる。

#### （現状及び問題点）

県における流域下水道事業では、管路や処理場等の下水道施設について、外部の建設コンサルタントの協力を得ながら、計画期間を5年とするストックマネジメント計画を策定し、計画的な改築・更新を進めている。

下水道事業におけるストックマネジメントの実施については、平成27年11月に「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」が国土交通省により公表され、その後、令和4年3月に改訂が行われ、現在に至っている。当該ガイドラインにおいては、ストックマネジメントの基本的な実施手法として、概ね以下のPDCAサイクルに基づくフローが示されている。

- ・ 施設情報の収集・整理（現状の把握）
- ・ リスク評価（重要度に応じた影響度及び発生確率の検討）
- ・ 施設管理の目標設定（点検・調査並びに修繕・改築等に関する事業目標〔アウトカム〕及び事業量の目標〔アウトプット〕の設定）
- ・ 点検・調査、修繕・改築の計画策定及び実施（概ね5～7年程度を対象期間とし、対象施設、実施時期、点検・調査方法及び概算費用を整理）
- ・ 評価と見直し（計画値と実績値の乖離要因の分析並びに目標値・計画値の見直し）

県においても、概ね上記のフローに沿った手順を前提として、流域下水道事業に係るストックマネジメント計画が策定されている。現在進行中の計画は、令和5年12月に策定されたものであり、本計画は2期目に当たる。

本計画の期間は5年間であることから、計画策定時点において5年後までに改築・更新を予定している施設については、原則として当該計画期間内に事業を完了させることを目標としている。各年度における具体的な設備の改築・更新計画を策定するに当たっては、ストックマネジメント計画が参照され、事業実施の基礎資料として活用されている。

一方で、現状のストックマネジメント計画の運用に関しては、以下の課題があると考えられる。

#### イ 計画に対する対応状況の整理・可視化について

ストックマネジメント計画においては、設備の健全度を5段階で評価し（健全度5を最も良好、健全度1を最も不良とする）、当該評価結果を基礎として、更新・改築等の対策方針が判定されている。

このうち、健全度2以下と評価された設備については、早急な更新等の対応を要する状態にあると整理されている。

しかしながら、当該設備について、評価結果と実際の更新・改築の実施状況との対応関係が十分に整理・可視化されておらず、更新未実施の設備がどの程度存在するのかを客観的に把握することが困難な状況にある。

このため、更新の緊急性が高い設備であっても、予算上の制約等を背景として対応が先送りされ、結果として、一定のリスクを内包したまま設備の運用が継続されている可能性がある。

#### ロ スtockマネジメント計画の実施結果に係る評価と見直しについて

ストックマネジメント計画においては、計画期間である5年間の終了時点で、計画に基づく取組の実施状況や達成度を整理し、計画と実績との乖離要因を分析した上で、次期計画へ反映していくことが重要であると考えられる。

前述した国土交通省が公表している「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」においても、「評価と見直し」として、乖離要因の分析や目標値・計画値の見直しを行うことが示されている。

しかしながら、上記の状況に鑑みると、5年間の計画期間終了時において、計画の実施結果に対する検証や分析が十分に実施されないまま、次期5か年計画が策定時点の状況を前提にして、新規に策定されている状況となる可能性が高いものと考えられる。

そのため、前計画における課題や制約条件が十分に整理・共有されず、計画の実効性が十分に高まらないおそれがある。

#### ハ 経営基本計画におけるストックマネジメントの位置付けについて

「群馬県流域下水道事業経営計画」においては、施設の計画的な修繕・更新・改良の推進、下水道ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策の実施、耐震化の推進等のストックマネジメントと密接に関係する取組の方向性が示されている。これらは、将来にわたり流域下水道事業を安定的に継続していく上で根幹を成す重要な要素であると考えられる。

一方、経営計画に掲げられている数値目標は、運営状況を短期的に把握しやすい指標に重点が置かれている一方で、ストックマネジメント計画に基づく中長期的な施設更新・維持管理の進捗及び成果を直接的に示す指標（例：更新需要に対する実施状況、劣化度・健全度の改善状況、リスク低減の達成状況等）は限定的である。

その結果、ストックマネジメント計画の位置付け及び重要性が経営計画上で十分に明確化されないまま推移することで、中長期的な視点に立った施設更新・維持管理が計画的に実施されず、将来的な事業運営の安定性及び下水道サービスの信頼性に影響を及ぼすおそれがある。

## (改善策)

### イ 計画に対する対応状況の整理・可視化に関する改善策

ストックマネジメントの評価結果と更新実績を紐付けた管理台帳の整備などを行い、計画の進捗状況や実施状況を客観的に把握できるようにしておくことが望ましい。

また、更新工事等が未実施の場合にはその理由の整理をしておくことも有用であると考える。(これにより、更新の遅れが構造的なものか一時的なものかを客観的に把握でき、リスク認識の共有が進むと考えられる。)

### ロ スtockマネジメント計画の実施結果に係る評価と見直しに関する改善策

計画期間終了時において、計画値と実績値の対比、未達成項目やその要因等を整理した実施結果評価書などを作成し、次期計画への反映を行うことが望まれる。

### ハ 経営基本計画におけるストックマネジメントの位置付けに関する改善策

経営基本計画においてストックマネジメントを明示的に位置付け、ストックマネジメント関連の指標を設定することにより、ストックマネジメント計画の実効性を高めることが期待できると考える。

以下の④~⑦は下水道総合事務所に係る意見として、同事務所に関する資料・数値に基づき記載している。他方、同趣旨の論点は企業局が所管する他の事業所においても生じ得ることから、関係する事業所・事務所についても、別途入手した資料・数値等により確認のうえ、同様の観点から検討を行う必要がある。

## ④ 緊急時待機手当の導入について (意見 28)

夜間を含め、緊急時に備えた 24 時間体制での対応を行うための緊急時待機について、現在は何らの手当等も支払われていないが、24 時間体制での待機が必要という特殊性、待機する職員の心理的・精神的負担を踏まえれば、何らの手当等も支払わないという現状を改め、何らかの手当等の支払を検討すべきである。

### (現状及び問題点)

下水道総合事務所においては、職員を 4 つの班に分け、12 月から翌年 5 月までは 1 か月交代、6 月から 11 月までは半月交代で、1 年をとおして班ごとに緊急時に備えた待機をしている。待機期間中に動員があった場合には、月の途中であっても待機する班は次の班になる。具体的には、以下のような待機体制である。

待機期間	待機班	6 月 2 日に動員があった場合の待機班
5 月 1 日~同月 31 日	1 班	1 班
6 月 1 日~同月 15 日	2 班	2 班、6 月 3 日以降は 3 班
6 月 16 日~同月 30 日	3 班	4 班
7 月 1 日~同月 15 日	4 班	1 班
7 月 16 日~同月 31 日	1 班	2 班
8 月 1 日~同月 15 日	2 班	3 班

8月16日~同月31日	3班	4班
9月1日~同月15日	4班	1班

待機期間に関しては、出勤することとなった場合には賃金が支払われるが、出勤せずに終わった日に関しては、賃金や手当等は一切支払われていない。

実際に緊急時に出勤がなされた回数は、令和5年度は4回（いずれも6月）、令和6年度は9回（8月4回、9月5回）であり、出勤率は低い。また、動員がなされない限り、待機期間中の過ごし方は原則として自由であることからすれば、待機時間は労働時間とはいえないものと考えられる。

しかしながら、夜間も含めて24時間、土日や祝日においても待機しなければならないという負担は大きいものと考えられる。また、実際に出勤とははならずとも、雨が降り続けているときや台風が接近しているときなど、出勤が想定される場合には、待機者は天気予報等を常に意識しなければならないものと思われ、このような場合の職員の心理的・精神的負担は決して小さくない。

#### （改善策）

夜間を含め、緊急時に備えた24時間体制での対応が必要という特殊性、待機する職員の心理的・精神的負担を踏まえれば、何らの手当等も支払わないという現状を改め、何らかの手当等の支払を検討すべきである。

#### ⑤ 緊急時待機体制に基づく出勤時の手当について（意見29）

通常業務とは別に、夜間・早朝時間帯に緊急対応を行った職員に対する何らかの手当の支給を検討すべきである。

#### （現状及び問題点）

緊急時待機体制に基づき、実際に出勤となった場合には、職場に登庁してから業務が終了するまでの間を労働時間として、賃金が支払われている。1日8時間ないし週40時間を超える部分に関しては時間外の割増賃金が、夜間・早朝時間帯については夜間・早朝の割増賃金が支払われているが、それ以上の手当等の支払はなされていない。

令和6年度においては、9回の出勤が実施されたが、その業務開始時刻及び業務終了時刻は以下のとおりであった。

	業務開始時刻	業務終了時刻
1	木曜日午後9時25分	土曜日午前6時45分 *時間外待機者は途中で交代
2	月曜日午後9時20分	火曜日午前5時
3	月曜日午前2時25分	火曜日午前2時03分
4	水曜日午後9時30分	木曜日午前4時
5	水曜日午後6時38分	木曜日午前1時38分
6	木曜日午後11時40分	土曜日午前6時45分 *時間外待機者は途中で交代
7	土曜日午後8時30分	日曜日午前7時
8	日曜日午後0時30分	月曜日午前6時15分
9	月曜日午後9時20分	火曜日午前5時

いずれについても2名以上が出動しており、9名体制で出動・待機を行った日もあった。

深夜早朝時間帯に出動した場合において、翌日が就業日である場合、職員自らが就業日である翌日に有給休暇を申請・取得するなどして調整を行うケースもあるが、同時に複数名が出動した場合など、翌日の調整が困難な場合にはそのまま出勤となることもある。

緊急対応を行った際には労働基準法の規定に則った適切な時間外の割増賃金が支払われていることからすれば、このような現状の対応が違法とはいえないが、緊急対応を行った職員の負担、本来であれば自由に利用できるはずの有給休暇を申請・取得するなどして調整しなければならない負担等を考えれば、緊急対応を行った職員に対する何らかの手当を検討する必要があるものとする。

#### (改善策)

通常業務とは別に、夜間・早朝時間帯に緊急時に緊急対応を行った職員に対する何らかの手当の支給を検討すべきである。

### ⑥ 緊急時待機体制に基づく出勤時の通勤手当の追加支給について (意見 30)

通常の勤務日とは別に、緊急時待機体制に基づいて出勤した職員に対しては、同出勤日に対する追加の通勤手当の支給を検討すべきである。

#### (現状及び問題点)

下水道総合事務所においては、職員を4つの班に分け、12月から翌年5月までは1か月交代、6月から11月までは半月交代で、1年をとおして班ごとに緊急時に備えた待機をしている。そして、待機体制に基づき、実際に出勤となった場合には、職場に登庁してから業務が終了するまでの間を労働時間として賃金が支払われているが、緊急で追加勤務することになった日の追加の交通費として通勤手当等は支払われていない。

実際に待機者が出勤を行った回数は、令和5年度は4回、令和6年度は9回と、出勤率は高くないが、実際に出勤となった場合には、通常の勤務日から引き続いて緊急出勤ないし緊急出勤から引き続いて通常勤務を行わない限り、追加で交通費が掛かっていることは事実である。

このように、実際に出費があるものに関しては、何らかの手立てを行うことが適切であるものとする。

#### (改善策)

通常の勤務日とは別に、緊急時待機体制に基づいて出勤した職員に対しては、同出勤日に対する追加の通勤手当の支給を検討すべきである。

### ⑦ 業務時間外における電話連絡に係る職員の費用負担等について (意見 31)

業務時間外において緊急対応が必要な場合に職員が私用の携帯電話を利用して連絡を行っている実態を踏まえ、職員の費用負担の軽減について検討するとともに、必要に応じて、業務上の連絡手段の在り方や情報管理上の取扱いについても整理することが望まれる。

### (現状及び問題点)

下水道総合事務所においては、公用携帯電話が配置されているのは所長及び次長に対してのみであり、他の職員は、業務時間外に緊急対応が必要な場合の出動連絡や、機械トラブルが生じた場合の連絡等について、各職員の私用の携帯電話を利用して対応している。

全ての職員に対して公用携帯電話を配備することは、費用面等の制約から困難な側面もあると考えられる。また、業務時間外に緊急的な対応が必要となる場合において、現実的な連絡手段として私用の携帯電話を利用せざるを得ない場面があること自体は、やむを得ないものと考えられる。

もっとも、私用の携帯電話を業務に利用する運用については、通信費等の費用負担が職員に生ずることとなるほか、私用端末を通じて業務上の連絡を行うこととなる点で、情報管理の観点からも留意が必要である。

### (改善策)

業務時間外において緊急対応が必要な場合に職員が私用の携帯電話を利用して連絡を行っている実態を踏まえ、職員の費用負担の軽減について検討するとともに、必要に応じて、業務上の連絡手段の在り方や情報管理上の取扱いについても整理することが望まれる。

## ⑧ 緊急時における水質浄化センターのリスク管理について (意見 32)

県内の水質浄化センターから県職員の配置を廃止したことに伴うリスク、将来に向けた県職員の技術力・対応力の継承の問題など、今後生じうる弊害やリスクについて、検討・検証を行うべきである。また、人員をこれ以上減らすことがないようにするとともに、増員についても改めて検討すべきである。

### (現状及び問題点)

下水道総合事務所の所管業務には、県央水質浄化センター、奥利根水質浄化センター、桐生水質浄化センター、西邑楽水質浄化センターを含む4処理区の施設の維持管理、4終末処理場の運転、水質管理がある。これらの水質浄化センターの運転管理業務については、平成20年度から包括的民間委託が導入されたが、各センターには県職員(センター長、係長、係員2名の合計4名)がそれぞれ配置され、センター内の設備の常時の状況確認や、緊急時の対応等を行っていた。しかしながら、令和5年度末で西邑楽水質浄化センター、令和6年度末で桐生水質浄化センターへの県職員の配置がなくなり、令和7年度時点においては県央水質浄化センター及び奥利根水質浄化センターにしか県職員は配置されていない。さらに、令和7年度末をもって、奥利根水質浄化センターへの県職員の配置がなくなり、令和8年度以降は県央水質浄化センターにしか県職員がいない状況となる見込みである。

県央水質浄化センターに職員を集中させ、業務を統合して効率化を図ることには、人件費を含めた経費の削減等の一定のメリットがあるものと考えられる。

しかしながら、センターごとに県職員が配置されているという場合には、緊急時においても、常時設備の状況を確認しているセンター長が中心となって確認・判断を行うことができるという大きなメリットがあることは否定できない。センターごとに大幅に設備が異なるわけではないが、運転状況等はセンターごとに違うため、平常時の状況を確認している者が緊

急時の対応を行うほうが、よりよい安全対策が図れる蓋然性がある。

現在、すでに県職員の配置を取りやめたセンターに関するトラブルや緊急時の対応等の判断は、県央水質浄化センターの次長等が行う体制となっている。現在は、統合直後ということもあり、職員配置をとりやめたセンターに勤務していた職員が多数在籍しているが、今後は、当該センターでの直接的な勤務経験がなく、平常時の状況を把握していない職員が増加することとなる。

包括的民間委託には、民間の技術力の利用ができるといったメリットもあるが、他方で県職員の技術力や現場対応力が低下するおそれがあるというデメリットをはらんでいる。また、インターネット環境等の発展により、遠隔で運転状況を確認したり、設備の状況についてもウェブカメラ等を利用したりすることによりある程度把握することは可能であるが、実際に現地で確認するのとは異なり、限界がある。

すでに2つのセンターで県職員の常駐配置が廃止された現段階において、改めて、そのリスクや弊害（緊急時対応、県職員の技術力・対応力の継承等）について点検することが重要であるとする。

**(改善策)**

県内の水質浄化センターから県職員の配置を廃止したことに伴うリスク、将来に向けた県職員の技術力・対応力の継承の問題など、今後生じうる弊害やリスクについて、検討・検証を行うべきである。また、人員をこれ以上減らすことがないようにするとともに、増員についても改めて検討すべきである。

**⑨ 若手人材の確保に向けた方策の検討について（意見 33）**

若手人材の確保、下水道事業に関する技術継承のため、技術職員に対する手当の大幅な増額等の検討を行うべきである。また、今後の人員確保に向けた検討を行うとともに、技術を持った中堅職員の中途採用も積極的に行うべきである。

**(現状及び問題点)**

下水道総合事務所における年齢構成は以下のとおりであり、50代以上の職員が半数以上となっている。

(年度末現在)

年齢別	R 5 年度				R 6 年度			
	技術職	事務職	計	構成比	技術職	事務職	計	構成比
10歳～	1		1	2.4%			0	0.0%
20歳～	2		2	4.9%	3		3	8.1%
30歳～	6		6	14.6%	6		6	16.2%
40歳～	8	1	9	22.0%	8	1	9	24.3%
50歳～	18	2	20	48.8%	13	3	16	43.2%
60歳～	1	2	3	7.3%	2	1	3	8.1%
計	36	5	41	100.0%	32	5	37	100.0%

※ R6年度定員38名に対して技術職1名欠員（能登半島地震被災地へ1名派遣）

このような年齢構成となった理由は定かではないが、職員の待遇の問題、年間を通じて

24 時間体制での緊急時の対応・待機が求められているにもかかわらずそれに対する手当等が支払われない、特殊勤務に当たる職員に対する特殊勤務手当が低額であるといったことなども一因となっている可能性もあるのではないかとと思われる。

このような状態が継続すれば、50 代の職員が退職年齢を迎えるころには、大幅な人手不足となる可能性が高い。また、早急に若手人材の確保がなされなければ、下水道事業に関する十分な技術継承ができないおそれがある。下水道という非常に重要なインフラを今後継続的に維持していくためには、担い手の確保、特に若手人材の確保が喫緊の課題であるといえる。

#### **(改善策)**

若手人材の確保、下水道事業に関する技術継承のため、技術職員に対する手当の大幅な増額等の検討を行うべきである。また、今後の人員確保に向けた検討を行うとともに、技術を持った中堅職員の中途採用も積極的に行うべきである。

## 2. 水質浄化センター

### (1) 県が所管する水質浄化センターの全体像

本項では、県が所管する流域下水道の水質浄化センター（6箇所）及び幹線管渠等の関連施設を含む全体像を整理する。

県の流域下水道は、利根川上流流域（県央処理区・奥利根処理区）及び東毛流域（桐生処理区・西邑楽処理区・新田処理区・佐波処理区）の2流域6処理区で構成され、終末処理場6箇所と中継ポンプ場等を保有し、幹線管渠を通じて各処理区の汚水を水質浄化センターへ集約している。運転管理については、県央・奥利根・桐生・西邑楽の4処理区で包括的民間委託を活用して管理運営し、新田・佐波の2処理区は、市との維持管理協定に基づき当該市に管理運営を委託している。

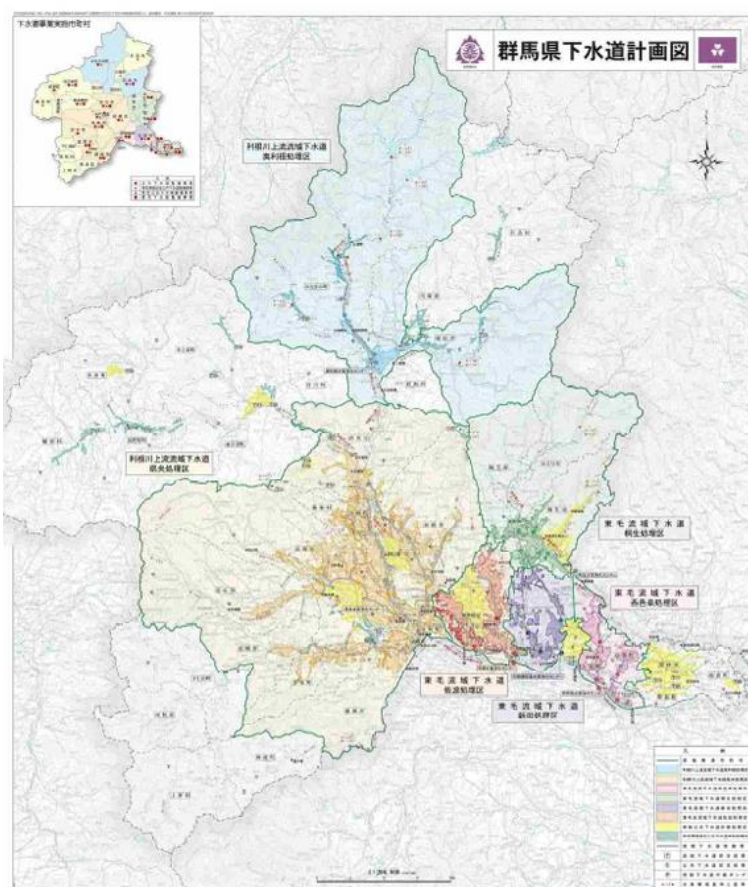


図 群馬県下水道計画図（出典：群馬県流域下水道事業経営計画（一部改定） 図 1-1）

### (2) 水質浄化センター別の概要

#### ・県央水質浄化センター（県央処理区）

##### ① 処理区・施設の位置付け

県内最大規模の処理区であり、複数の幹線系統・ポンプ場を通じた集約処理により、広域的な水質保全を担っている。昭和53年度に事業着手し、昭和62年10月に供用を開始（又は運転管理体制を確立）している。

##### ② 処理区域・幹線管渠等の概要

処理区域は21,454ヘクタールであり、処理対象となる市町村は前橋市・高崎市



## ・監査結果

県央水質浄化センターに対する監査手続は、資産の保全状況及び遊休資産の有無等の把握を主眼として、現地視察並びに関係資料の確認を中心に実施した。なお、個別施設に係る監査意見を付す必要がない事項については、下水道総合事務所に係る監査結果として取りまとめている。

## ・奥利根水質浄化センター（奥利根処理区）

### ① 処理区・施設の位置付け

県内初の流域下水道として整備された処理区であり、県北地域の生活環境保全と水質保全の拠点として機能している。昭和 52 年度に事業着手し、昭和 56 年 4 月に供用を開始（又は運転管理体制を確立）している。

### ② 処理区域・幹線管渠等の概要

処理区域は 1,922 ヘクタールであり、処理対象となる市町村は沼田市・みなかみ町である。幹線を中心とする管渠の概況は「管渠延長 約 14.6km」である。

### ③ 施設規模・運転管理の概要

処理能力は 3 系列/21,300 m<sup>3</sup>/日で運転している。水処理・汚泥処理・電気設備等について、日常点検・定期点検を通じた状態監視を行い、異常時の初動対応や復旧手順の整備により安定処理を確保することが求められる。

### ④ 所在地

〒378-0024 群馬県沼田市下川田町宮塚 1303

⑤ 概略図

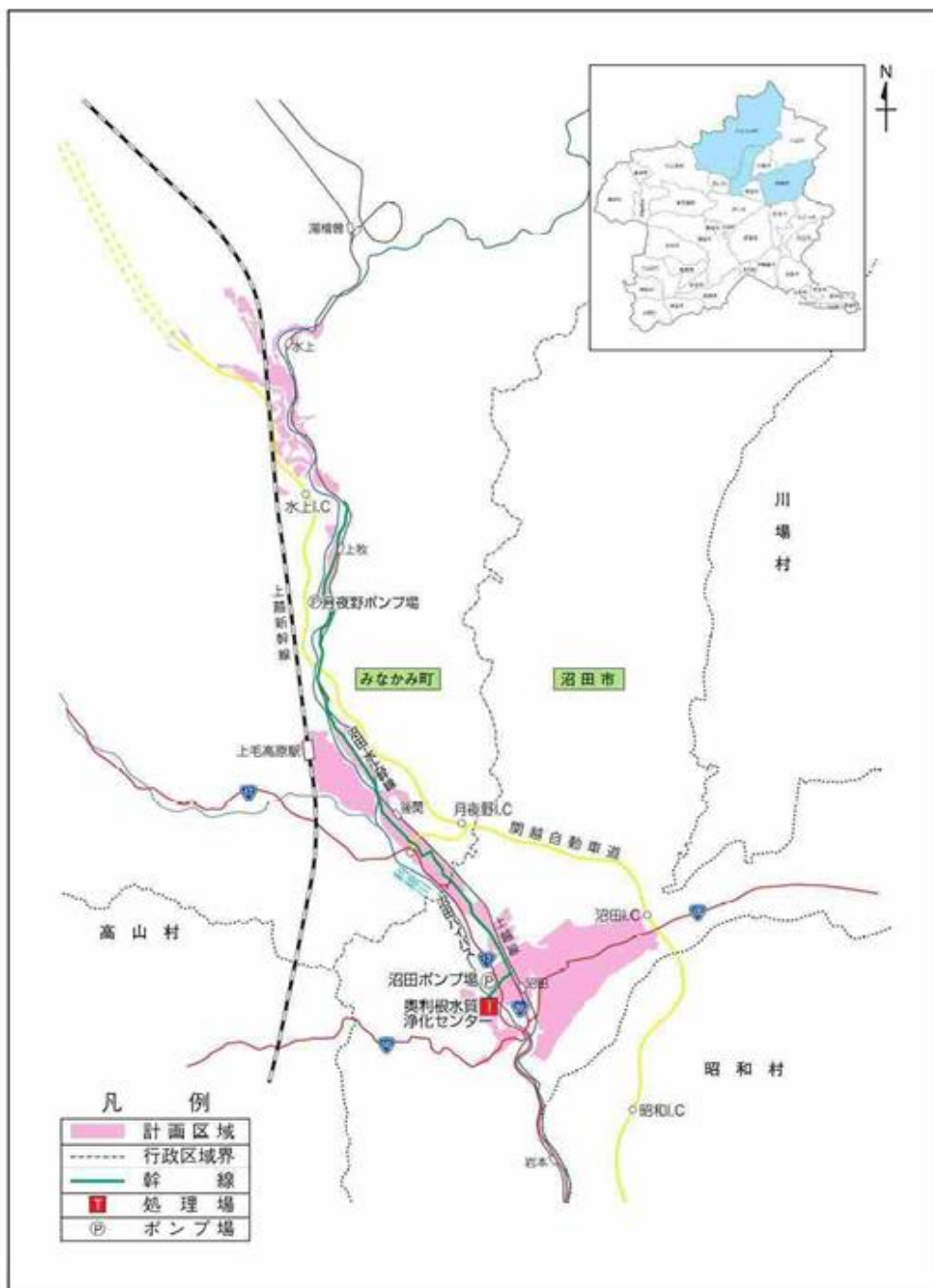


図 図 1-3 奥利根処理区の概要（出典：群馬県流域下水道事業経営計画（一部改定））

・ 監査結果

奥利根水質浄化センターに対する監査手続は、資産の保全状況及び遊休資産の有無等の把握を主眼として、現地視察並びに関係資料の確認を中心に実施した。なお、個別施設に係る監査意見を付す必要がない事項については、下水道総合事務所に係る監査結果として取りまとめている。

## ・桐生水質浄化センター（桐生処理区）

### ① 処理区・施設の位置付け

桐生市の公共下水道として整備された経緯を踏まえつつ、県が流域下水道として運転管理を担い、東毛北部の広域処理拠点となっている。平成3年度（流域下水道として整備開始）に事業着手し、平成9年4月に供用を開始（又は運転管理体制を確立）している。

### ② 処理区域・幹線管渠等の概要

処理区域は3,403ヘクタールであり、処理対象となる市町村は桐生市・みどり市である。幹線を中心とする管渠の概況は「管渠延長約25.4km」である。

### ③ 施設規模・運転管理の概要

処理能力は3系列/36,000 m<sup>3</sup>/日で運転している。水処理・汚泥処理・電気設備等について、日常点検・定期点検を通じた状態監視を行い、異常時の初動対応や復旧手順の整備により安定処理を確保することが求められる。

### ④ 所在地

〒376-0013 群馬県桐生市広沢町7丁目5005

⑤ 概略図

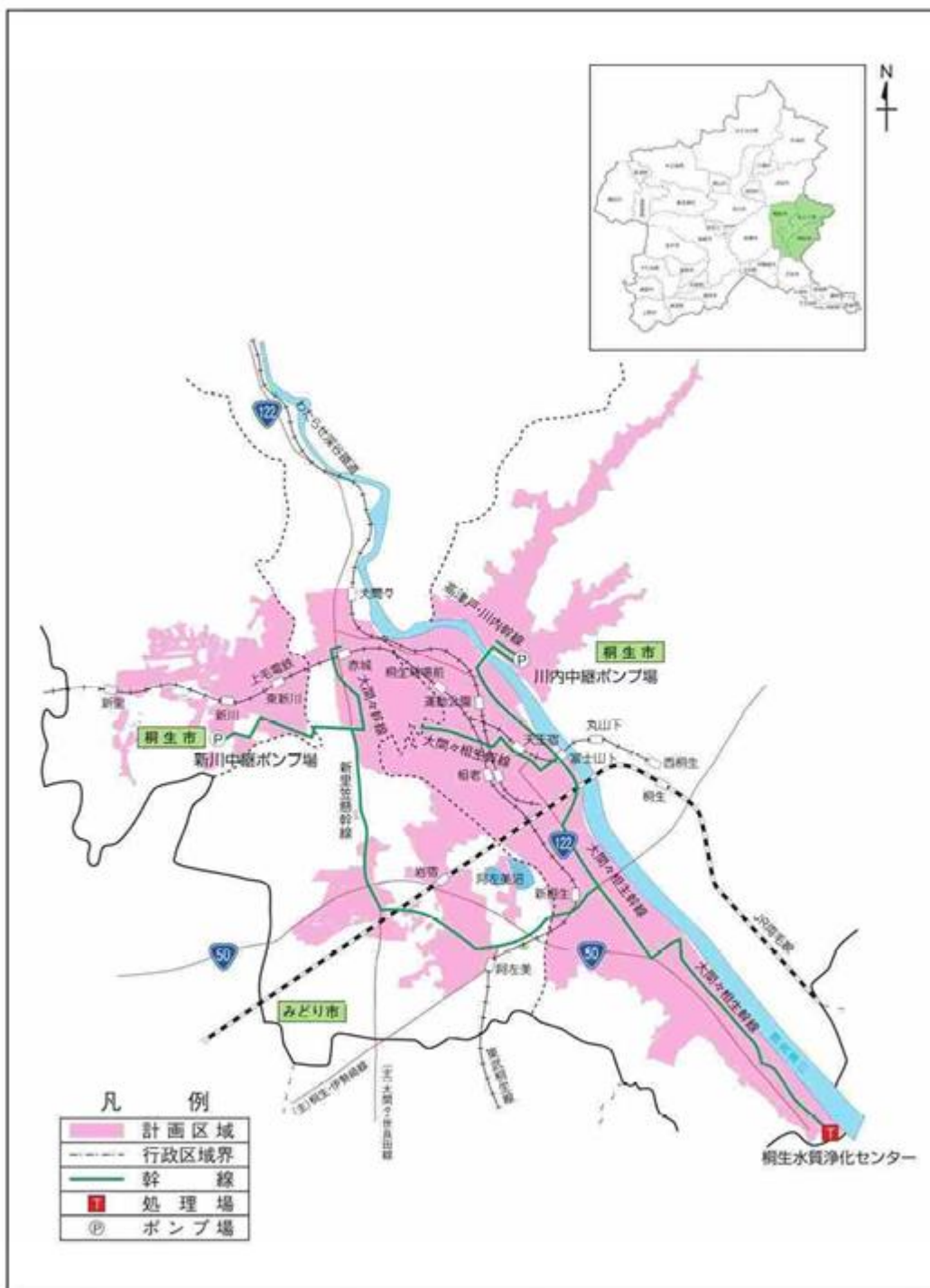


図 1-5 桐生処理区の概要（出典：群馬県流域下水道事業経営計画（一部改定））

・ 監査結果

焼却炉除却と炭化炉導入検討「汚泥処理戦略とLCCの問題」について（意見34）

桐生水質浄化センターの焼却炉除却は炭化等の代替方式検討と一体で除却時期・工事範囲・費用を最適化し、外部委託単価上昇や供給制約リスクも織り込んだLCC比較のうえ、その検討結果を県内の他の施設へ横展開すべきである。

## （前提）

桐生水質浄化センターの焼却炉については廃止が決定しているものの、当該焼却炉は建屋内に設置されており、撤去・処分には相応の解体工事等を伴うため、短期的に容易に除却できる状況にはない。そのため、現時点で焼却炉を除却していないこと自体は直ちに問題となるものではない。今後の除却については、汚泥処理の在り方（炭化炉導入等）の検討と整合させずに焼却炉の除却時期・方法を先送りした場合、将来の施設更新・改修時に工事範囲が拡大し、結果として費用が増加するおそれがある。また近年、産業廃棄物処理を含む廃棄物処理の価格は上昇傾向にあり、外部委託（産業廃棄物処理）単価の上振れリスクがある。廃棄物処理の高騰については、全国的な動向として、日本銀行企業向けサービス価格指数

（CSPI）における「廃棄物処理」及び「産業廃棄物処理」の前年比で比較すると、廃棄物処理については、2023年+2.2%、2024年10月+5.6%、2025年10月+2.8%と上昇しており、これらを複利で積み上げた累積では約10.9%上昇している。廃棄物処理価格の上昇は、労務費・エネルギーコスト等の転嫁に加え、処分先（中間処理・最終処分）の受入余力の制約により、受入枠の確保が困難化することでも生じ得る。この場合、単価上昇にとどまらず、必要量を計画どおり搬出・処理できないおそれ（供給制約リスク）が顕在化し、センター内の貯留逼迫を通じて運転継続に影響を及ぼし得る。

## （監査意見）

桐生水質浄化センターにおいては、廃止決定済の焼却炉の除却を単独の課題として捉えるのではなく、将来予定される炭化炉導入等を含む汚泥処理方式の検討と併せて、除却の時期、工事範囲及び費用を一体的に整理し、最適化を図ることが望ましい。加えて、外部委託単価の上昇シナリオを踏まえ、炭化による運転費・委託費の削減可能性を含めたライフサイクルコスト（LCC）を定量的に比較検討し、中長期的に合理的な処理方式を選択することが求められる。なお、本意見は焼却炉の除却を直ちに求めるものではなく、現行の汚泥処理方式（脱水・外部委託を前提とする方式）を中長期的に見直す検討と一体で、除却の時期・工事範囲・費用を最適化する観点から検討を進める必要があると考える。

桐生水質浄化センターは、廃止決定済焼却炉の除却を契機として、汚泥処理方式の見直しを具体的に検討できる条件が相対的に整っている。については、炭化等の代替方式の比較検討を先行して実施し、得られた運転実績・コスト実績・課題を県内他センターへ横展開することは、群馬県全体として汚泥処理の中長期的な最適化（費用の平準化と供給制約リスクの低減）に資するものとする。

## ・西邑楽水質浄化センター（西邑楽処理区）

### ① 処理区・施設の位置付け

東毛地域の工業集積地・居住地域を支える処理区であり、流入水量・水質変動への対応も含めた安定処理が重要となる。平成2年度に事業着手し、平成12年4月に供用を開始（又は運転管理体制を確立）している。

### ② 処理区域・幹線管渠等の概要

処理区域は3,256ヘクタールであり、処理対象となる市町村は太田市・千代田

町・大泉町・邑楽町である。幹線を中心とする管渠の概況は「管渠延長 約 19.3km」である。

③ 施設規模・運転管理の概要

処理能力は 1.5 系列/19,200 m<sup>3</sup>/日で運転している。水処理・汚泥処理・電気設備等について、日常点検・定期点検を通じた状態監視を行い、異常時の初動対応や復旧手順の整備により安定処理を確保することが求められる。

④ 所在地

〒370-0504 群馬県邑楽郡千代田町大字舞木字中里 1200-1

⑤ 概略図

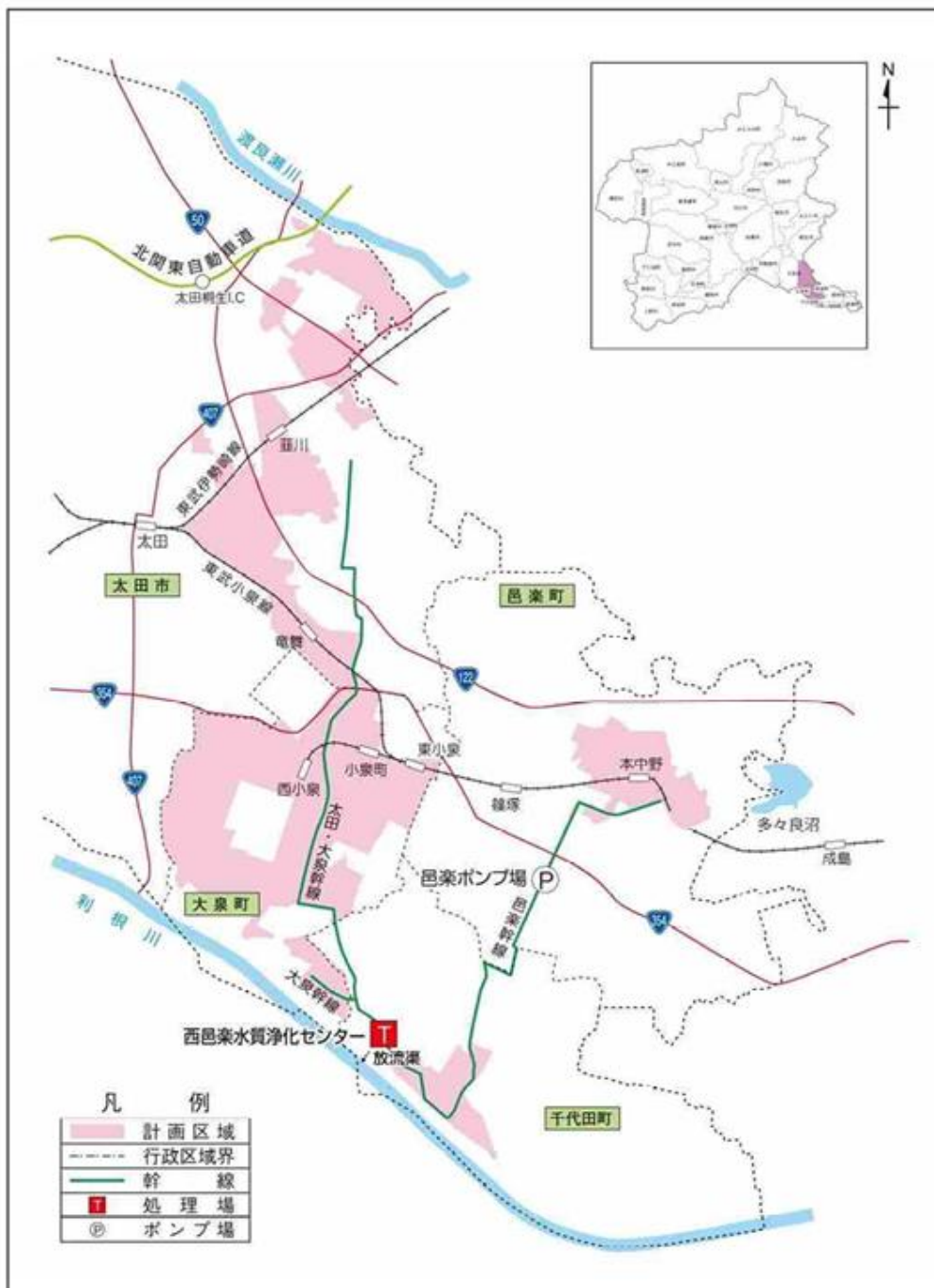


図 西邑楽処理区の概要（出典：群馬県流域下水道事業経営計画（一部改定））

## ・監査結果

西邑楽水質浄化センターに対する監査手続は、資産の保全状況及び遊休資産の有無等の把握を主眼として、現地視察を中心に実施した。なお、個別施設に係る監査意見を付す必要がない事項については、下水道総合事務所に係る監査結果として取りまとめている。

## ・利根備前島水質浄化センター（新田処理区）

### ① 処理区・施設の位置付け

維持管理は太田市が担う一方、幹線管渠の築造や施設の増設工事は県が引き続き担当しており、役割分担の下で運営されている。平成4年度に事業着手し、平成18年7月に供用を開始（又は運転管理体制を確立）している。

### ② 処理区域・幹線管渠等の概要

処理区域は2,782ヘクタールであり、処理対象となる市町村は太田市（旧尾島町・旧新田町・旧藪塚本町を含む。）である。幹線を中心とする管渠の概況は「幹線管渠延長約20.7km」である。

### ③ 施設規模・運転管理の概要

処理能力は1系列/11,700 m<sup>3</sup>/日（稼働）で運転している。水処理・汚泥処理・電気設備等について、日常点検・定期点検を通じた状態監視を行い、異常時の初動対応や復旧手順の整備により安定処理を確保することが求められる。

### ④ 所在地

〒370-0404 群馬県太田市備前島町 42-1

⑤ 概略図

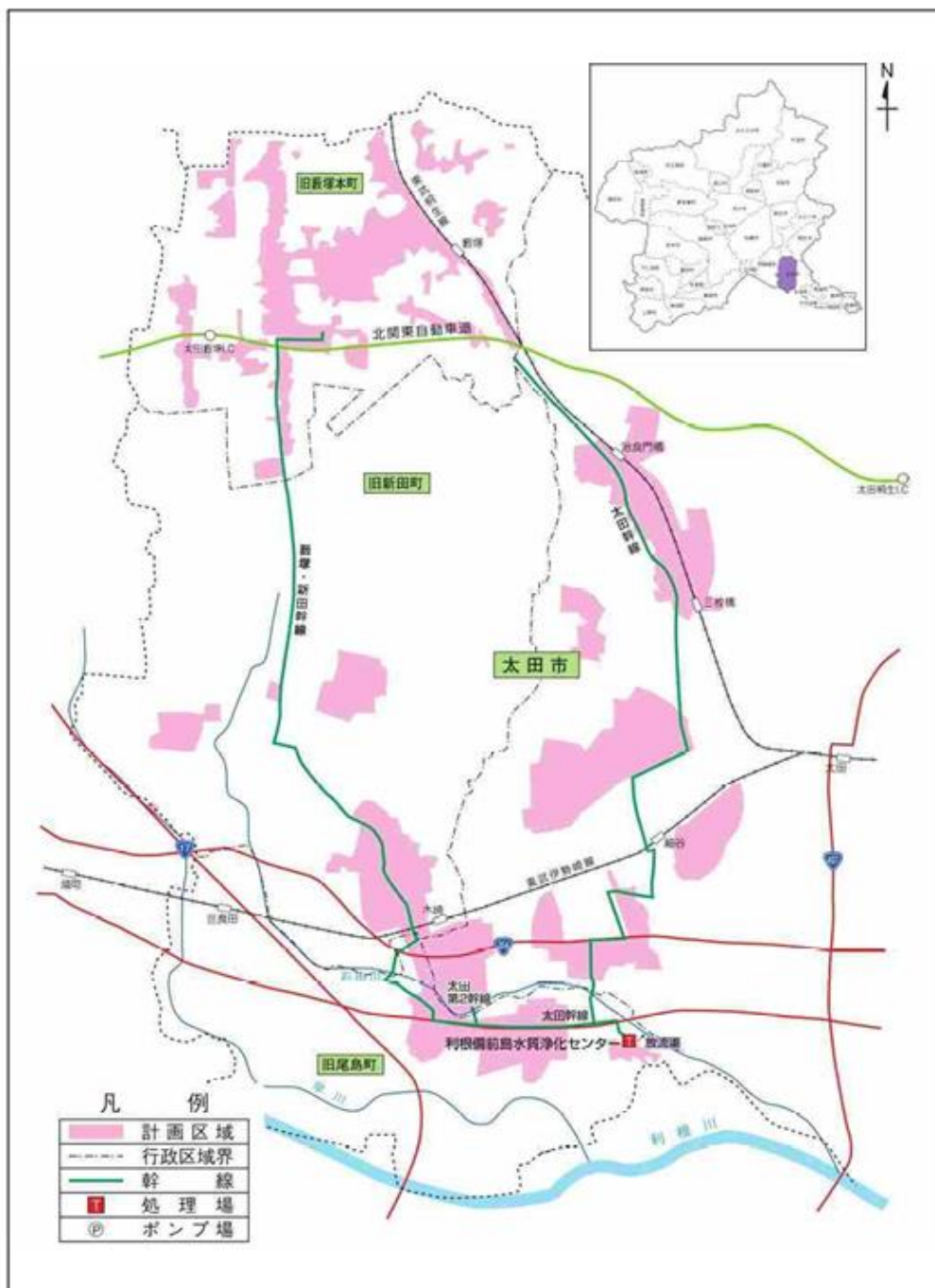


図 1-7 新田処理区の概要（出典：群馬県流域下水道事業経営計画（一部改定））

・ 監査結果

利根備前島水質浄化センターに対する監査手続は、資産の保全状況及び遊休資産の有無等の把握を主眼として、現地視察を中心に実施した。なお、個別施設に係る監査意見を付す必要がない事項については、下水道総合事務所に係る監査結果として取りまとめている。

## ・平塚水質浄化センター（佐波処理区）

### ① 処理区・施設の位置付け

維持管理は伊勢崎市が行い、県は施設増設・幹線管渠築造を担当し、処理区域拡大に向けた整備を進めている。平成13年度に事業着手し、平成20年9月に供用を開始（又は運転管理体制を確立）している。

### ② 処理区域・幹線管渠等の概要

処理区域は3,358.5ヘクタールであり、処理対象となる市町村は伊勢崎市（旧境町・旧東村・旧赤堀町を含む。）及び太田市（旧尾島町）である。幹線を中心とする管渠の概況は「管渠延長約19.3km」である。

### ③ 施設規模・運転管理の概要

処理能力は1系列/10,900 m<sup>3</sup>/日（稼働）で運転している。水処理・汚泥処理・電気設備等について、日常点検・定期点検を通じた状態監視を行い、異常時の初動対応や復旧手順の整備により安定処理を確保することが求められる。

### ④ 所在地

〒370-0132 群馬県伊勢崎市境平塚 99-1

⑤ 概略図

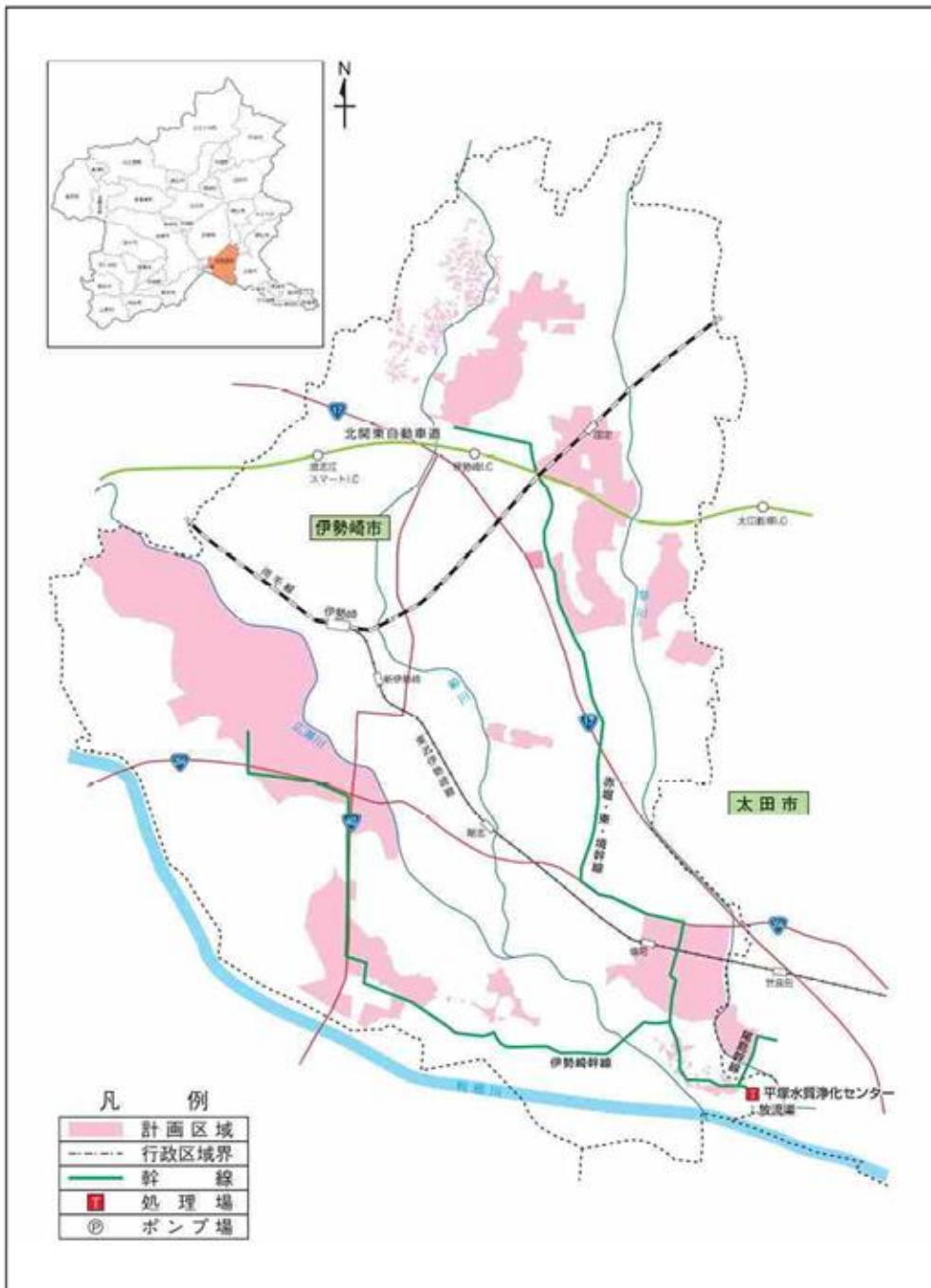


図 図 1-8 佐波処理区の概要（出典：群馬県流域下水道事業経営計画（一部改定））

・ 監査結果

平塚水質浄化センターに対する監査手続は、資産の保全状況及び遊休資産の有無等の把握を主眼として、現地視察を中心に実施した。なお、個別施設に係る監査意見を付す必要がない事項については、下水道総合事務所に係る監査結果として取りまとめている。

#### IV 平成 24 年度包括外部監査結果のその後の状況について

平成 24 年度の包括外部監査において指摘事項及び意見事項とされた事項について、今回監査において関連する範囲を中心に、その後の改善状況等を確認し、以下に記載した。

##### 1. 企業局水道課

###### (指摘事項)

監査結果	改善状況等
<p><b>4</b> 前橋市青梨子町の調整池増設工事（平成 6 年）の実施にあたり、前橋市と土地を交換することとしたが、工事終了後、交換の手続が実施されていない。</p> <p>早急を実施する必要がある、また、今後手続きの漏れがないようなチェックの仕組みを構築し、抜本的な対策を検討する必要がある。</p>	<p>平成 26 年 3 月 31 日付けで、前橋市との土地交換の手続を完了している。土地交換の手続については、各事務所と協議の上でチェック・フローを作成している旨を、担当者からのヒアリングにより確認した。</p>
<p><b>12</b> 渋川工業用水道では使用水量決定にあたり、使用者側量水器本体と事務所側積算値の照合を行う必要があったが、実施されていない。</p> <p>作業予定表等に項目を設け、失念しないような仕組みを構築することが必要である。</p>	<p>職員の作業予定表に照合項目を設け照合作業を実施し、その結果を照合記録簿に記録して管理する体制を構築していることを確認した。</p>

###### (意見事項)

監査結果	改善状況等
<p><b>1</b> 総括原価方式による価格制度のもとでは、利用率に関係なく原価相当額から利用額が決定されるため、利用料は利用率が低い分だけ高い価格となる。利用率が当初の計画に比して相当程度低い場合には、価格設定のあり方について十分検討することが望まれる。</p> <p>また、県央第二水道は、現有施設の利用率が 74.9%であり、施設の拡張計画の見直しが必要である。</p>	<p>企業局の水道事業は、広域的な観点から各水道事業者（市町村等）に代わって水道用水を供給しており、受水市町村等の要請を踏まえて施設規模を決定している。その中で、現時点で、県央第二水道についても、利用率向上につながる協定水量の増額も実現していることを確認した。今後の施設見直しについては、健康福祉部食品・生活衛生課水道系の意見に記載のとおり、受水市町村との協議により決定するものであることを確認している。</p>

<p><b>2</b> 利用率の低い施設の改善をどのように図るかが最も重要である。水道事業は、市町村の財政負担を大きく増やすことなく地下水から表流水に転換し、利用率を上げることで、利用者の福祉の増進に資するものとする。</p> <p>工業用水も利用率を上げることで、利用者の負担軽減が工業立地を優位に立たせ工場誘致の促進に役立つものとする。</p>	<p>水道事業は、市町村の浄水場改修計画等の状況を踏まえながら、受水市町村と協議して、利用率の向上の取組を確認した。結果として利用率の向上についても確認している。</p>
<p><b>8</b> 節水意識向上等による水需要鈍化への対応が経営課題の筆頭に挙げられている現状において、新規供給先の開拓も考慮し、営業収入が現状維持の場合の収支バランスを検討することは有効であるが、更に、右肩下がりの場合の対応策の検討も同時に行うことが望まれる。</p>	<p>収支計画の見直しを適宜行い右肩下がりの場合については支出を削減していくことなどの対応を折り込み、効率的な経営に努めている。また、利用率で低下だけではなく、物価状況も踏まえ、価格の改定等の対応を行っていることを確認した。</p>
<p><b>9</b> 受水企業の経営破綻による工業用水の供給停止の場合には、基本水量の減量に伴う負担金徴収も困難となるが、そうした最悪のケースの事後処理も想定し、不測の事態に備えた予備的な計画の準備も検討の余地があるものと思われる。</p>	<p>工業用水道事業の安定経営を図るため、減量・撤退時の負担金の原則を利用者協議会で決定していることを確認した。また、負担金収入がない場合の収支計画も予備的に作成するなど、一時的な収入減少に備える対応を講じていることを、所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により確認した。</p>
<p><b>10</b> 群馬県企業局中期経営計画において、工業用水道事業の主な取組と目標の中に、給水契約率の増加については触れられていないため、必要に応じて期限と目標給水契約率を定めて進行管理を行うことが望まれる。</p>	<p>団地造成事業と連携し、新規企業の開拓に努めているが、契約水量の増加は、新規企業の立地や既存企業の経営状況などに左右され、工業用水道事業者の努力だけでは実現できるものではない。</p> <p>新規での団地形成事業には、案内を行い、給水契約率増加の取組状況を確認した。</p>

<p><b>11</b> 長期補修計画に基づく保守・修繕を実施した際、計画書の計画内容に実施内容を上書きしており、計画どおりに保守管理されているか確認できない。</p> <p>計画と実績を対比し、当初計画どおりに実施できなかった場合に計画を変更したのであれば、その原因と変更後の計画の合理性を文書化することが望まれる。</p>	<p>「群馬県工業用水道事務所保守管理実施要領」にて定期点検計画・実績表を定め、保守・修繕の計画と実績を対比し、当初契約との差異の理由等を明確にする運用がなされていることを確認した。</p>
<p><b>17</b> 水道事業で使用される装置の一部には、独自技術ゆえに維持管理業務も製造元に依頼せざるを得ないといった状況があることから、機器本体のみで入札ではなく、維持管理費用を含めた金額での入札も今後の検討課題である。</p>	<p>機器の耐用年数等を踏まえ、原則として維持管理契約は5年以内とする運用としていることを確認した。また、現状の運用に問題はないとの所管課の認識である旨を、所管課へのヒアリングにより把握した。</p>
<p><b>18</b> 制御装置は年間を通して稼働しているものであり、不具合発生の場合は遅滞のない対応が必要であることから、点検契約ではなく、保守契約の締結が望ましい。</p>	<p>保守契約の考え方を取り入れて契約を締結している状況を確認した。</p>
<p><b>24</b> 地下の工事や配水管路の台帳の修正のような業務については、地下に何が設置されているか不明な場合もあり困難な面も多いが、工事を発注する際、配水管路台帳や過去の工事の経緯等を確認し、発注あるいは契約締結後の業務内容変更に伴う契約金額の増額が生じないように、事前の確認を十分に行うことが望まれる。</p>	<p>事前に想定できる内容を確認した上で発注時の設計を行っていることを確認した。なお、図面や台帳では確認しきれない支障物により業務内容の変更が必要となる場合もあることから、可能な限り契約変更が最小限となるよう、発注時点での事前確認を徹底する方針である旨を、所管課へのヒアリングにより確認した。</p>
<p><b>26</b> 委託業務において、その業務が内容の性質上、分割して実施される場合には、監督員は最終業務終了時だけでなく、適時に業務完了の確認を行い、その確認の都度、業務完了報告書入手し、完了検査の実施を文書により上司へ報告することが必要である。</p>	<p>委託業務の監督員は、業務が完了するごとに確認するとともに、文書で上司に報告する運用となっていることを所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>

<p><b>27</b> 東毛工業用水道第二浄水場計画は、平成 21 年度第 29 回群馬県公共事業再評価委員会で計画廃止決定の答申を受けた。この廃止に伴い生じると見込まれる国庫補助金の返還、遊休資産の売却など財政的な準備を進めているところだが、計画廃止には至っていない。</p> <p>今後、関係機関との調整を図り、なるべく早い段階で処理を行うことが必要である。</p>	<p>東毛工業用水道第二浄水場計画は、平成 25 年度、計画廃止に伴う変更手続により廃止されている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p><b>31</b> 板倉受水点及び東部地域水道事務所に於いて行われた各種水質計器取替外工事の計器が、異なる場所に設置してあるにもかかわらず、固定資産台帳に一括して計上されていた。場所ごと、種類ごとに登録して固定資産の管理に活用する必要がある。</p>	<p>固定資産の計上に当たっては、資産区分に従い、種類ごと、場所ごとに適切に登録し、固定資産の適正な管理を行っている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p><b>40</b> 供給地点の流量計設置の際に、事業所の検針値と合致させる作業を行わなかったことで、両者に大きな差を生じている地点があった。</p> <p>供給量の確認には問題はないが、早期に両者の値を合致させ、供給量計測値の信頼性を高めることが望まれる。</p>	<p>流量計の数値とモニターによる検針値については、平成 25 年 4 月末の検針時に整合を図った。今後は、流量計の設置時に両者の値を合致させる作業を徹底する方針としている。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p><b>58</b> 東部地域水道に係る八ッ場ダム建設費負担金は、当初計画に比べ取水規模を縮小した結果、既支払額は確定総額に対し支払超過となっている。</p> <p>これを前提として、毎期償却処理が行われているため、本勘定振替額は現在の確定総額を超過し、償却計上も過大である。</p> <p>確定額を前提に償却超過額の修正を行うことが必要である。</p>	<p>東部地域水道における八ッ場ダム負担金の支払超過額は、県央第二水道における八ッ場ダム負担金（未払分）と相殺して処理する方針としている。会計処理上、東部地域水道で本勘定振替額が超過し、償却計上が過大となっている分については、平成 25 年度に県央第二水道へ振り替えることにより修正することとしている。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>

<p><b>63</b> 工事の精算に伴って 10 百万円を超える減価償却費等の過年度修正が発生しているが、10 百万円を超えるような過年度損益の修正は望ましくない。</p> <p>見積書等から工事の内容はある程度判断がつくことから、工事の現場である各事務所と管理部署とが連絡を密に取り合い、概算計上の段階から極力修正額が少なくなるように固定資産を計上することが必要である。</p>	<p>各事務所と水道課が連絡を密に取り合い、概算計上の段階から極力修正額が少なくなるように固定資産の計上に努める。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
---	---

**2. 企業局財務管理課・総務係**  
(意見事項)

監査結果	改善状況等
<p><b>6</b> 水道事業において、目標達成のための進行管理すべき実行計画が特定されていない。</p> <p>行動計画の作成が不可能であれば、事業目的達成のための別の目標を掲げることが必要であったと思われる。</p>	<p>第2期中期経営計画においては、協定水量増等の進行管理困難な数値目標を記載すること自体を見直し、安定給水の向上や安心な水の供給等を実現するための具体的目標を設定する見直しを行っている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p><b>13</b> 中期経営計画は、経営の PDCA サイクルのツールとして重要な機能を持ち、実際に有効に機能していると高く評価することができるが、目標と行動計画との明確化等の検討課題もあることから、中期経営計画制度自体の改善と運用の見直しも一つの取組テーマとされることで、更に強力な経営管理体制への進化も期待される。</p>	<p>目標設定等の見直しを行い、PDCA サイクルの明確化や差異分析の導入等を含む運用を実施している。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。なお、本監査における PDCA サイクルに関する意見は、意見 2 を付言している。</p>

<p><b>16</b> 平成23年度末における企業局職員の年齢構成は高齢者層の比率が高いため、若年層比率を上げるためには長期的な人員計画を策定し、段階的な対応を取ることが望ましい。</p>	<p>毎年度、現員予定数を考慮して新規採用を行うことにより年齢構成の平準化に対応する方針としている。また、令和7年度からは社会人採用等の実施も認められる。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により上記の取組状況を確認した上で、人材確保・育成の実効性確保の観点から意見9、10を付した。</p>
<p><b>21</b> 清掃委託の業者選定の見積書入手において、競争参加資格者が多数あるにもかかわらず、過去の実績及び当該委託業務を行う場所までの距離により、数年間継続して特定の3業者から見積書を入手していた。</p> <p>委託業務を受ける機会を公平に付与する観点から、特定の業者を継続して指名するよりも、様々な業者を指名する方が望ましい。</p>	<p>委託業務の見積依頼は、「群馬県企業局工事費等見積基準」に基づき、業種、資格区分に適合する資格者の中から実績等を勘案するとともに、公平性を保つ観点から、過去に選定していない業者を優先的に選定し、特定の業者に偏らないよう配慮して業者を指名している。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p><b>25</b> 工事請負契約や委託契約などにおいて、一定金額以上の契約について一定割合以上の変更が行われた場合に、契約の変更内容を示した一覧表を作成することにより、次回の契約における契約変更を回避することにつながると思われる。</p>	<p>契約変更に当たっては、「群馬県企業局設計書作成要領」に基づき、変更理由書及び設計書の工事概要欄に変更内容を分かりやすく比較記載することを担当者に周知し、契約変更の内容等が把握できるように改善を図っている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p><b>36</b> 不用処理されていないパソコンが見受けられた。</p> <p>同パソコンについては、監査手続の後、速やかな対応により除却済みであるが、使用する見込みがないものについては、群馬県企業局財務規程に準拠して、不用の決定を行うことが必要である。</p>	<p>備品を含む物品については、企業局財務規程に準拠して8月中に現品確認を行うこととしており、各所属に対し確認事務の通知を行う際に、不要となった物品は不用決定を行うよう指示し、事務処理の徹底を図る方針としている。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。なお、本件に関連する意見17を付言している。</p>

<p><b>41</b> 固定資産台帳上の「合宿所用地」は、合宿所の廃止後、工業用水道の濃縮槽用地として使用され、市町村交付金が支給されていることから、用途変更があった場合は、固定資産台帳上の名称を変更すべきである。</p>	<p>固定資産台帳上の変更状況を確認、また、同様に用途変更時の変更状況も含めた運用が行われている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p><b>45</b> 企業局事業で効率化を目的に包括的民間委託導入を検討することは有用である。同様の視点で年度比較等による実績検証により現在の体制の評価を行うことや特定の活動について民間委託した場合との比較により、その効率性を検討することは有用である。</p>	<p>企業局における包括的民間委託の採用状況については、企業局に対する意見に記載のとおりであり、民間委託の活用により現状の体制強化につなげている状況が認められる。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により上記の状況を確認した上で、本監査では包括的民間委託の在り方について意見9を付した。</p>
<p><b>51</b> 企業局全体では、施設設備の取替更新等のはざまで生じる余裕資金を、一般会計への貸付け等のできるだけ安全確実な方法により運用しているが、施設設備の更新資金として減価償却累計額相当額が一時に必要となるわけでないことから、延命化実施後の実質的耐用年数を見積り、現在の保有資金が、今後の建設、設備更新等の計画、自己金融資金の増加等から、どのような状況にあるか把握し、必要な対応を図ることが望まれる。</p>	<p>県は、各事業部門における将来の設備投資計画等に基づき現状を把握し、長期的かつ効率的な資金管理を行うこととしている。これを踏まえ、本監査では、当該方針に沿った資金管理の実効性確保の観点から意見11を付した。</p>
<p><b>56</b> 企業局における在職期間と企業局以外の在職期間を反映させた基準を基に、退職給与を各部署又は事業にて負担すべきである。</p>	<p>相互に人事異動が行われていることから、現状は退職時の所属（会計）が退職給与を一括して負担する運用としていることを、所管課へのヒアリングにより確認した。なお、負担ルールの在り方については検討の余地があるとの認識である旨も併せて確認した。</p>
<p><b>57</b> 改正後の地方公営企業法施行規則による会計基準が適用される平成26年度以降は、退職給付引当金が自己都合要支給額を適切に表す計上方法へ変更することが望ましい。</p>	<p>「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」（総務省告示）に基づき会計処理を行っている。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の対応状況を確認した。</p>

<p><b>60</b> 総務課及び財務管理課は各事業に役務を提供していることから、各事業の業績を正しく把握するために、人件費及び経費について実際の役務提供割合に応じて配賦すべきである。</p>	<p>各事業の共通業務を担当する職員の人件費については、企業局の経営方針として基幹的な事業に重点的に配賦しており、所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により当該運用を確認した。また、配賦基準等については他の自治体等の事例を踏まえて継続的に検討することとしている。</p>
---	--

### 3. 県土整備部 下水環境課 (指摘事項)

監査結果	改善状況等
<p><b>1</b> 予算計上時に見積りを入手した業者が、予定価格算定で依頼する業者に含まれていなかった。</p> <p>予定価格算定のための見積徴取業者選定の際には、予算要求額算定時の見積徴取業者の指名の有無についても確認すべきである。特に担当者の異動があった場合には十分な引継ぎを行い、情報の共有化を行う必要がある。</p>	<p>「下水道総合事務所入札参加資格審査委員会の設置及び運営に関する要領」第5条（審査資料の提出）に規定する様式第1号（入札参加資格要件調書）を改正し、予算要求額算定時に見積徴取を行った業者の記載欄を設け、確認を行うこととした。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p><b>2</b> 指名競争入札の際に、指名業者が辞退し、8者又は9者で指名競争入札を実施している事例があった。</p> <p>適格となる業者の数が概ね10者に満たない場合に、会計局の「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」のただし書の「選定の結果、適格となる業者の数が概ね10者に満たない場合には、その数とすることができる」との規定により、「その数」とする場合には、その事実を文書化しておくことが必要である。</p>	<p>修繕等の入札手続に係る基準については、従来、会計局の「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」に準拠していたが、平成25年度に下水道総合事務所として同要領を整備し、指名すべき業者数に達しない場合の理由を記載する規定を設けた上で運用している。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、当該改善状況を確認した。</p>

<p><b>3</b> 指名された業者が見積りを辞退していたが、入札参加資格審査委員会に提出された業者指名調書にその旨の記載がなく、見積りを辞退した業者がそのまま指名され、入札を辞退する結果となった。</p> <p>担当者は業者指名調書に必要な情報を正しく記載するとともに、上席者は記載内容を確認して承認する等のチェック体制を整備する必要がある。</p>	<p>「下水道総合事務所入札参加資格審査委員会の設置及び運営に関する要領」第5条（審査資料の提出）を改正し、入札参加資格要件調書に、予定価格積算時の見積業者からの見積書及び見積辞退届の写しを添付することを規定するとともに、上席者による調書の確認を徹底している。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p><b>6</b> 流域下水道事業において、設備台帳（機械）は、下水道台帳の補完図書であるが、情報のアップデートが十分に行われておらず、現状の設備台帳ではその機能を十分に果たすことができない。</p> <p>下水道長寿命化計画に対応する新規台帳を早急に準備するか、現在使用している設備台帳を更新する必要がある。</p>	<p>平成25年度中に設備台帳（機械）を更新するとともに、新設・更新工事及び修繕業務の仕様書に完成時の台帳更新を規定し、完了検査において更新完了の確認を徹底する方針としている。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、前回の指摘・意見に係る改善措置が講じられていることを確認した。</p> <p>一方で、現在は台帳情報の見える化や修繕状況等を踏まえた活用・管理の高度化が課題となり得ることから、本監査では当該観点から意見26を付した。</p>
<p><b>7</b> 国から補助金を受けて取得した高額な備品が、平成20年度から使用見込みもなく放置されている。</p> <p>緊急災害時等の使用可能性があることから所有しているが、メンテナンスを行っていないため、緊急時にすぐに使用することができない状態にある。メンテナンス費用も考慮し、今後の利活用、売却又は廃棄処分について検討する必要がある。</p>	<p>指摘のあった備品について関係機関等に譲受けの希望調査を実施し、ガスクロマトグラフ質量分析計システムについては、譲受希望のあった県関係機関へ物品管理換を行った（平成25年12月）。</p> <p>高周波プラズマ発光分析装置については、譲受希望がなく、年数経過による機能低下及び老朽化により使用に支障をきたしているため不用兼廃棄決議を行い廃棄処分した（平成26年1月）。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>

<p><b>9</b> 県と市町村による要綱等により、流域下水道管理に要する費用である維持管理費負担金は、排水負担金及び公費負担金の2種類とされている。現在、県央処理区及び桐生処理区では、排水負担金が維持管理費を超過しており、維持管理費相当額をすべて市町村が負担し、県は公費負担金を負担していない。</p> <p>排水負担金が維持管理費の6分の5を超過する額は、市町村に返還されるのが要綱、覚書の趣旨からして適切と判断する。</p>	<p>他の都道府県の状況や、流域下水道事業が独立採算を原則としていること等を踏まえ、流域下水道事業における県及び市町村の負担（維持管理費及び資本費）に係る制度改正を検討している。まず、維持管理費に係る県公費負担の廃止を前提として、県と市町村との協議を開始した。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、当該協議が開始されたことを確認したが、現時点では協議の結論に至っていないことから、追加の指摘又は意見は付していない。</p>
<p><b>10</b> 不明水量について、総流入量の6分の1とする想定は実態と乖離しており、現状のままでは県・市町村間の負担額は適正ではない。</p> <p>実態に即して負担金の適正化を図る必要がある。</p>	<p>維持管理費に係る県公費負担の廃止について合意を得るため、県と市町村が協議を継続していることを、所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により確認した。改善措置内容に変化がないのは協議継続中であるためであり、本監査では当該状況を確認したことから、現時点で追加の指摘又は意見は付していない。</p>
<p><b>11</b> 平成23年度の県央処理区では公費負担金の2倍の黒字、桐生処理区では3倍もの黒字が発生しており、その結果、県の公費負担金も実質的に負担のない状況となっているが、県央処理区では昭和62年度から、桐生処理区では平成8年度から料金改定がされていない。</p> <p>県央処理区、桐生処理区の覚書には、排水負担金の単価は概ね3年を目途に見直すこととされており、見直すべき時期が到来しているものと判断する。</p>	<p>県央処理区については、市町村が負担する排水負担金の単価及び改正時期が適正となるよう、市町村と協議を継続していることを確認した。また、桐生処理区についても同様に協議を継続していることを確認した。改善措置内容に変化がないのは、いずれも協議が継続中であり結論に至っていないためである。現時点では、上記の対応状況を確認したことから、追加の指摘又は意見は付していない。</p>

(意見事項)

監査結果	改善状況等
<p><b>3</b> 流域下水道事業では、事業の達成目標を数値目標として計画を整備しているが、これらを達成するための経営管理ツールとしての計画は作成されていない。</p> <p>効率的な業務の推進のために、事業遂行上の検討課題を事業計画として網羅的に整理し、対応方針を明確にした上で、優先順位の高いものから実行し、進行管理を行うことが望まれる。</p>	<p>流域下水道事業の事業計画は、従来の整備計画に加え、管理・経営までを一体的に捉えた構成へ見直され、経営管理の視点を含む計画として策定され、進捗管理が実施されている。なお、本監査では当該進捗管理の方法等について検証し、改善の余地がある点について意見 15、16 を付した。</p>
<p><b>4</b> 県では、汚水処理人口普及率が全国 36 位（平成 23 年度末）であり、今後の普及率の向上が重要な課題であるとされ、平成 9 年度に汚水処理計画が策定されて以来、数度見直しがされている。しかし、現在の各計画は、目標値の提示であり、達成に当たっての施策を評価するための機能が不足している。</p> <p>各年度の目標値・施策・必要予算と実績との対比により進行管理を行うことが望まれる。</p>	<p>群馬県汚水処理計画において、各年度の目標普及率及び必要事業費を設定し、実績値との対比により目標達成に向けた進行管理を行う運用となっていることを確認した。なお、計画の進捗管理の在り方については、意見 15、16 を付言している。</p>
<p><b>14</b> 水質浄化センター間での人事異動が頻繁に行われることにより、将来下水道に関する経験を持った人材の不足が懸念される。このような状況を踏まえて、下水道に関する経験を持った人材の育成が必要であり、そのための中長期的な人員育成プログラムの作成が望まれる。</p>	<p>流域下水道事業における水質浄化センターの維持管理は、管理コストの削減を目的に、性能発注により民間事業者へ業務委託している。県として社会人採用も活用する体制を構築するなど改善を図っている段階にあることを確認した。なお、本監査では人材マネジメントの観点から当該点について意見 9、10 を付した。</p>

<p><b>15</b> 下水道総合事務所では、一部業務を包括的民間委託により行っているが、委託先の管理業務のためにも、企業局のデータベース化と同様の検討が望まれる。また、相互のノウハウの活用が有効であれば、部門を超えたデータベースの共有化も検討の余地があるものと思われる。</p>	<p>流域下水道事業における水質浄化センターの維持管理業務は、性能発注により民間へ委託され、日常の運転管理は受託者のノウハウに委ねられている状況を確認した。県は監督業務及び危機管理時の実務対応について人材育成により継承する方針であることから、本監査では包括的民間委託下におけるノウハウの整理・継承の在り方について意見 14 を付した。</p>
<p><b>19</b> 一般競争入札において入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるため「低入札価格調査制度」を定めている。その制度では、低入札価格調査を実施する調査基準価格と、低入札価格調査を実施することなしに失格となる失格基準価格を設けている。流域下水道事業における入札においては、恣意的な判断が行われることがないように、県土整備部の定めた要綱、要領、ガイドラインに基づき、厳格に執行されているものと見受けられる。しかし、失格基準価格の適用により、本来排除する必要がない事業者までも排除しているのではないかとの懸念がある。失格基準価格を設けた低入札価格調査制度によるのではなく、県の実態に即した制度を確立していくことが望まれる。</p>	<p>流域下水道事業では、土木工事のように契約後に現地で作業を必要とする工事については、従来どおり「低入札価格調査制度」を適用し、適正な工事執行の運用に努める。なお、JIS 製品や汎用品の購入が主となり、低価格の入札となっても品質確保が担保できると思われる工事については、「低入札価格調査制度」の第 4（失格基準価格）第 2 項を適用し、失格基準価格を設けないとするための具体的な適用基準を策定している。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p><b>20</b> 修繕業務の指名業者の選定については、「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」の「概ね 10 者以上の指名業者を選定するものとする」との規定に基づき、10 者に見積依頼したが、辞退者が出たため 10 者に満たず入札を行った。他に指名できる業者がない場合も推測されるが、できる限り多くの業者を指名することにより、より競争原理を働かせ、適切な入札となるよう努めるべきである。</p>	<p>修繕等に関する入札手続は、会計局の「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」に準拠してきたが、平成 25 年度中に下水道総合事務所の「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」を定め、要領に定められた業者数を指名する運用に改めている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>

<p><b>23</b> 下水道総合事務所では、「下水道総合事務所入札参加資格審査委員会の設置及び運営に関する要領」に準拠し、入札参加資格審査委員会が開催されているが、同要領に議事録の作成についての定めがないことから、議事録は整備されていない。また、企業局においても、「工事入札参加資格審査委員会設置要領」において、審議事項、委員会の構成、入札参加資格要件の決定等を定めているが、委員会は、非公開であることから、委員会議事録については整備されていない。</p> <p>入札参加資格審査委員会の審査は、入札の公正を期する重要な手続であり、審査上の重要な判断事項等について議事録を残すべきと考え、要領に規定すべきである。</p>	<p>入札参加資格審査委員会での、公共工事の品質確保及び業者選定の公平性の確保に関わる審議に配慮し、重要な判断事項等について、「下水道総合事務所入札参加資格審査委員会の設置及び運営に関する要領」に議事録の作成規定を設けている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p><b>28</b> 桐生水質浄化センターの焼却炉については廃止が決定した現在も残存し、奥利根水質浄化センターでは使用されていないコンポスト実験棟が残存し、敷地の有効活用がされていない。また、計画縮小により処理施設の系列数を減らしているが、この事業用地が有効活用されていない。事業用としての活用を検討する場合には、有効活用を事業の課題として位置づけ、対応方針及び所管責任を明確にし、検討の進行管理を行う等の環境整備が望まれる。また、検討の結果、事業用としての活用が困難であれば、未利用地として県有地利用検討委員会へ委ねることが必要となる。</p>	<p>桐生水質浄化センターの焼却施設の検討については別途意見を付言している。奥利根水質浄化センターでは、コンポスト実験棟を平成25年度に撤去し、公園整備等により地域交流スペースとして有効活用されていることを確認した。併せて、各センターの計画見直しにより遊休化が見込まれる用地について、太陽光発電施設等の活用を県単位で検討していることを確認した。</p>

<p><b>30</b> 下水道法に基づき、流域下水道台帳を作成しているが、一部に時点修正されていない等の不備が見受けられる。また、必要最低限の情報は入手できるが、使い勝手が悪いことより、現在、マッピングを取り入れた流域下水道台帳の電子化に取り組んでいる。</p> <p>災害時の情報収集や今後の修繕計画の立案等に支障をきたすことが無いよう早期の作成が望まれる。</p>	<p>県は新設・更新工事の発注仕様書に「完成時に流域下水道台帳を更新する」旨を規定し、情報更新の徹底を図る方針としている。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、前回の指摘・意見に係る改善措置が講じられていることを確認した。</p> <p>一方で、台帳情報の見える化や更新・修繕状況等を踏まえた活用の観点からは、なお改善の余地があることから、本監査では当該点について意見 26 を付した。</p>
<p><b>33</b> 流域下水道事業では、毎年 8 月に備品管理システムの数量と現物との照合を行い、3 月末に会計局にその結果を報告しているが、実際に行った照合の証跡が残されていない。</p> <p>現物との照合とともに使用状況の確認の証跡を残すことにより、使用頻度の低い物品、不要な物品の利活用や処分を検討することが望まれる。</p>	<p>群馬県財務規則に基づき毎年 8 月に実施する備品の現物照合に当たり、備品台帳に現物照合欄及び使用状況欄を設け、確認内容を記載して記録として残す運用としている。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p><b>34</b> 電気伝導計ソフトウェアと一眼レフカメラは、現在使用しておらず、使用見込みもないため、「群馬県財務規則」第 231 条に則り、早期に不用の決定を行う必要がある。</p>	<p>当該備品は、平成 25 年 1 月 31 日に物品不用決議を行い、同年 2 月 7 日に廃棄処分した。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p><b>35</b> 物品管理システム上、空気呼吸器の保管場所が、奥利根水質浄化センターではなく、県央水質浄化センターとなっていた。また、県央水質浄化センターの汚泥棟に保管されている備品について、県央水質浄化センターと記載されているものと、汚泥棟と記載されているものがあった。</p> <p>現物確認時にも役立つよう、保管場所は正しく詳細に記載することが望ましい。</p>	<p>当該備品（空気呼吸器）については、平成 24 年 11 月 5 日に奥利根水質浄化センターが保管場所であることを確認し、同年 11 月 6 日に物品管理システム上の保管場所の記載事項を県央水質浄化センターから奥利根水質浄化センターに訂正した。</p> <p>県央水質浄化センター汚泥棟に保管されている空気呼吸器については、物品管理システム上の保管場所を県央水質浄化センター汚泥棟に記載事項を統一した。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>

<p><b>37</b> 平成 23 年度中に更新機器が納入され、規定に準拠し不用の決済が行われているが、廃棄の処理が行われていない状況にある。</p> <p>不用の決定が行われた備品については、早期に廃棄処理することが望まれる。</p>	<p>当該機器については、不用決定後、平成 25 年 2 月 7 日に廃棄処分が行われたことを確認した。一方で、指摘 5 で述べたとおり、同様に不用とされた備品が残置され得る状況も見受けられたことから、今後は不用決定から廃棄処分までの手順が適時に完了するよう、運用の明確化を図ることが望まれる。</p>
<p><b>38</b> 各水質浄化センターにおいて同一の機器を利用しているにもかかわらず、リース契約の契約形態が異なり、費用の発生金額が異なっている。</p> <p>県として統一的な判断ができるような方針を定めるなど、同一機器については、同じ契約内容とすることが望まれる。</p>	<p>リース台帳を作成し、総合的なコスト比較棟を行った上で、次期更新機器から、契約内容を統一する運用となっている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p><b>42</b> 利根川佐波流域下水道事業については、市町村合併により 1 市 1 流域になったため伊勢崎市へ移行することとなっているが、債務等を含め資産を有償譲渡した場合、伊勢崎市は、移管に伴う多額の債務を負うことになり、市の財政に大きな負担となることが想定されている。</p> <p>今後、持続可能な汚水処理事業を行うためにも、人口減少等の社会情勢の変化により空いた施設の有効利用として、し尿処理の一元化や、一層の広域的な観点から効率的な汚水処理場を行っていくために、流域下水道区域の再検討をすることが期待される。</p>	<p>利根川佐波流域下水道を含む県東部地域は、生活排水による河川の水質汚濁が進み、水質保全の必要性が高い地域である。</p> <p>流域下水道事業の維持管理費は、他の都道府県の状況や流域下水道事業が独立採算を原則としていることなどから、県公費負担金の廃止を前提に市町村と協議を開始した。また、建設費の回収についても、受益者負担の原則に立ち市町村と協議する。</p> <p>これらを勘案して、今後、この地域の持続可能な汚水処理を行うため、流域下水道事業の原則に基づき、効率的な汚水処理事業を検討することとしている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>

<p><b>43</b> 終末処理場や管渠（きよ）等の建設費の一部は、汚水処理に掛かる経費として、使用料収入で回収するよう努力する必要があるとされているが、県の場合には、建設費の回収を行っていない。この建設費の回収方針については、市町村及び受益者（下水道利用者その他の地域住民）に明確に説明し、回収すべき建設費の金額を市町村ごとに示し、補助が行われていることを周知することが望まれる。</p>	<p>他の都道府県の状況や、流域下水道事業が独立採算を原則としていること等を踏まえ、流域下水道事業における県及び市町村の負担（維持管理費及び資本費）に係る制度改革を検討している。制度改革の検討の中で、資本費（建設費）回収の在り方についても市町村と協議している。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p><b>44</b> 委託業者選定の入札手続参加者は、県央水質浄化センターが2社であるが他の水質浄化センターは各1社であり、手続は入札の形式をとっているが、競争となっていない。事前に組織体制が準備可能で大規模な業務を受注できる業者が限られており、既存の受託業者は現場環境を熟知した強みがあることから、他に相当な改善提案及びコスト改善プランを持った業者でないと入札参加意欲を持っていないことが推測される。今後においても、同様に競争を確保できるか懸念される場所である。事前に受注可能な業者の調査を行い、指名競争入札の方法も検討すべきである。</p>	<p>本件は世界貿易機関（WTO）の政府調達協定の対象であることから、一般競争入札としている。なお、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」における内外無差別の原則により、仮に指名競争入札とする場合であっても、国外を含む広範囲から指名業者を選定する必要があり、実務上現実的ではないことから、当面は現状どおりの取扱いとする方針としている。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p><b>46</b> 下水道事業に係る機械・電気設備（以下「設備」という。）の修繕業務に関する規程は現状明確にされていないため、複数の要領を参考にしながら業務を実施しているのが実状である。設備の修繕は金額が多額になること、毎年度発注件数が多いことから、設備の修繕業務についての規程を設け、その規程に基づいて業務を遂行することが望ましい。</p>	<p>平成25年度中に下水道総合事務所の「物品等の購入に伴う業者選定及び契約事務取扱要領」を定め、一元的に対応している。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>

<p><b>47</b> 地方財政法第5条の2において、地方債の償還年限については建設施設の耐用年数を超えないことが定められている。資本費と資産管理の適正を図るためにも標準耐用年数と償還期間との整合性を確認する体制を構築する必要があり、経営の健全化に向けた取組が望まれる。</p>	<p>総務省への事前協議及び金融機関への起債申込み前に、起債対象工事の標準耐用年数を記載した一覧表を作成し、償還期間が地方財政法第5条の2に適合しているか確認する運用となっている。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p><b>48</b> 各水質浄化センターは、毎月報告書を下水環境課へ提出しているが、報告書の様式・方法が各水質浄化センターで異なっていた。</p> <p>報告書の提出に関して報告内容、提出時期（期限）、定時又は随時、回数等を事務取扱要領等において、明確に定める必要がある。</p>	<p>平成25年2月に報告様式を統一した。所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>
<p><b>49</b> 下水環境課は、毎年総務省に「地方公営企業決算状況調査表」を提出しているが、流域下水道事業特別会計と同調査表では、科目名が異なっており、特別会計の決算数値を同調査表の様式に合わせるように集計し直さなければならない。調査表の決算数値は、国の統一的な基準で算定されたものであり、他県との比較等、利用するには有益なものであるため、これを有効活用した経営分析を行う必要があると考える。</p> <p>また、県の決算数値から調査表の決算数値への振替に当たっては、明確な手順書等がないため、明確な手順書等を作成することが必要である。</p>	<p>調査表作成のための手順書を作成するとともに、公表された調査データの有効活用について検討する。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>

<p><b>50</b> 流域下水道事業は、公共事業、投資規模の大きいもの、長期にわたり収支を考慮する必要にあるものに該当することから、公営企業会計基準適用によるシステム対応等の負担を克服し、公営企業会計のメリットをいかした経営を行うことが望まれる。</p>	<p>流域下水道事業への公営企業会計（公営企業会計基準）の導入に当たり、同会計を導入している東京都、埼玉県及び茨城県に対し、メリット・課題等についてヒアリング調査を実施したことを確認した。その結果等を踏まえ、本県では令和2年度から流域下水道事業に公営企業会計（公営企業会計基準）を適用している。</p>
<p><b>59</b> 下水道総合事務所には、各水質浄化センターの事務を取りまとめて処理する共通の事務職員がおり、人件費は各処理区の予定流入量に応じた按分割合で配賦すると規定しているが、予定流入量が一定以上変化した場合には、按分割合を見直す必要があり、規程において、按分割合を見直す基準を明確に定めることが必要であると考え</p>	<p>各水質浄化センターの共通業務を担当する職員の人件費及び経費については、各処理区の予定流入量に応じた按分割合で配賦すると規定してきたが、予定流入量が一定以上変化した場合の按分割合を見直す規定がなかったことから、按分割合を見直す規定を定める。</p> <p>所管課へのヒアリング及び関係資料の閲覧により、上記の改善状況を確認した。</p>

なお、企業局電力事業は、今年度の監査では対象外としたため、検討は省略した。

以上より、平成24年度の指摘・意見に係る取組については、一定の改善が図られているものと認められる。今後は、対応状況の整理・共有を継続し、必要に応じて関係計画や運用の見直しに反映させることで、取組の実効性を一層高めることが期待される。

以上